

度の適用について青色申告書を提出する場合に限る旨の要件を廃止すること、欠損金の繰り越し控除について欠損金の生じた事業年度に青色申告書を提出していれば、その後の各事業年度には青色申告書を提出することを要しないものとすること等の措置を講ずることとしております。

第二は、主として中小企業者が加入している道格退職年金契約等の退職年金積み立て金に対する法人税の税率を一・二%から一名に引き下げることとしております。

第三は、圧縮記帳の特例の対象となる工事負担金の範囲に、主として農業協同組合等が受け取る有線放送電話についての工事負担金を追加する等、所要の規定の整備合理化を行なつておりま

る最後に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

最近における内外の経済情勢の変化及び関税括弧引き下げ交渉の妥結等の関税面における国際的動向に対応して、関税率及び関税の減免制度について所要の調整を行なうとともに、不当廉元関税率制度の整備、開港の追加等を行なうため、関税定率法、関税法及び関税暫定措置法についてそれぞれ所要の改正を行なう必要があります。この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一は、関税率について必要な調整を行なうことであります。すなわち、関税定率法及び関税暫定措置法を通じて六十二品目の実行税率を変更いたしますとともに、暫定税率の適用期限が本年三月三十一日とされている七十二品目につきまして、その適用期限を一年間延長いたしますほか、二十二の品目につき同種の品目の税率を統一する等の改正を行なうことといたしております。実行税率を変更する六十二品目の内訳は、税率を引き下げるものが関税割り当て制度の二次税率の引き下げを含め六十一品目であり、残りの一品目は、

配合銅料用以外のトウモロコシの関税割り当て制度につきまして、その適用期限を一年間延長することも、二次税率を引き上げ、一次税率の一部を引き下げるものであります。

第二は、本年三月三十一日に適用期限が到来する重要機械類の免税制度等関税の減免税または還付制度のうち、十一の制度についてその適用期限を一年間延長することであります。

第三は、別途国会の御審議をお願いしております関税及び貿易に関する一般協定のシニーヴ議定書(一九六七年)による協定税率の引き下げに応じ、入国者の携帯貨物に対する簡易税率を引き下げることであります。

第四は、これも別途国会の御審議をお願いしてあります関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定を受諾することに伴い、現行不當廉元関税制度につきまして規定の整備を行なうことであります。

このほか、最近における港湾施設の整備状況、外國貿易船の出入港状況及び輸出入実績等を考慮いたしまして、新たに開港として、千葉県の木更津港、広島県の土生港及び福岡県の苅田港を指定することといたしますとともに、若干の規定の整備をはかることといたしております。

以上が交付税及び譲与税配付金特別会計付

○委員長(青柳秀夫君) 次に、補足説明を聽取いたします。

○政府委員(相沢英之君) 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外三法律案の提案の理由及び内容であります。何と御審議の上、すみやかに御賛成くださいまへようお願い申し上げます。

第二に、将来にわたる地方財政の体質改善をは

かるため、資金運用部引き受けにかかる地方債二百五十億円を地方団体が繰り上げ償還することとともに、二次税率を引き上げ、一次税率の一部併び、交付税及び譲与税配付金特別会計においても、二次税率を引き上げ、一次税率の一部を引き下げるものであります。

第三に、昭和四十二年度に発行した特別事業債の元利償還に伴う財政需要に対処して、昭和四十二年度から昭和五十六年度まで三ヵ年度間にわたり償還が行なわれることとなるのであります。

さらに、昭和四十三年度から昭和五十六年度ま

での間ににおいて交付する特別事業債償還交付金に相当する金額を、予算で定めるところにより、一方交付税法の一部を改正する法律案を提出いたしております。この地方交付税にかかる特例措置を実施するため、交付税及び譲与税配付金特別会計

法につきまして、一般会計からこの会計への繰り入れについて特例を設けるとともに、この会計に借り入れ権限を付与する等、所要の措置をとる必要があるのであります。

法律案の内容につきましては、先ほどの提案理由説明といさざか重複する点もあるかと存じます。が、かいづまんで申し上げます。

まず、本特別会計法によれば、地方交付税の財源に充てるため、毎年度、一般会計からこの会計に繰り入れる金額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額の百分の三十二相当額に過年度の精算過不足額を控除または加算することとなつておりますが、昭和四十三年度にあつては、同法により算定した額から四百五十億円を控除した額とし、他方、昭和四十四年度以後三年度にあつては同法により算定した額に毎年度五百億円を加算することとしております。この改正案に基づき、昭和四十三年度一般会計予算においては、第一に、国、地方を通ずる財政運営の円滑化及び年度間の財源調整をはかる見地から、同年度における地方交付税の総額を四百五十億円減額

ます。所得税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

今回の所得税法の改正は、最近における所得税負担の状況にからみまして、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するとともに、あわせて所得税制の整備合理化を行なうことをその内容としております。

第一は、所得税の減税でございます。すなわち、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を前年度に引き続きまして十万円程度引き上げることと自述といたしまして、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、基礎控除等の諸控除の結果、昭和四十三年度の所得税の納稅人員は、改正前でござりますと約二千三百三十三万人と見込まれておりますが、改正後では約一千六百六十五万人となりまして、約百六十八万人の減少となるわけになります。さらに、障害者控除や寡婦控除等の人的控除につきまして、現行の七万円の控除額を八万円に引き上げますとともに、特に障害の

あります。この借入金は一年内に償還するものとし、昭和四十四年度または昭和四十五年度が重いわゆる重度障害者については、現行

んがみ、発展途上国に対するわが国の特別の配慮を示すため、通常のようなケネディラウンド譲許の段階的実施によることなく、一挙に最終譲許税率までの引き下げを繰り上げて実施することとしたしております。なお、これらの品目をA・I品目、繰り上げ実施品目と呼んでおりますが、今回の改正の対象となりますものは二十六品目、このうち、今回基本税率を引き下げるものは二十三品目、残りの二品目につきましては、現行の暫定減税を延長することといたしております。その他の品目につきましては、国産原料の供給不足、国内産業の合理化の進展等の経済情勢の変化に対応して閑税率の引き下げを行ないますほか、通商実務の便宜をはかるため、食用植物油の税率の統一をはかる等、それぞれ所要の調整を行なうこといたしております。

以上のはか、バター、米、ハードボード等七十二品目につきましては、現行の暫定税率をなお一年間延長することといたします。

第一番目が閑税の減免制度の調整でございます。閑税暫定措置法に規定されております閑税の減免制度または還付制度の改正に関するものでございます。現在設けられております減免制度または還付制度は、すべて本年三月三十一日限りとなつておりますが、これらのうち、給食用脱脂粉乳の免税、農林漁業用重油の免税等、十一制度につ

きましては、その適用期限をなお一年間延長することといたします。

第三が簡易税率の改正でござります。これは入出国者の携帯品に対する簡易税率でございますが、この改正について御説明いたします。

簡易税率は、旅客及び乗り組み員が本邦に入国する際、携帯輸入する貨物に対して、閑税及び内

国消費税を統合して適用される税率であり、昨年新設されたものでありますが、簡易税率により計算した税額が条約による税率を基礎として計算した税額をこえる場合には条約による税率を適用することにいたしております。条約案件として、別途、国会の御審議をお願いしております、「閑税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(一千九百六十七年)」「いわゆるケネディラウンドの議定書」でござりますが、これによる税率の引き下げに伴ないまして、ケネディラウンド譲許による税率引き下げに合わせて簡易税率を改正する、こと

いう内容のものでござります。

その次の問題は、不当廉売閑税制度の整備でござります。この改正について御説明いたしますと、これも条約案件として、別途、国会の御審議

きましては、その適用期限をなお一年間延長することといたします。

第三が簡易税率の改正でござります。これは入出国者の携帯品に対する簡易税率でござますが、この改正について御説明いたします。

簡易税率は、旅客及び乗り組み員が本邦に入国する際、携帯輸入する貨物に対して、閑税及び内

国消費税を統合して適用される税率であり、昨年新設されたものでありますが、簡易税率により計算した税額が条約による税率を基礎として計算した税額をこえる場合には条約による税率を適用することにいたしております。条約案件として、別途、国会の御審議をお願いしております、「閑税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書

及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(一千九百六十七年)」「いわゆるケネディラウンドの議定書」でござりますが、これによる税率の引き下げに伴ないまして、ケネディラウンド譲許による税率引き下げに合わせて簡易税率を改正する、こと

いう内容のものでござります。

その次の問題は、不当廉売閑税制度の整備でござります。この改正について御説明いたしますと、これも条約案件として、別途、国会の御審議

定を整備する、こういった内容のものでござります。

なお、ダンピング防止協定は、ねらいとして多大の利益があるものと考えております。

第三がその他の改正でござりますが、開港につきましては、先ほど政務次官から御説明申し上げたとおりでござります。その他、若干技術的な規定の整備をはかることとしております。

以上、閑税率法等の一部を改正する法律案について補足説明を申し上げました。

以上、閑税率法等の一部を改正する法律案について補足説明を申し上げました。

○委員長(青柳秀夫君) 以上四法案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

○委員長(青柳秀夫君) 以上四法案に対する質疑は、これを後日に譲ります。

○委員長(青柳秀夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

交付税と、それから譲与税の借り入れ金をめぐって自治大臣と大蔵大臣との間に覚え書きが締結されているわけです。これはあるでしょう、覚え書きが。

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

も出でるはずと思いますので……。

○柴谷要君 その覚え書きを印刷をして配付してもらいたい。

○政府委員(相沢英之君) その覚え書きは、当時はまあ外報に発表しないでおこうというふうな話になつておつたのですから、ちょっとと相談してみます。

○柴谷要君 そんなばかなことがありますか。自治大臣と大蔵大臣との間に交付税のあれをめぐって覚え書きが締結されている。そんなものをいまさら隠してしまつたのですから、何ならこっちが印刷してそつちに配つてやる。いいかい。そんなものは出せる、出しなさいよ。皆さんに見せるといいか。その資料を要求して、きょうはこれで終わります。

○柴谷要君 その資料を要求して、きょうはこれで終わります。

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一百八十九条の二」を「第一百八十九条」に改める。

第二条第一項中第四十七号を第四十八号とし、

第二十九号から第四十六号までを一号ずつ繰り下

げ、第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九 特別障害者 障害者のうち、精神又は

身体に重度の障害がある者で政令で定めるも

のをいう。

第九条第三号を次のように改める。

三 恩給、年金その他これらに準ずる給付で次

イ 恩給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する増加恩給(これに併給される普通恩

給を含む)及び傷病賜金その他公務上又は

業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受けるこれらに準ずる給付で政令で定め

るもの

ロ 遺族の受ける恩給及び年金(死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。)

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関する実施する共

济制度で政令で定めるものに基づいて受け

る給付

第二十八条第三項中「六十八万円」「九十万円」に、「八万円」を「十万円」に、「八十八万円」を「一百

万円」に、「二十万円」を「二十六万円」に、「二十万円」を「二十八万円」に改める。

第四十二条第四項及び第四十三条第五項中「前

項」を「確定申告書の提出がなかつた場合又は前

項」に、「その記載」を「その提出がなかつたこと又はその記載」に改める。

第四十四条第二項及び第三項を削る。

第五十七条第六項及び第五十八条第四項中「前

項」を「確定申告書の提出がなかつた場合又は前

項」に、「その記載」を「その提出がなかつたこと又はその記載」に改める。

第七十八条第一項第二号中「二十万円」を「十万

円」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「七万円」を「八

万円(その者が特別障害者である場合には、十二

万円)」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十

二条第一項中「七万円」を「八万円」に改める。

第八十三条第一項中「十五万円」を「十六万円」に改める。

第八十四条第一項中「七万円」を「八万円」に改

め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「配偶者」

に、「八万円」を「十万円」に改め、同条中第三項を

削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とす

る。

第八十五条第一項中「居住者が」の下に「特別障

害者若しくはその他の」を加え、「第一条第一項第

もの」に改め、同条第四項中「青色申告書又は確定申告書」を「確定申告書」に改める。

第七十六条第一項中「又は共済金」を「、共済金

退職年金又は退職一時金」に改め、同条第二項に

次の二号を加える。

四 第九条第一項第三号ハ(年金等の非課税)に

規定する政令で定める共済制度に係る契約

三十号」を「第二一条第一項第三十一号」に改め、同

条第二項中「障害者」を「特別障害者又はその他の

障害者」に改め、同条第三項中「又は」を「若しく

は」に改め、「該当するかどうか」の下に「又は居住者に配偶者がないかどうか」を加える。

第八十六条第一項中「十五万円」を「十六万円」に

改める。

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第八十九条第一項の表中「百分の九」を「百分の

九・五」に改める。

第九・五」に改める。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「障害

者控除の額、老年者控除の額、寡婦控除の額、勤

労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額

及び基礎控除の額」を「第二章第四節(所得控除)の

規定による雑損控除その他の控除の額」に改め、

同項第一号中「及び山林所得金額」の下に「並びに

第二章第四節の規定による雑損控除その他の控除

の額」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定によ

る申告書を提出する場合には、政令で定める

ところにより、当該各号に掲げる書類を当該申告

書に添附し又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 第一項の規定による申告書に医療費控除、

小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、

損害保険料控除又は寄付金控除に関する事項

の記載をする居住者 これらの控除を受ける

金額の計算の基礎となる金額その他の事項を

証する書類

一 第一項の規定による申告書に、第二条第一

項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に係る勤

労学生控除に関する事項の記載をする居住

者 当該生徒に該当する旨を証する書類

三 その年において第四編第二章(給与所得に

係る源泉徴収)又は第三章(退職所得に係る源

泉徴収)の規定により源泉徴収をされる給与

所得又は退職所得を有する居住者 第二百二

十六条(源泉徴収票)の規定により交付される

源泉徴収票

第一百四十条第五項及び第一百四十二条第四項中「又は第二項」を削る。

第一百六十六条中「第二百二十条第三項」の下に「第三号」を加え、「提出する場合」「居住者又は」に改め、

「提出する場合又は」を「非居住者又は」に改め、
が当該申告書を提出する場合」を削る。

第一百八十五条第一項第一号イ中「第八十四条第

二項(扶養控除額の特例)の規定の適用を受ける旨

の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、か

つ、扶養親族に関する」に改め、同号ホ中「第八十

四条第二項の規定の適用を受ける旨の」を「控除対

象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に

関する」に改める。

第一百八十六条第一項第一号ロ中「第八十四条第

二項(扶養控除額の特例)の規定の適用を受ける旨

の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、か

つ、扶養親族に関する」に改め、同条第二項第一

ヘ、扶養親族に関する」に改め、同条第二項第一

号中「第八十四条第二項の規定の適用を受ける旨

の」を「控除対象配偶者に関する記載がなく、か

つ、扶養親族に関する」に改め、同条第二項を削る。

第一百八十八条を削り、第一百八十九条を第一百八

八条とし、第一百八十九条の二を第一百八十九条とす

る。

三百 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居

住者に対し、その年最後に支払う給与等が第二百

九十条(年末調整)の規定の適用を受ける通常の

給与等であり、かつ、当該通常の給与等の支払

をする日の属する月に賞与を支払う場合におい

て、当該賞与を支払う日の現況によりその年中

にその居住者に対し支払うべきことが確定する

給与等(その居住者がその年において他の給与

等の支払者を経由して他の給与所得者の扶養控

除等申告書を提出したことがある場合には、当

該他の給与等の支払者がその年中にその居住者

に対し支払うべきことが確定した給与等で政令

で定めるものの含む)につき同条の規定を適用

した場合に同条に規定する不足額が生ずると見

込まれるときは、当該賞与について第一百八十三

条第一項の規定により徴収すべき所得税の額

は、第一項第一号又は前項第一号の規定にかか

わらず、これらの規定による税額と当該不足額

に相当する税額との合計額とする」とができる

る。

第一百八十七条第一項中「第二条第一項第三十一

号ロ」を「第二条第一項第三十二号ロ」に、「一人あ

るものとし」を「一人あると記載されているものと

して」、「扶養親族がある」を「扶養親族が記載され

ている」に改め、同条第二項を削る。

第一百八十八条を削り、第一百八十九条を第一百八

八条とし、第一百八十九条の二を第一百八十九条とす

る。

第一百九十条第二号ハ中「記載された障害者」を

「記載された特別障害者又はその他の障害者」に、

「居住者が障害者」を「居住者が特別障害者若しく

はその他の障害者」に、「第二条第一項第三十一号

ロ」を「第二条第一項第三十二号ロ」に改める。

第一百九十四条第一項第一号中「障害者」を「特別

障害者若しくはその他の障害者」に改め、同項第

三号中「障害者」を「特別障害者又はその他の障害

者」に改め、同条第三項中「第二条第一項第三十一

号ロ」を「第二条第一項第三十二号ロ」に改める。

第一百九十五条第一項中「第一百八十九条第一号」を

「第一百八十八条第一号」に改める。

第二百七条中「第七十六条第二項(生命保険料控

除)に規定する生命保険契約等」を「第七十六条第

二項第一号から第三号まで(生命保険料控除)に掲

げる契約」に改める。

別表第一第一号の表中自転車競技会の項に

る。

司法書士会	司法書士法(昭和二十九年法律第百九十七号)
-------	-----------------------

船員災害防止協会	船員災害防止協会等に關する法律(昭和四十二年法律第六十一号)
----------	--------------------------------

別表第一第一号の表中土地区画整理組合の項の会	別表第一第一号の表中土地区画整理組合の項の会
------------------------	------------------------

日本土地家屋調査士	日本土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十号)
-----------	----------------------------

日本司法書士会連合会	日本司法書士会連合会
------------	------------

日本司法書士会	日本司法書士法(昭和二十九年法律第百九十七号)
---------	-------------------------

日本土地家屋調査士	日本土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百一十号)
-----------	----------------------------

日本司法書士会	日本司法書士法(昭和二十九年法律第百九十七号)
---------	-------------------------

日本司法書士会	日本司法書士法(昭和二十九年法律第百九十七号)
---------	-------------------------

日本司法書士会	日本司法書士法(昭和二十九年法律第百九十七号)
---------	-------------------------

日本司法書士会	日本司法書士法(昭和二十九年法律第百九十七号)
---------	-------------------------

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円 2,000 2,000 3,000 3,000 4,000 4,000 5,000	円未満 3,000 4,000 5,000 6,000	円 0 100 200 300 400	% 9.5 9.5 9.5 9.5	円 41,000 42,000 43,000 44,000 45,000	円 42,000 43,000 44,000 45,000 46,000	円 3,800 3,900 4,000 4,100 4,200	% 9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	円 97,000 99,000 101,000 103,000 105,000	円 99,000 101,000 103,000 105,000 107,000	円 9,200 9,400 9,600 9,800 10,000	% 9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
6,000 7,000 8,000 9,000 10,000	7,000 8,000 9,000 10,000 11,000	500 600 700 800 900	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	46,000 47,000 48,000 49,000 50,000	47,000 48,000 49,000 50,000 51,000	4,300 4,400 4,500 4,600 4,700	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	107,000 109,000 111,000 113,000 115,000	109,000 111,000 113,000 115,000 117,000	10,200 10,400 10,600 10,800 11,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
11,000 12,000 13,000 14,000 15,000	12,000 13,000 14,000 15,000 16,000	1,000 1,100 1,200 1,300 1,400	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	51,000 52,000 53,000 54,000 55,000	52,000 53,000 54,000 55,000 56,000	4,800 4,900 5,000 5,100 5,200	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	117,000 119,000 121,000 123,000 125,000	119,000 121,000 123,000 125,000 127,000	11,200 11,400 11,600 11,800 12,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
16,000 17,000 18,000 19,000 20,000	17,000 18,000 19,000 20,000 21,000	1,500 1,600 1,700 1,800 1,900	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	56,000 57,000 58,000 59,000 60,000	57,000 58,000 59,000 60,000 61,000	5,300 5,400 5,500 5,600 5,700	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	127,000 129,000 131,000 133,000 135,000	129,000 131,000 133,000 135,000 137,000	12,200 12,400 12,600 12,800 13,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
21,000 22,000 23,000 24,000 25,000	22,000 23,000 24,000 25,000 26,000	1,900 2,000 2,100 2,200 2,300	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	61,000 62,000 63,000 64,000 65,000	62,000 63,000 64,000 65,000 67,000	5,700 5,800 5,900 6,000 6,100	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	137,000 139,000 141,000 143,000 145,000	139,000 141,000 143,000 145,000 147,000	13,200 13,400 13,600 13,800 14,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
26,000 27,000 28,000 29,000 30,000	27,000 28,000 29,000 30,000 31,000	2,400 2,500 2,600 2,700 2,800	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	67,000 69,000 71,000 73,000 75,000	69,000 71,000 73,000 75,000 77,000	6,300 6,500 6,700 6,900 7,100	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	147,000 149,000 151,000 153,000 155,000	149,000 151,000 153,000 155,000 157,000	14,200 14,400 14,600 14,800 15,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
31,000 32,000 33,000 34,000 35,000	32,000 33,000 34,000 35,000 36,000	2,900 3,000 3,100 3,200 3,300	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	77,000 79,000 81,000 83,000 85,000	79,000 81,000 83,000 85,000 87,000	7,300 7,500 7,600 7,800 8,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	157,000 159,000 161,000 163,000 165,000	159,000 161,000 163,000 165,000 167,000	15,200 15,400 15,600 15,800 16,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5
36,000 37,000 38,000 39,000 40,000	37,000 38,000 39,000 40,000 41,000	3,400 3,500 3,600 3,700 3,800	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	87,000 89,000 91,000 93,000 95,000	89,000 91,000 93,000 95,000 97,000	8,200 8,400 8,600 8,800 9,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5	167,000 169,000 171,000 173,000 175,000	169,000 171,000 173,000 175,000 177,000	16,200 16,400 16,600 16,800 17,000	9.5 9.5 9.5 9.5 9.5

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
			以上	未満			以上	未満		
177,000	179,000	17,200	9.5	288,000	291,000	28,300	9.5	414,000	418,000	46,600
179,000	181,000	17,400	9.5	291,000	294,000	28,600	9.5	418,000	422,000	47,200
181,000	183,000	17,600	9.5	294,000	297,000	28,900	9.5	422,000	426,000	47,800
183,000	185,000	17,800	9.5	297,000	300,000	29,200	9.5	426,000	430,000	48,400
185,000	187,000	18,000	9.5	300,000	303,000	29,500	9.5	430,000	434,000	49,000
187,000	189,000	18,200	9.5	303,000	306,000	29,900	9.5	434,000	438,000	49,600
189,000	191,000	18,400	9.5	306,000	309,000	30,400	9.5	438,000	442,000	50,200
191,000	193,000	18,600	9.5	309,000	312,000	30,800	9.5	442,000	446,000	50,800
193,000	195,000	18,800	9.5	312,000	315,000	31,300	10	446,000	450,000	51,400
195,000	198,000	19,000	9.5	315,000	318,000	31,700	10	450,000	454,000	52,000
198,000	201,000	19,300	9.5	318,000	321,000	32,200	10	454,000	458,000	52,600
201,000	204,000	19,600	9.5	321,000	324,000	32,600	10	458,000	462,000	53,200
204,000	207,000	19,900	9.5	324,000	327,000	33,100	10	462,000	466,000	53,800
207,000	210,000	20,200	9.5	327,000	330,000	33,500	10	466,000	470,000	54,400
210,000	213,000	20,500	9.5	330,000	333,000	34,000	10	470,000	474,000	55,000
213,000	216,000	20,800	9.5	333,000	336,000	34,400	10	474,000	478,000	55,600
216,000	219,000	21,100	9.5	336,000	339,000	34,900	10	478,000	482,000	56,200
219,000	222,000	21,400	9.5	339,000	342,000	35,300	10	482,000	486,000	56,800
222,000	225,000	21,700	9.5	342,000	345,000	35,800	10	486,000	490,000	57,400
225,000	228,000	22,000	9.5	345,000	348,000	36,200	10	490,000	494,000	58,000
228,000	231,000	22,300	9.5	348,000	351,000	36,700	10	494,000	498,000	58,600
231,000	234,000	22,600	9.5	351,000	354,000	37,100	10	498,000	502,000	59,200
234,000	237,000	22,900	9.5	354,000	357,000	37,600	10	502,000	506,000	59,800
237,000	240,000	23,200	9.5	357,000	360,000	38,000	10	506,000	510,000	60,400
240,000	243,000	23,500	9.5	360,000	363,000	38,500	10	510,000	514,000	61,000
243,000	246,000	23,800	9.5	363,000	366,000	38,900	10	514,000	518,000	61,600
246,000	249,000	24,100	9.5	366,000	369,000	39,400	10	518,000	522,000	62,200
249,000	252,000	24,400	9.5	369,000	372,000	39,800	10	522,000	526,000	62,800
252,000	255,000	24,700	9.5	372,000	375,000	40,300	10	526,000	530,000	63,400
255,000	258,000	25,000	9.5	375,000	378,000	40,700	10	530,000	534,000	64,000
258,000	261,000	25,300	9.5	378,000	381,000	41,200	10	534,000	538,000	64,600
261,000	264,000	25,600	9.5	381,000	384,000	41,600	10	538,000	542,000	65,200
264,000	267,000	25,900	9.5	384,000	387,000	42,100	10	542,000	546,000	65,800
267,000	270,000	26,200	9.5	387,000	390,000	42,500	10	546,000	550,000	66,400
270,000	273,000	26,500	9.5	390,000	394,000	43,000	11	550,000	554,000	67,000
273,000	276,000	26,800	9.5	394,000	398,000	43,600	11	554,000	558,000	67,600
276,000	279,000	27,100	9.5	398,000	402,000	44,200	11	558,000	562,000	68,200
279,000	282,000	27,400	9.5	402,000	406,000	44,800	11	562,000	566,000	68,800
282,000	285,000	27,700	9.5	406,000	410,000	45,400	11	566,000	570,000	69,400
285,000	288,000	28,000	9.5	410,000	414,000	46,000	11	570,000	574,000	70,000

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円 574,000	円 578,000	円 70,600	% 12	円 705,000	円 710,000	円 95,500	% 13	円 855,000	円 860,000	円 125,500	% 14
578,000	582,000	71,200	12	710,000	715,000	96,500	13	860,000	865,000	126,500	14
582,000	586,000	71,800	12	715,000	720,000	97,500	13	865,000	870,000	127,500	14
586,000	590,000	72,400	12	720,000	725,000	98,500	13	870,000	875,000	128,500	14
590,000	594,000	73,000	12	725,000	730,000	99,500	13	875,000	880,000	129,500	14
594,000	598,000	73,600	12	730,000	735,000	100,500	13	880,000	885,000	130,500	14
598,000	602,000	74,200	12	735,000	740,000	101,500	13	885,000	890,000	131,500	14
602,000	606,000	74,900	12	740,000	745,000	102,500	13	890,000	895,000	132,500	14
606,000	610,000	75,700	12	745,000	750,000	103,500	13	895,000	900,000	133,500	14
610,000	614,000	76,500	12	750,000	755,000	104,500	13	900,000	905,000	134,500	14
614,000	618,000	77,300	12	755,000	760,000	105,500	13	905,000	910,000	135,500	14
618,000	622,000	78,100	12	760,000	765,000	106,500	14	910,000	915,000	136,500	15
622,000	626,000	78,900	12	765,000	770,000	107,500	14	915,000	920,000	137,500	15
626,000	630,000	79,700	12	770,000	775,000	108,500	14	920,000	925,000	138,500	15
630,000	634,000	80,500	12	775,000	780,000	109,500	14	925,000	930,000	139,500	15
634,000	638,000	81,300	12	780,000	785,000	110,500	14	930,000	935,000	140,500	15
638,000	642,000	82,100	12	785,000	790,000	111,500	14	935,000	940,000	141,500	15
642,000	646,000	82,900	12	790,000	795,000	112,500	14	940,000	945,000	142,500	15
646,000	650,000	83,700	12	795,000	800,000	113,500	14	945,000	950,000	143,500	15
650,000	655,000	84,500	13	800,000	805,000	114,500	14	950,000	955,000	144,500	15
655,000	660,000	85,500	13	805,000	810,000	115,500	14	955,000	960,000	145,500	15
660,000	665,000	86,500	13	810,000	815,000	116,500	14	960,000	965,000	146,500	15
665,000	670,000	87,500	13	815,000	820,000	117,500	14	965,000	970,000	147,500	15
670,000	675,000	88,500	13	820,000	825,000	118,500	14	970,000	975,000	148,500	15
675,000	680,000	89,500	13	825,000	830,000	119,500	14	975,000	980,000	149,500	15
680,000	685,000	90,500	13	830,000	835,000	120,500	14	980,000	985,000	150,500	15
685,000	690,000	91,500	13	835,000	840,000	121,500	14	985,000	990,000	151,500	15
690,000	695,000	92,500	13	840,000	845,000	122,500	14	990,000	995,000	152,500	15
695,000	700,000	93,500	13	845,000	850,000	123,500	14	995,000	1,000,000	153,500	15
700,000	705,000	94,500	13	850,000	855,000	124,500	14	1,000,000	円	154,500	15

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十一条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	3,000円未満	0	41,000円	42,000円	3,800円	97,000円	99,000円	9,200円
2,000円	3,000円	100	42,000円	43,000円	3,900円	99,000円	101,000円	9,400円
3,000円	4,000円	200	43,000円	44,000円	4,000円	101,000円	103,000円	9,500円
4,000円	5,000円	300	44,000円	45,000円	4,100円	103,000円	105,000円	9,700円
5,000円	6,000円	400	45,000円	46,000円	4,200円	105,000円	107,000円	9,900円
6,000円	7,000円	500	46,000円	47,000円	4,300円	107,000円	109,000円	10,100円
7,000円	8,000円	600	47,000円	48,000円	4,400円	109,000円	111,000円	10,300円
8,000円	9,000円	700	48,000円	49,000円	4,500円	111,000円	113,000円	10,500円
9,000円	10,000円	800	49,000円	50,000円	4,600円	113,000円	115,000円	10,700円
10,000円	11,000円	900	50,000円	51,000円	4,700円	115,000円	117,000円	10,900円
11,000円	12,000円	1,000	51,000円	52,000円	4,800円	117,000円	119,000円	11,100円
12,000円	13,000円	1,100	52,000円	53,000円	4,900円	119,000円	121,000円	11,300円
13,000円	14,000円	1,200	53,000円	54,000円	5,000円	121,000円	123,000円	11,400円
14,000円	15,000円	1,300	54,000円	55,000円	5,100円	123,000円	125,000円	11,600円
15,000円	16,000円	1,400	55,000円	56,000円	5,200円	125,000円	127,000円	11,800円
16,000円	17,000円	1,500	56,000円	57,000円	5,300円	127,000円	129,000円	12,000円
17,000円	18,000円	1,600	57,000円	58,000円	5,400円	129,000円	131,000円	12,200円
18,000円	19,000円	1,700	58,000円	59,000円	5,500円	131,000円	133,000円	12,400円
19,000円	20,000円	1,800	59,000円	60,000円	5,600円	133,000円	135,000円	12,600円
20,000円	21,000円	1,900	60,000円	61,000円	5,700円	135,000円	137,000円	12,800円
21,000円	22,000円	1,900	61,000円	62,000円	5,700円	137,000円	139,000円	13,000円
22,000円	23,000円	2,000	62,000円	63,000円	5,800円	139,000円	141,000円	13,200円
23,000円	24,000円	2,100	63,000円	64,000円	5,900円	141,000円	143,000円	13,300円
24,000円	25,000円	2,200	64,000円	65,000円	6,000円	143,000円	145,000円	13,500円
25,000円	26,000円	2,300	65,000円	67,000円	6,100円	145,000円	147,000円	13,700円
26,000円	27,000円	2,400	67,000円	69,000円	6,300円	147,000円	149,000円	13,900円
27,000円	28,000円	2,500	69,000円	71,000円	6,500円	149,000円	151,000円	14,100円
28,000円	29,000円	2,600	71,000円	73,000円	6,700円	151,000円	153,000円	14,300円
29,000円	30,000円	2,700	73,000円	75,000円	6,900円	153,000円	155,000円	14,500円
30,000円	31,000円	2,800	75,000円	77,000円	7,100円	155,000円	157,000円	14,700円
31,000円	32,000円	2,900	77,000円	79,000円	7,300円	157,000円	159,000円	14,900円
32,000円	33,000円	3,000	79,000円	81,000円	7,500円	159,000円	161,000円	15,100円
33,000円	34,000円	3,100	81,000円	83,000円	7,600円	161,000円	163,000円	15,200円
34,000円	35,000円	3,200	83,000円	85,000円	7,800円	163,000円	165,000円	15,400円
35,000円	36,000円	3,300	85,000円	87,000円	8,000円	165,000円	167,000円	15,600円
36,000円	37,000円	3,400	87,000円	89,000円	8,200円	167,000円	169,000円	15,800円
37,000円	38,000円	3,500	89,000円	91,000円	8,400円	169,000円	171,000円	16,000円
38,000円	39,000円	3,600	91,000円	93,000円	8,600円	171,000円	173,000円	16,200円
39,000円	40,000円	3,700	93,000円	95,000円	8,800円	173,000円	175,000円	16,400円
40,000円	41,000円	3,800	95,000円	97,000円	9,000円	175,000円	177,000円	16,600円

(二)

課税山林所得金額			課税山林所得金額			課税山林所得金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
昭和四十三年三月七日								
177,000	179,000	16,800	288,000	291,000	27,300	414,000	418,000	39,300
179,000	181,000	17,000	291,000	294,000	27,600	418,000	422,000	39,700
181,000	183,000	17,100	294,000	297,000	27,900	422,000	426,000	40,000
183,000	185,000	17,300	297,000	300,000	28,200	426,000	430,000	40,400
185,000	187,000	17,500	300,000	303,000	28,500	430,000	434,000	40,800
187,000	189,000	17,700	303,000	306,000	28,700	434,000	438,000	41,200
189,000	191,000	17,900	306,000	309,000	29,000	438,000	442,000	41,600
191,000	193,000	18,100	309,000	312,000	29,300	442,000	446,000	41,900
193,000	195,000	18,300	312,000	315,000	29,600	446,000	450,000	42,300
195,000	198,000	18,500	315,000	318,000	29,900	450,000	454,000	42,700
198,000	201,000	18,800	318,000	321,000	30,200	454,000	458,000	43,100
201,000	204,000	19,000	321,000	324,000	30,400	458,000	462,000	43,500
204,000	207,000	19,300	324,000	327,000	30,700	462,000	466,000	43,800
207,000	210,000	19,600	327,000	330,000	31,000	466,000	470,000	44,200
210,000	213,000	19,900	330,000	333,000	31,300	470,000	474,000	44,600
213,000	216,000	20,200	333,000	336,000	31,600	474,000	478,000	45,000
216,000	219,000	20,500	336,000	339,000	31,900	478,000	482,000	45,400
219,000	222,000	20,800	339,000	342,000	32,200	482,000	486,000	45,700
222,000	225,000	21,000	342,000	345,000	32,400	486,000	490,000	46,100
225,000	228,000	21,300	345,000	348,000	32,700	490,000	494,000	46,500
228,000	231,000	21,600	348,000	351,000	33,000	494,000	498,000	46,900
231,000	234,000	21,900	351,000	354,000	33,300	498,000	502,000	47,300
234,000	237,000	22,200	354,000	357,000	33,600	502,000	506,000	47,700
237,000	240,000	22,500	357,000	360,000	33,900	506,000	510,000	48,100
240,000	243,000	22,800	360,000	363,000	34,200	510,000	514,000	48,500
243,000	246,000	23,000	363,000	366,000	34,400	514,000	518,000	48,900
246,000	249,000	23,300	366,000	369,000	34,700	518,000	522,000	49,300
249,000	252,000	23,600	369,000	372,000	35,000	522,000	526,000	49,700
252,000	255,000	23,900	372,000	375,000	35,300	526,000	530,000	50,100
255,000	258,000	24,200	375,000	378,000	35,600	530,000	534,000	50,500
258,000	261,000	24,500	378,000	381,000	35,900	534,000	538,000	50,900
261,000	264,000	24,700	381,000	384,000	36,100	538,000	542,000	51,300
264,000	267,000	25,000	384,000	387,000	36,400	542,000	546,000	51,700
267,000	270,000	25,300	387,000	390,000	36,700	546,000	550,000	52,100
270,000	273,000	25,600	390,000	394,000	37,000	550,000	554,000	52,500
273,000	276,000	25,900	394,000	398,000	37,400	554,000	558,000	52,900
276,000	279,000	26,200	398,000	402,000	37,800	558,000	562,000	53,300
279,000	282,000	26,500	402,000	406,000	38,100	562,000	566,000	53,700
282,000	285,000	26,700	406,000	410,000	38,500	566,000	570,000	54,100
285,000	288,000	27,000	410,000	414,000	38,900	570,000	574,000	54,500

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
574,000	578,000	54,900	705,000	710,000	68,000	855,000	860,000	83,000
578,000	582,000	55,300	710,000	715,000	68,500	860,000	865,000	83,500
582,000	586,000	55,700	715,000	720,000	69,000	865,000	870,000	84,000
586,000	590,000	56,100	720,000	725,000	69,500	870,000	875,000	84,500
590,000	594,000	56,500	725,000	730,000	70,000	875,000	880,000	85,000
594,000	598,000	56,900	730,000	735,000	70,500	880,000	885,000	85,500
598,000	602,000	57,300	735,000	740,000	71,000	885,000	890,000	86,000
602,000	606,000	57,700	740,000	745,000	71,500	890,000	895,000	86,500
606,000	610,000	58,100	745,000	750,000	72,000	895,000	900,000	87,000
610,000	614,000	58,500	750,000	755,000	72,500	900,000	905,000	87,500
614,000	618,000	58,900	755,000	760,000	73,000	905,000	910,000	88,000
618,000	622,000	59,300	760,000	765,000	73,500	910,000	915,000	88,500
622,000	626,000	59,700	765,000	770,000	74,000	915,000	920,000	89,000
626,000	630,000	60,100	770,000	775,000	74,500	920,000	925,000	89,500
630,000	634,000	60,500	775,000	780,000	75,000	925,000	930,000	90,000
634,000	638,000	60,900	780,000	785,000	75,500	930,000	935,000	90,500
638,000	642,000	61,300	785,000	790,000	76,000	935,000	940,000	91,000
642,000	646,000	61,700	790,000	795,000	76,500	940,000	945,000	91,500
646,000	650,000	62,100	795,000	800,000	77,000	945,000	950,000	92,000
650,000	655,000	62,500	800,000	805,000	77,500	950,000	955,000	92,500
655,000	660,000	63,000	805,000	810,000	78,000	955,000	960,000	93,000
660,000	665,000	63,500	810,000	815,000	78,500	960,000	965,000	93,500
665,000	670,000	64,000	815,000	820,000	79,000	965,000	970,000	94,000
670,000	675,000	64,500	820,000	825,000	79,500	970,000	975,000	94,500
675,000	680,000	65,000	825,000	830,000	80,000	975,000	980,000	95,000
680,000	685,000	65,500	830,000	835,000	80,500	980,000	985,000	95,500
685,000	690,000	66,000	835,000	840,000	81,000	985,000	990,000	96,000
690,000	695,000	66,500	840,000	845,000	81,500	990,000	995,000	96,500
695,000	700,000	67,000	845,000	850,000	82,000	995,000	1,000,000	97,000
700,000	705,000	67,500	850,000	855,000	82,500	1,000,000	円	97,500

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額									
円 26,500 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の 1/2に相当する 金額	
26,500	27,000	130	0	0	0	0	0	0	0	2,100	
27,000	27,500	170	0	0	0	0	0	0	0	2,200	
27,500	28,000	210	0	0	0	0	0	0	0	2,200	
28,000	28,500	250	0	0	0	0	0	0	0	2,300	
28,500	29,000	280	0	0	0	0	0	0	0	2,400	
29,000	29,500	320	0	0	0	0	0	0	0	2,500	
29,500	30,000	360	0	0	0	0	0	0	0	2,600	
30,000	30,500	400	0	0	0	0	0	0	0	2,700	
30,500	31,000	440	0	0	0	0	0	0	0	2,700	
31,000	31,500	470	0	0	0	0	0	0	0	2,800	
31,500	32,000	510	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
32,000	32,500	550	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
32,500	33,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
33,000	33,500	630	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
33,500	34,000	660	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
34,000	34,500	700	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
34,500	35,000	740	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
35,000	35,500	780	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
35,500	36,000	820	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
36,000	36,500	860	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
36,500	37,000	900	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
37,000	37,500	940	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
37,500	38,000	980	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
38,000	38,500	1,020	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
38,500	39,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
39,000	39,500	1,100	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
39,500	40,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
40,000	40,500	1,180	0	0	0	0	0	0	0	4,400	
40,500	41,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
41,000	41,500	1,260	0	0	0	0	0	0	0	4,600	
41,500	42,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	4,800	
42,000	42,500	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,900	
42,500	43,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	5,100	
43,000	43,500	1,420	120	0	0	0	0	0	0	5,200	
43,500	44,000	1,460	160	0	0	0	0	0	0	5,400	
44,000	44,500	1,500	200	0	0	0	0	0	0	5,500	
44,500	45,000	1,540	230	0	0	0	0	0	0	5,700	
45,000	45,500	1,580	270	0	0	0	0	0	0	5,900	
45,500	46,000	1,620	310	0	0	0	0	0	0	6,000	
46,000	46,500	1,660	350	0	0	0	0	0	0	6,200	
46,500	47,000	1,700	390	0	0	0	0	0	0	6,400	
47,000	47,500	1,740	420	0	0	0	0	0	0	6,500	
47,500	48,000	1,780	460	0	0	0	0	0	0	6,700	
48,000	48,500	1,820	500	0	0	0	0	0	0	6,900	
48,500	49,000	1,860	540	0	0	0	0	0	0	7,000	

イ甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上未満	税額										税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
49,000	49,500	1,900	580	0	0	0	0	0	0	7,200	
49,500	50,000	1,940	610	0	0	0	0	0	0	7,400	
50,000	50,500	1,980	650	0	0	0	0	0	0	8,000	
50,500	51,000	2,020	690	0	0	0	0	0	0	8,000円に、その 月の社会保険料 控除後の給与等 の金額のうち 50,000円をこえ る金額の40%に 相当する金額を 加算した金額	
51,000	51,500	2,060	730	0	0	0	0	0	0	8,000	
51,500	52,000	2,100	770	130	0	0	0	0	0	8,000	
52,000	53,000	2,160	820	190	0	0	0	0	0	8,000	
53,000	54,000	2,240	900	270	0	0	0	0	0	8,000	
54,000	55,000	2,320	980	340	0	0	0	0	0	8,000	
55,000	56,000	2,400	1,060	420	0	0	0	0	0	8,000	
56,000	57,000	2,490	1,140	490	0	0	0	0	0	8,000	
57,000	58,000	2,610	1,220	570	0	0	0	0	0	8,000	
58,000	59,000	2,730	1,300	650	0	0	0	0	0	8,000	
59,000	60,000	2,850	1,380	720	0	0	0	0	0	8,000	
60,000	61,000	2,970	1,460	800	160	0	0	0	0	8,000	
61,000	62,000	3,090	1,540	880	240	0	0	0	0	8,000	
62,000	63,000	3,210	1,620	960	320	0	0	0	0	8,000	
63,000	64,000	3,330	1,700	1,040	390	0	0	0	0	8,000	
64,000	65,000	3,450	1,780	1,120	470	0	0	0	0	8,000	
65,000	66,000	3,570	1,860	1,200	540	0	0	0	0	8,000	
66,000	67,000	3,690	1,940	1,280	620	0	0	0	0	8,000	
67,000	68,000	3,810	2,020	1,360	700	0	0	0	0	8,000	
68,000	69,000	3,930	2,100	1,440	770	140	0	0	0	8,000	
69,000	70,000	4,050	2,180	1,520	850	220	0	0	0	8,000	
70,000	71,000	4,170	2,260	1,600	930	290	0	0	0	8,000	
71,000	72,000	4,290	2,340	1,680	1,010	370	0	0	0	8,000	
72,000	73,000	4,410	2,420	1,760	1,090	440	0	0	0	8,000	
73,000	74,000	4,530	2,530	1,840	1,170	520	0	0	0	8,000	
74,000	75,000	4,650	2,650	1,920	1,250	600	0	0	0	8,000	
75,000	76,000	4,780	2,780	2,000	1,340	680	0	0	0	8,000	
76,000	77,000	4,910	2,910	2,090	1,430	760	130	0	0	8,000	
77,000	78,000	5,050	3,050	2,180	1,520	850	210	0	0	8,000	
78,000	79,000	5,180	3,180	2,270	1,610	940	300	0	0	8,000	
79,000	80,000	5,320	3,320	2,360	1,700	1,030	380	0	0	8,000	
80,000	81,000	5,450	3,450	2,450	1,790	1,120	470	0	0	8,000	
81,000	82,000	5,590	3,590	2,590	1,880	1,210	560	0	0	8,000	
82,000	83,000	5,720	3,720	2,720	1,970	1,300	640	0	0	8,000	
83,000	84,000	5,860	3,860	2,860	2,060	1,390	730	0	0	8,000	
84,000	85,000	5,990	3,990	2,990	2,150	1,480	810	180	0	8,000	
85,000	86,000	6,130	4,130	3,130	2,240	1,570	900	260	0	8,000	
86,000	87,000	6,280	4,260	3,260	2,330	1,660	990	350	0	8,000	
87,000	88,000	6,460	4,400	3,400	2,420	1,750	1,080	440	0	8,000	
88,000	89,000	6,640	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0	8,000	
89,000	90,000	6,820	4,670	3,670	2,670	1,930	1,260	610	0	8,000	
90,000	91,000	7,000	4,800	3,800	2,800	2,020	1,350	690	0	8,000	
91,000	92,000	7,180	4,940	3,940	2,940	2,110	1,440	780	140	0	
92,000	93,000	7,370	5,080	4,080	3,080	2,210	1,540	870	240	0	
93,000	94,000	7,570	5,230	4,230	3,230	2,310	1,640	970	330	0	
94,000	95,000	7,770	5,380	4,380	3,380	2,410	1,740	1,070	430	0	
95,000	96,000	7,970	5,530	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0	

イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	
96,000	97,000	8,170	5,680	4,680	3,680	2,680	1,940	1,270	620	0		
97,000	98,000	8,370	5,830	4,830	3,830	2,830	2,040	1,370	710	0		
98,000	99,000	8,570	5,980	4,980	3,980	2,980	2,140	1,470	810	170		
99,000	100,000	8,770	6,130	5,130	4,130	3,130	2,240	1,570	910	270		
100,000	101,000	8,970	6,310	5,280	4,280	3,280	2,340	1,670	1,010	360	30,900円	
101,000	102,000	9,170	6,510	5,430	4,430	3,430	2,440	1,770	1,110	460	30,900円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与等 の金額のうち 100,000円をこ える金額の65% に相当する金額 を加算した金額	
102,000	104,000	9,470	6,810	5,660	4,660	3,660	2,660	1,920	1,260	600		
104,000	106,000	9,870	7,210	5,960	4,960	3,960	2,960	2,120	1,460	790		
106,000	108,000	10,270	7,610	6,270	5,260	4,260	3,260	2,320	1,660	990		
108,000	110,000	10,670	8,010	6,670	5,560	4,560	3,560	2,560	1,860	1,190		
110,000	112,000	11,070	8,410	7,070	5,860	4,860	3,860	2,860	2,060	1,390		
112,000	114,000	11,470	8,810	7,470	6,160	5,160	4,160	3,160	2,260	1,590		
114,000	116,000	11,870	9,210	7,870	6,540	5,460	4,460	3,460	2,460	1,790		
116,000	118,000	12,270	9,610	8,270	6,940	5,760	4,760	3,760	2,760	1,990		
118,000	120,000	12,670	10,010	8,670	7,340	6,060	5,060	4,060	3,060	2,190		
120,000	122,000	13,120	10,410	9,070	7,740	6,410	5,360	4,360	3,360	2,390		
122,000	124,000	13,620	10,810	9,470	8,140	6,810	5,660	4,660	3,660	2,660		
124,000	126,000	14,120	11,210	9,870	8,540	7,210	5,960	4,960	3,960	2,960		
126,000	128,000	14,620	11,610	10,270	8,940	7,610	6,270	5,260	4,260	3,260		
128,000	130,000	15,120	12,010	10,670	9,340	8,010	6,670	5,560	4,560	3,560		
130,000	132,000	15,620	12,410	11,070	9,740	8,410	7,070	5,860	4,860	3,860		
132,000	134,000	16,120	12,810	11,470	10,140	8,810	7,470	6,160	5,160	4,160		
134,000	136,000	16,620	13,290	11,870	10,540	9,210	7,870	6,540	5,460	4,460		
136,000	138,000	17,120	13,790	12,270	10,940	9,610	8,270	6,940	5,760	4,760		
138,000	140,000	17,620	14,290	12,670	11,340	10,010	8,670	7,340	6,060	5,060		
140,000	142,000	18,120	14,790	13,120	11,740	10,410	9,070	7,740	6,410	5,360		
142,000	144,000	18,620	15,290	13,620	12,140	10,810	9,470	8,140	6,810	5,660		
144,000	146,000	19,120	15,790	14,120	12,540	11,210	9,870	8,540	7,210	5,960		
146,000	148,000	19,620	16,290	14,620	12,960	11,610	10,270	8,940	7,610	6,270		
148,000	150,000	20,120	16,790	15,120	13,460	12,010	10,670	9,340	8,010	6,670		
150,000	152,000	20,620	17,290	15,620	13,960	12,410	11,070	9,740	8,410	7,070	58,400円	
152,000	154,000	21,120	17,790	16,120	14,460	12,810	11,470	10,140	8,810	7,470		
154,000	156,000	21,620	18,290	16,620	14,960	13,290	11,870	10,540	9,210	7,870		
156,000	158,000	22,120	18,790	17,120	15,460	13,790	12,270	10,940	9,610	8,270		
158,000	160,000	22,620	19,290	17,620	15,960	14,290	12,670	11,340	10,010	8,670		
160,000	162,000	23,120	19,790	18,120	16,460	14,790	13,120	11,740	10,410	9,070		
162,000	164,000	23,690	20,290	18,620	16,960	15,290	13,620	12,140	10,810	9,470		
164,000	166,000	24,290	20,790	19,120	17,460	15,790	14,120	12,540	11,210	9,870		
166,000	168,000	24,890	21,290	19,620	17,960	16,290	14,620	12,960	11,610	10,270		
168,000	170,000	25,490	21,790	20,120	18,460	16,790	15,120	13,460	12,010	10,670		
170,000	172,000	26,090	22,290	20,620	18,960	17,290	15,620	13,960	12,410	11,070		
172,000	174,000	26,690	22,790	21,120	19,460	17,790	16,120	14,460	12,810	11,470		
174,000	176,000	27,290	23,290	21,620	19,960	18,290	16,620	14,960	13,290	11,870		
176,000	178,000	27,890	23,890	22,120	20,460	18,790	17,120	15,460	13,790	12,270		
178,000	180,000	28,490	24,490	22,620	20,960	19,290	17,620	15,960	14,290	12,670		
180,000	182,000	29,090	25,090	23,120	21,460	19,790	18,120	16,460	14,790	13,120		
182,000	184,000	29,690	25,690	23,690	21,960	20,290	18,620	16,960	15,290	13,620		
184,000	186,000	30,290	26,290	24,290	22,460	20,790	19,120	17,460	15,790	14,120		
186,000	188,000	30,890	26,890	24,890	22,960	21,290	19,620	17,960	16,290	14,620		
188,000	190,000	31,490	27,490	25,490	23,490	21,790	20,120	18,460	16,790	15,120		

イ甲 表

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上未満	税額										税額	
190,000円 192,000円 194,000円 196,000円 198,000円 200,000円	32,090円 32,690円 33,290円 33,890円 34,490円	28,090円 28,690円 29,290円 29,890円 30,490円	26,090円 26,690円 27,290円 27,890円 28,490円	24,090円 24,690円 25,290円 25,890円 26,490円	22,290円 22,790円 23,290円 23,890円 24,490円	20,620円 21,120円 21,620円 22,120円 22,620円	18,960円 19,460円 19,960円 20,460円 20,960円	17,290円 17,790円 18,290円 18,790円 19,290円	15,620円 16,120円 16,620円 17,120円 17,620円			
200,000円	34,790円	30,790円	28,790円	26,790円	24,790円	22,870円	21,210円	19,540円	17,870円			
200,000円をこえ 220,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額											
220,000円	40,790円	36,790円	34,790円	32,790円	30,790円	28,870円	27,210円	25,540円	23,870円			
220,000円をこえ 290,000円に満た ない金額	220,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 220,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額											
290,000円	65,290円	61,290円	59,290円	57,290円	55,290円	53,370円	51,710円	50,040円	48,370円			
290,000円をこえ 370,000円に満た ない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 290,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額											
370,000円	97,290円	93,290円	91,290円	89,290円	87,290円	85,370円	83,710円	82,040円	80,370円			
370,000円をこえ 540,000円に満た ない金額	370,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 370,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額											
540,000円	173,790円	169,790円	167,790円	165,790円	163,790円	161,870円	160,210円	158,540円	156,870円	292,400円		
540,000円をこえ 870,000円に満た ない金額	540,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 540,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										292,400円に、その 月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 540,000円をこ える金額の65% に相当する金額 を加算した金額	

イ甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									乙 税額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
	以上	未満	税額							
870,000円	338,790	334,790	332,790	330,790	328,790	326,870	325,210	323,540	321,870	
870,000円をこえ 1,700,000円に満 たない金額	870,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 870,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
1,700,000円	795,290	791,290	789,290	787,290	785,290	783,370	781,710	780,040	778,370	
1,700,000円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									

扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに1,000円を控除した金額

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じて扶養親族等1人ごとに1,000円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに1,000円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

ロ乙 表

(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
34,500円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	110	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	150	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	180	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	220	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	260	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	300	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	340	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	370	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	410	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	450	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	490	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	530	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	560	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	600	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	640	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	680	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	720	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	750	120	0	0	0	0	0
43,500	44,000	790	160	0	0	0	0	0
44,000	44,500	830	200	0	0	0	0	0
44,500	45,000	870	230	0	0	0	0	0
45,000	45,500	910	270	0	0	0	0	0
45,500	46,000	950	310	0	0	0	0	0
46,000	46,500	990	350	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,030	390	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,070	420	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,110	460	0	0	0	0	0
48,000	48,500	1,150	500	0	0	0	0	0
48,500	49,000	1,190	540	0	0	0	0	0
49,000	49,500	1,230	580	0	0	0	0	0
49,500	50,000	1,270	610	0	0	0	0	0
50,000	50,500	1,310	650	0	0	0	0	0
50,500	51,000	1,350	690	0	0	0	0	0
51,000	51,500	1,390	730	0	0	0	0	0
51,500	52,000	1,430	770	130	0	0	0	0
52,000	53,000	1,490	820	180	0	0	0	0
53,000	54,000	1,570	900	270	0	0	0	0
54,000	55,000	1,650	980	340	0	0	0	0
55,000	56,000	1,730	1,060	420	0	0	0	0
56,000	57,000	1,810	1,140	490	0	0	0	0
57,000	58,000	1,890	1,220	570	0	0	0	0
58,000	59,000	1,970	1,300	650	0	0	0	0
59,000	60,000	2,050	1,380	720	0	0	0	0
60,000	61,000	2,130	1,460	800	160	0	0	0
61,000	62,000	2,210	1,540	880	240	0	0	0
62,000	63,000	2,290	1,620	960	320	0	0	0
63,000	64,000	2,370	1,700	1,040	390	0	0	0
64,000	65,000	2,450	1,780	1,120	470	0	0	0
65,000	66,000	2,570	1,860	1,200	540	0	0	0
66,000	67,000	2,690	1,940	1,280	620	0	0	0

ロ乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
67,000	68,000	2,810	2,020	1,360	700	0	0	0	0
68,000	69,000	2,930	2,100	1,440	770	140	0	0	0
69,000	70,000	3,050	2,180	1,520	850	220	0	0	0
70,000	71,000	3,170	2,260	1,600	930	290	0	0	0
71,000	72,000	3,290	2,340	1,680	1,010	370	0	0	0
72,000	73,000	3,410	2,420	1,760	1,090	440	0	0	0
73,000	74,000	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0	0	0
74,000	75,000	3,650	2,650	1,920	1,250	600	0	0	0
75,000	76,000	3,780	2,780	2,000	1,340	680	0	0	0
76,000	77,000	3,910	2,910	2,090	1,430	760	130	0	0
77,000	78,000	4,050	3,050	2,180	1,520	850	210	0	0
78,000	79,000	4,180	3,180	2,270	1,610	940	300	0	0
79,000	80,000	4,320	3,320	2,360	1,700	1,030	380	0	0
80,000	81,000	4,450	3,450	2,450	1,790	1,120	470	0	0
81,000	82,000	4,590	3,590	2,590	1,880	1,210	560	0	0
82,000	83,000	4,720	3,720	2,720	1,970	1,300	640	0	0
83,000	84,000	4,860	3,860	2,860	2,060	1,380	730	0	0
84,000	85,000	4,990	3,990	2,990	2,150	1,480	810	180	0
85,000	86,000	5,130	4,130	3,130	2,240	1,570	900	260	0
86,000	87,000	5,260	4,260	3,260	2,330	1,660	990	350	0
87,000	88,000	5,400	4,400	3,400	2,420	1,750	1,080	440	0
88,000	89,000	5,530	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520	0
89,000	90,000	5,670	4,670	3,670	2,670	1,930	1,260	610	0
90,000	91,000	5,800	4,800	3,800	2,800	2,020	1,350	690	0
91,000	92,000	5,940	4,940	3,940	2,940	2,110	1,440	780	140
92,000	93,000	6,080	5,080	4,080	3,080	2,210	1,540	870	240
93,000	94,000	6,240	5,230	4,230	3,230	2,310	1,640	970	330
94,000	95,000	6,440	5,380	4,330	3,330	2,410	1,740	1,070	430
95,000	96,000	6,640	5,530	4,530	3,530	2,530	1,840	1,170	520
96,000	97,000	6,840	5,680	4,680	3,680	2,680	1,940	1,270	620
97,000	98,000	7,040	5,830	4,830	3,830	2,830	2,040	1,370	710
98,000	99,000	7,240	5,980	4,980	3,980	2,980	2,140	1,470	810
99,000	100,000	7,440	6,130	5,130	4,130	3,130	2,240	1,570	910
100,000	101,000	7,640	6,310	5,230	4,280	3,280	2,340	1,670	1,010
101,000	102,000	7,840	6,510	5,430	4,430	3,430	2,440	1,770	1,110
102,000	104,000	8,140	6,810	5,660	4,660	3,660	2,660	1,920	1,260
104,000	106,000	8,540	7,210	5,960	4,960	3,960	2,960	2,120	1,460
106,000	108,000	8,940	7,610	6,270	5,260	4,260	3,260	2,320	1,660
108,000	110,000	9,340	8,010	6,670	5,560	4,560	3,560	2,560	1,860
110,000	112,000	9,740	8,410	7,070	5,860	4,860	3,860	2,860	2,060
112,000	114,000	10,140	8,810	7,470	6,160	5,160	4,160	3,160	2,260
114,000	116,000	10,540	9,210	7,870	6,540	5,460	4,460	3,460	2,460
116,000	118,000	10,940	9,610	8,270	6,940	5,760	4,760	3,760	2,760
118,000	120,000	11,340	10,010	8,670	7,340	6,060	5,060	4,060	3,060
120,000	122,000	11,740	10,410	9,070	7,740	6,410	5,360	4,360	3,360
122,000	124,000	12,140	10,810	9,470	8,140	6,810	5,660	4,660	3,660
124,000	126,000	12,540	11,210	9,870	8,540	7,210	5,960	4,960	3,960
126,000	128,000	12,960	11,610	10,270	8,940	7,610	6,270	5,260	4,260
128,000	130,000	13,460	12,010	10,670	9,340	8,010	6,670	5,560	4,560
130,000	132,000	13,960	12,410	11,070	9,740	8,410	7,070	5,860	4,860

口乙 表

(三)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
132,000	134,000	14,460	12,810	11,470	10,140	8,810	7,470	6,160	5,160
134,000	136,000	14,960	13,290	11,870	10,540	9,210	7,870	6,540	5,460
136,000	138,000	15,460	13,790	12,270	10,940	9,610	8,270	6,940	5,760
138,000	140,000	15,960	14,290	12,670	11,340	10,010	8,670	7,340	6,060
140,000	142,000	16,460	14,790	13,120	11,740	10,410	9,070	7,740	6,410
142,000	144,000	16,960	15,290	13,620	12,140	10,810	9,470	8,140	6,810
144,000	146,000	17,460	15,790	14,120	12,540	11,210	9,870	8,540	7,210
146,000	148,000	17,960	16,290	14,620	12,960	11,610	10,270	8,940	7,610
148,000	150,000	18,460	16,790	15,120	13,460	12,010	10,670	9,340	8,010
150,000	152,000	18,960	17,290	15,620	13,960	12,410	11,070	9,740	8,410
152,000	154,000	19,460	17,790	16,120	14,460	12,810	11,470	10,140	8,810
154,000	156,000	19,960	18,290	16,620	14,960	13,290	11,870	10,540	9,210
156,000	158,000	20,460	18,790	17,120	15,460	13,790	12,270	10,940	9,610
158,000	160,000	20,960	19,290	17,620	15,960	14,290	12,670	11,340	10,060
160,000	162,000	21,460	19,790	18,120	16,460	14,790	13,120	11,740	10,410
162,000	164,000	21,960	20,290	18,620	16,960	15,290	13,620	12,140	10,810
164,000	166,000	22,460	20,790	19,120	17,460	15,790	14,120	12,540	11,210
166,000	168,000	22,960	21,290	19,620	17,960	16,290	14,620	12,960	11,610
168,000	170,000	23,490	21,790	20,120	18,460	16,790	15,120	13,460	12,010
170,000	172,000	24,090	22,290	20,620	18,960	17,290	15,620	13,960	12,410
172,000	174,000	24,690	22,790	21,120	19,460	17,790	16,120	14,460	12,810
174,000	176,000	25,290	23,290	21,620	19,960	18,290	16,620	14,960	13,290
176,000	178,000	25,890	23,890	22,120	20,460	18,790	17,120	15,460	13,790
178,000	180,000	26,490	24,490	22,620	20,960	19,290	17,620	15,960	14,290
180,000	182,000	27,090	25,090	23,120	21,460	19,790	18,120	16,460	14,790
182,000	184,000	27,690	25,690	23,690	21,960	20,290	18,620	16,960	15,290
184,000	186,000	28,290	26,290	24,290	22,460	20,790	19,120	17,460	15,790
186,000	188,000	28,890	26,890	24,890	22,960	21,290	19,620	17,960	16,290
188,000	190,000	29,490	27,490	25,490	23,490	21,790	20,120	18,460	16,790
190,000	192,000	30,090	28,090	26,090	24,090	22,290	20,620	18,960	17,290
192,000	194,000	30,690	28,690	26,690	24,690	22,790	21,120	19,460	17,790
194,000	196,000	31,290	29,290	27,290	25,290	23,290	21,620	19,960	18,290
196,000	198,000	31,890	29,890	27,890	25,890	23,890	22,120	20,460	18,790
198,000	200,000	32,490	30,490	28,490	26,490	24,490	22,620	20,960	19,290
200,000 円		32,790	30,790	28,790	26,790	24,790	22,870	21,210	19,540
200,000円をこえ 220,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								
220,000 円		38,790	36,790	34,790	32,790	30,790	28,870	27,210	25,540
220,000円をこえ 290,000円に満た ない金額	220,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち220,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額								

ロ乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
290,000円	63,290	61,290	59,290	57,290	55,290	53,370	51,710	50,040
290,000円をこえ 370,000円に満た ない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち290,000円 をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
370,000円	95,290	93,290	91,290	89,290	87,290	85,370	83,710	82,040
370,000円をこえ 540,000円に満た ない金額	370,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち370,000円 をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
540,000円	171,790	169,790	167,790	165,790	163,790	161,870	160,210	158,540
540,000円をこえ 870,000円に満た ない金額	540,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち540,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
870,000円	336,790	334,790	332,790	330,790	328,790	326,870	325,210	323,540
870,000円をこえ 1,700,000円に満た ない金額	870,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち870,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円	793,290	791,290	789,290	787,290	785,290	783,370	781,710	780,040
1,700,000円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000円 をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに 1,000円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

（一）（注）の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに1,000円を控除した金額が、その求める税額である。

- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告

書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(2) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(1)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額								税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
880	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
880	900	5	0	0	0	0	0	0	0	70		
900	920	5	0	0	0	0	0	0	0	70		
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	70		
940	960	10	0	0	0	0	0	0	0	80		
960	980	10	0	0	0	0	0	0	0	80		
980	1,000	10	0	0	0	0	0	0	0	90		
1,000	1,020	15	0	0	0	0	0	0	0	90		
1,020	1,040	15	0	0	0	0	0	0	0	90		
1,040	1,060	15	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,080	1,100	20	0	0	0	0	0	0	0	100		
1,100	1,120	20	0	0	0	0	0	0	0	110		
1,120	1,140	20	0	0	0	0	0	0	0	110		
1,140	1,160	25	0	0	0	0	0	0	0	110		
1,160	1,180	25	0	0	0	0	0	0	0	120		
1,180	1,200	25	0	0	0	0	0	0	0	120		
1,200	1,220	30	0	0	0	0	0	0	0	120		
1,220	1,240	30	0	0	0	0	0	0	0	130		
1,240	1,260	30	0	0	0	0	0	0	0	130		
1,260	1,280	30	0	0	0	0	0	0	0	130		
1,280	1,300	35	0	0	0	0	0	0	0	140		
1,300	1,320	35	0	0	0	0	0	0	0	140		
1,320	1,340	35	0	0	0	0	0	0	0	150		
1,340	1,360	40	0	0	0	0	0	0	0	150		
1,360	1,380	40	0	0	0	0	0	0	0	150		
1,380	1,400	40	0	0	0	0	0	0	0	160		
1,400	1,420	45	0	0	0	0	0	0	0	160		
1,420	1,440	45	5	0	0	0	0	0	0	170		
1,440	1,460	45	5	0	0	0	0	0	0	180		
1,460	1,480	50	5	0	0	0	0	0	0	180		
1,480	1,500	50	5	0	0	0	0	0	0	190		
1,500	1,550	55	10	0	0	0	0	0	0	200		
1,550	1,600	55	15	0	0	0	0	0	0	210		
1,600	1,650	60	15	0	0	0	0	0	0	230		
1,650	1,700	65	20	0	0	0	0	0	0	250		
1,700	1,750	70	25	5	0	0	0	0	0	280		
1,750	1,800	75	30	10	0	0	0	0	0	280		
1,800	1,850	75	30	10	0	0	0	0	0	280		
1,850	1,900	80	35	15	0	0	0	0	0	280		
1,900	1,950	85	40	20	0	0	0	0	0	280		
1,950	2,000	90	45	25	0	0	0	0	0	0		
2,000	2,050	100	50	25	5	0	0	0	0	0		
2,050	2,100	105	50	30	10	0	0	0	0	0		
2,100	2,150	110	55	35	15	0	0	0	0	0		
2,150	2,200	115	60	40	15	0	0	0	0	0		

イ甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人					
以上	未満	税額										税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2,200	2,250	120	65	40	20	0	0	0	0	0	0	0		
2,250	2,300	130	70	45	25	5	0	0	0	0	0	0		
2,300	2,350	135	70	50	30	5	0	0	0	0	0	0		
2,350	2,400	140	75	55	30	10	0	0	0	0	0	0		
2,400	2,450	145	80	60	35	15	0	0	0	0	0	0		
2,450	2,500	150	85	60	40	20	0	0	0	0	0	0		
2,500	2,550	160	90	65	45	20	0	0	0	0	0	0		
2,550	2,600	165	100	70	50	25	5	0	0	0	0	0		
2,600	2,650	170	105	75	55	30	10	0	0	0	0	0		
2,650	2,700	180	110	80	60	35	15	0	0	0	0	0		
2,700	2,750	185	120	85	60	40	20	0	0	0	0	3		
2,750	2,800	195	125	90	65	45	25	0	0	0	0	7		
2,800	2,850	200	135	100	70	50	25	5	0	0	0	10		
2,850	2,900	205	140	105	75	55	30	10	0	0	0	14		
2,900	2,950	215	145	115	80	60	35	15	0	0	0	18		
2,950	3,000	225	155	120	85	60	40	20	0	0	0	22		
3,000	3,050	235	160	125	95	65	45	25	0	0	0	26		
3,050	3,100	245	165	135	100	70	50	25	5	0	0	29		
3,100	3,150	255	175	140	105	75	55	30	10	0	0	33		
3,150	3,200	265	180	150	115	80	60	35	15	0	0	37		
3,200	3,250	275	190	155	120	90	65	40	20	0	0	41		
3,250	3,300	285	195	165	130	95	70	45	25	5	0	45		
3,300	3,400	300	210	175	140	105	75	55	30	10	20	49		
3,400	3,500	320	230	190	155	120	90	65	40	20	1,060 円	57		
3,500	3,600	340	250	205	170	135	105	75	50	30	1,060 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 3,400 円をこえる 金額の 55% に相当する 金額を加算 した金額	66		
3,600	3,700	360	270	225	185	150	120	85	60	40	40	75		
3,700	3,800	380	290	245	200	165	135	100	70	50	50	84		
3,800	3,900	400	310	265	220	180	150	115	80	60	60	93		
3,900	4,000	420	330	285	240	195	165	130	95	70	70	102		
4,000	4,100	440	350	305	260	215	180	145	110	80	80	111		
4,100	4,200	465	370	325	280	235	195	160	125	95	95	124		
4,200	4,300	490	390	345	300	255	210	175	140	110	110	138		
4,300	4,400	515	410	365	320	275	230	190	155	125	125	153		
4,400	4,500	540	430	385	340	295	250	205	170	140	140	168		
4,500	4,600	565	455	405	360	315	270	225	185	155	155	183		
4,600	4,700	590	480	425	380	335	290	245	200	170	170	198		
4,700	4,800	615	505	450	400	355	310	265	220	185	185	213		
4,800	4,900	640	530	475	420	375	330	285	240	200	200	228		
4,900	5,000	665	555	500	445	395	350	305	260	215	215	243		
5,000	5,100	690	580	525	470	415	370	325	280	235	1,940 円	258		
5,100	5,200	715	605	550	495	435	390	345	300	255	255	273		
5,200	5,300	740	630	575	520	460	410	365	320	275	275	290		
5,300	5,400	765	655	600	545	485	430	385	340	295	295	310		
5,400	5,500	795	680	625	570	510	455	405	360	315	315	330		
5,500	5,600	825	705	650	595	535	480	425	380	335	335	350		
5,600	5,700	855	730	675	620	560	505	450	400	355	355	370		
5,700	5,800	885	755	700	645	585	530	475	420	375	375	390		
5,800	5,900	915	780	725	670	610	555	500	445	395	395	410		
5,900	6,000	945	810	750	695	635	580	525	470	415	415	430		
6,000	6,100	975	840	775	720	660	605	550	495	440	440	450		

イ甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人					
以上未満	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額		
6,100円	6,200円	1,005円	870円	805円	745円	685円	630円	575円	520円	465円	470円	470円		
6,200円	6,300円	1,035円	900円	835円	770円	710円	655円	600円	545円	490円	490円	490円		
6,300円	6,400円	1,065円	930円	865円	795円	735円	680円	625円	570円	515円	510円	510円		
6,400円	6,500円	1,095円	960円	895円	825円	760円	705円	650円	595円	540円	530円	530円		
6,500円	6,500円	1,110円	975円	910円	840円	775円	720円	665円	605円	550円	550円	550円		
6,500円をこえ 7,500円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										550円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額	550円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち6,500 円をこえる 金額の25% に相当する 金額を加算 した金額		
7,500円	7,500円	1,410円	1,275円	1,210円	1,140円	1,075円	1,020円	965円	905円	850円	850円	850円		
7,500円をこえ 9,500円に満た ない金額	7,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額													
9,500円	9,500円	2,110円	1,975円	1,910円	1,840円	1,775円	1,720円	1,665円	1,605円	1,550円	1,550円	1,550円		
9,500円をこえ 12,500円に満た ない金額	9,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,500円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										1,300円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち9,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額	1,300円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち9,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額		
12,500円	12,500円	3,310円	3,175円	3,110円	3,040円	2,975円	2,920円	2,865円	2,805円	2,750円	2,750円	2,750円		
12,500円をこえ 18,000円に満た ない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額													
18,000円	18,000円	5,785円	5,650円	5,585円	5,515円	5,450円	5,395円	5,340円	5,280円	5,225円	5,225円	5,225円		
18,000円をこえ 29,000円に満た ない金額	18,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										9,740円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち18,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	9,740円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち18,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額		

甲 表

(四)

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (+) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、

 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに35円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当

該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに35円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額	以上	未満	扶養親族の数								額
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
1,160 円未満	円	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	5.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	5.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	30	5.5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	40	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	45	20	0	0	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	45	25	0	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	50	30	0	0	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	55	30	10	0	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	60	35	15	0	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	65	40	20	0	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	65	45	25	0	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	70	50	25	0	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	75	50	30	10	0	0	0	0	0	0
2,100	2,150	80	55	35	15	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	85	60	40	15	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	90	65	40	20	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	95	70	45	25	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	100	70	50	30	0	0	0	0	0	0
2,350	2,400	105	75	55	30	10	0	0	0	0	0
2,400	2,450	115	80	60	35	15	0	0	0	0	0
2,450	2,500	120	85	60	40	20	0	0	0	0	0
2,500	2,550	125	90	65	45	20	0	0	0	0	0
2,550	2,600	130	100	70	50	25	0	0	0	0	0
2,600	2,650	140	105	75	55	30	10	0	0	0	0
2,650	2,700	145	110	80	55	35	15	0	0	0	0
2,700	2,750	150	120	85	60	40	20	0	0	0	0
2,750	2,800	160	125	90	65	45	25	0	0	0	0
2,800	2,850	165	135	100	70	50	25	0	0	0	0
2,850	2,900	175	140	105	75	55	30	10	0	0	0

口乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
2,900	2,950	180	145	115	80	60	35	15
2,950	3,000	185	155	120	85	60	40	20
3,000	3,050	195	160	125	95	65	45	25
3,050	3,100	200	165	135	100	70	50	25
3,100	3,150	210	175	140	105	75	55	30
3,150	3,200	220	180	150	115	80	60	35
3,200	3,250	230	190	155	120	90	65	40
3,250	3,300	240	195	165	130	95	70	45
3,300	3,400	255	210	175	140	105	75	55
3,400	3,500	275	230	190	155	120	90	65
3,500	3,600	295	250	205	170	135	105	75
3,600	3,700	315	270	225	185	150	120	85
3,700	3,800	335	290	245	200	165	135	100
3,800	3,900	355	310	265	220	180	150	115
3,900	4,000	375	330	285	240	195	165	130
4,000	4,100	395	350	305	260	215	180	145
4,100	4,200	415	370	325	280	235	195	160
4,200	4,300	435	390	345	300	255	210	175
4,300	4,400	460	410	365	320	275	230	190
4,400	4,500	485	430	385	340	295	250	205
4,500	4,600	510	455	405	360	315	270	225
4,600	4,700	535	480	425	380	335	290	245
4,700	4,800	560	505	450	400	355	310	265
4,800	4,900	585	530	475	420	375	330	285
4,900	5,000	610	555	500	440	395	350	305
5,000	5,100	635	580	525	465	415	370	325
5,100	5,200	660	605	550	490	435	390	345
5,200	5,300	685	630	575	515	460	410	365
5,300	5,400	710	655	600	540	485	430	385
5,400	5,500	735	680	625	565	510	455	405
5,500	5,600	760	705	650	590	535	480	425
5,600	5,700	785	730	675	615	560	505	450
5,700	5,800	815	755	700	640	585	530	475
5,800	5,900	845	780	725	665	610	555	500
5,900	6,000	875	810	750	690	635	580	525
6,000	6,100	905	840	775	715	660	605	550
6,100	6,200	935	870	805	740	685	630	575
6,200	6,300	965	900	835	765	710	655	600
6,300	6,400	995	930	865	795	735	680	625
6,400	6,500	1,025	960	895	825	760	705	650
6,500 円		1,040	975	910	840	775	720	665
6,500 円をこえ 7,500 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額							
7,500 円	1,340	1,275	1,210	1,140	1,075	1,020	965	905
7,500 円をこえ 9,500 円に満た ない金額	7,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,500 円を こえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額							

ロ乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
9,500円	2,040	1,975	1,910	1,840	1,775	1,720	1,665	1,605
9,500円をこえ 12,500円に満たない金額	9,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,500円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額							
12,500円	3,240	3,175	3,110	3,040	2,975	2,920	2,865	2,805
12,500円をこえ 18,000円に満たない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額							
18,000円	5,715	5,650	5,585	5,515	5,450	5,395	5,340	5,280
18,000円をこえ 29,000円に満たない金額	18,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち18,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
29,000円	11,215	11,150	11,085	11,015	10,950	10,895	10,840	10,780
29,000円をこえ 56,500円に満たない金額	29,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
56,500円	26,340	26,275	26,210	26,140	26,075	26,020	25,965	25,905
56,500円をこえる金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに35円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を

控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに35円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (注) (2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(1)により求めた金額が、その求める税額である。

等の数										乙	
5人		6人		7人		8人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額			
後の給与等の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円 59千円未満	千円 63	千円 65	千円 69	千円 71	千円 75	千円 76	千円 80	千円 85	千円 91	千円 94	千円 101
59	63	65	69	71	75	76	80	85	91	94	101
63	67	69	73	75	79	80	85	91	96	99	104
67	72	73	78	79	84	85	91	96	101	106	111
72	78	78	83	84	88	91	94	98	103	108	113
78	85	88	90	88	96	94	101	105	111	118	123
85	95	90	100	96	106	101	106	111	116	121	126
95	100	100	106	106	112	111	118	123	128	133	138
100	111	106	117	112	123	118	129	128	133	138	143
111	122	117	128	123	134	129	140	133	138	143	148
122	133	128	138	134	144	140	150	144	149	154	159
133	150	138	156	144	161	150	167	154	159	164	169
150	159	156	165	161	171	167	177	164	169	174	179
159	177	165	183	171	189	177	195	174	189	194	204
177	197	183	203	189	209	195	215	186	201	211	221
197	216	203	222	209	227	215	233	203	218	228	238
216	251	222	257	227	262	233	268	213	228	238	248
251	288	257	294	262	300	288	305	253	268	278	288
288	325	294	330	300	336	305	342	283	298	308	318
325	384	330	390	336	396	342	403	313	328	338	348
384	480	390	486	396	491	403	497	363	378	388	398
480	576	486	583	491	590	497	596	453	468	478	488
576	910	583	916	590	923	596	930	503	518	528	538
910	1,743	916	1,750	923	1,756	930	1,763	503	518	528	538
1,743	2,576	1,750	2,583	1,756	2,590	1,763	2,596	503	518	528	538
2,576千円以上	2,583千円以上	2,590千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上	2,596千円以上

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数の障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

た居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃与の 金額に 乗るべき 率	扶養親族										甲	
	0人		1人		2人		3人		4人			
	前月の社会保険料控除											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
%	千円 20千円未満	千円 33千円未満	千円 40千円未満	千円 46千円未満	千円 53千円未満							
0	20	21	33	35	40	43	46	50	53	57		
2	21	23	35	38	43	46	50	54	57	61		
4	23	35	38	52	46	57	54	59	61	65		
6	35	48	52	60	57	65	59	70	65	74		
8	48	56	60	67	65	71	70	76	74	80		
10	56	68	67	75	71	78	76	84	80	89		
12	68	73	75	81	78	85	84	89	89	94		
14	73	79	81	88	85	94	89	100	94	105		
16	79	90	88	100	94	105	100	111	105	117		
18	90	100	100	111	105	116	111	122	117	127		
20	100	112	111	125	116	131	122	137	127	143		
22	112	127	125	138	131	143	137	148	143	153		
24	127	142	138	154	143	160	148	166	153	172		
26	142	165	154	175	160	180	166	186	172	192		
28	165	183	175	194	180	200	186	205	192	211		
30	183	217	194	228	200	234	205	240	211	245		
32	217	252	228	264	234	270	240	276	245	282		
35	252	292	264	302	270	307	276	313	282	319		
38	292	346	302	359	307	365	313	371	319	378		
41	346	447	359	458	365	468	371	469	378	475		
44	447	536	458	550	463	556	469	563	475	570		
47	536	870	550	883	556	890	563	896	570	903		
50	870	1,703	883	1,716	890	1,728	896	1,730	903	1,736		
55	1,703	2,536	1,716	2,550	1,723	2,556	1,730	2,563	1,736	2,570		
60	2,536	2,550	2,556	2,563	2,563	2,563	2,563	2,570	2,570	2,570		
65	2,536	2,550	2,556	2,563	2,563	2,563	2,563	2,570	2,570	2,570		

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(4)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率(4) (1)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ

(5) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率(4) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ

(5) 三項の規定を含む。により税額を計算する。

(6) (1)から(4)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められていら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額			課税給与所得金額			課税給与所得金額		
以上		未満	以上		未満	以上		未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,000	2,000	円未満	51,000	52,000	4,800	137,000	139,000	13,200
3,000	3,000	100	52,000	53,000	4,900	139,000	141,000	13,400
4,000	4,000	200	53,000	54,000	5,000	141,000	143,000	13,600
5,000	5,000	300	54,000	55,000	5,100	143,000	145,000	13,800
6,000	6,000	400	56,000	56,000	5,200	145,000	147,000	14,000
7,000	7,000	500	56,000	57,000	5,300	147,000	149,000	14,200
8,000	8,000	600	57,000	58,000	5,400	149,000	151,000	14,400
9,000	9,000	700	58,000	59,000	5,500	151,000	153,000	14,600
10,000	10,000	800	59,000	60,000	5,600	153,000	155,000	14,800
11,000	11,000	900	60,000	61,000	5,700	155,000	157,000	15,000
12,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,700	157,000	159,000	15,200
13,000	13,000	1,100	62,000	63,000	5,800	159,000	161,000	15,400
14,000	14,000	1,200	63,000	64,000	5,900	161,000	163,000	15,600
15,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,000	163,000	165,000	15,800
16,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,100	165,000	167,000	16,000
17,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,300	167,000	169,000	16,200
18,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,500	169,000	171,000	16,400
19,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,700	171,000	173,000	16,600
20,000	20,000	1,800	73,000	75,000	6,900	173,000	175,000	16,800
21,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,100	175,000	177,000	17,000
22,000	22,000	1,900	77,000	79,000	7,300	177,000	179,000	17,200
23,000	23,000	2,000	79,000	81,000	7,500	179,000	181,000	17,400
24,000	24,000	2,100	81,000	83,000	7,600	181,000	183,000	17,600
25,000	25,000	2,200	83,000	85,000	7,800	183,000	185,000	17,800
26,000	26,000	2,300	85,000	87,000	8,000	185,000	187,000	18,000
27,000	27,000	2,400	87,000	89,000	8,200	187,000	189,000	18,200
28,000	28,000	2,500	89,000	91,000	8,400	189,000	191,000	18,400
29,000	29,000	2,600	91,000	93,000	8,600	191,000	193,000	18,600
30,000	30,000	2,700	93,000	95,000	8,800	193,000	195,000	18,800
31,000	31,000	2,800	95,000	97,000	9,000	195,000	198,000	19,000
32,000	32,000	2,900	97,000	99,000	9,200	198,000	201,000	19,300
33,000	33,000	3,000	99,000	101,000	9,400	201,000	204,000	19,600
34,000	34,000	3,100	101,000	103,000	9,600	204,000	207,000	19,900
35,000	35,000	3,200	103,000	105,000	9,800	207,000	210,000	20,200
36,000	36,000	3,300	105,000	107,000	10,000	210,000	213,000	20,500
37,000	37,000	3,400	107,000	109,000	10,200	213,000	216,000	20,800
38,000	38,000	3,500	109,000	111,000	10,400	216,000	219,000	21,100
39,000	39,000	3,600	111,000	113,000	10,600	219,000	222,000	21,400
40,000	40,000	3,700	113,000	115,000	10,800	222,000	225,000	21,700
41,000	41,000	3,800	115,000	117,000	11,000	225,000	228,000	22,000
42,000	42,000	3,800	117,000	119,000	11,200	228,000	231,000	22,300
43,000	43,000	3,900	119,000	121,000	11,400	231,000	234,000	22,600
44,000	44,000	4,000	121,000	123,000	11,600	234,000	237,000	22,900
45,000	45,000	4,100	123,000	125,000	11,800	237,000	240,000	23,200
46,000	46,000	4,200	125,000	127,000	12,000	240,000	243,000	23,500
47,000	47,000	4,300	127,000	129,000	12,200	243,000	246,000	23,800
48,000	48,000	4,400	129,000	131,000	12,400	246,000	249,000	24,100
49,000	49,000	4,500	131,000	133,000	12,600	249,000	252,000	24,400
50,000	50,000	4,600	133,000	135,000	12,800	252,000	255,000	24,700
51,000	51,000	4,700	135,000	137,000	13,000	255,000	258,000	25,000

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,300	414,000	418,000	46,600	614,000	618,000	77,300
261,000	264,000	25,600	418,000	422,000	47,200	618,000	622,000	78,100
264,000	267,000	25,900	422,000	426,000	47,800	622,000	626,000	78,900
267,000	270,000	26,200	426,000	430,000	48,400	626,000	630,000	79,700
270,000	273,000	26,500	430,000	434,000	49,000	630,000	634,000	80,500
273,000	276,000	26,800	434,000	438,000	49,600	634,000	638,000	81,300
276,000	279,000	27,100	438,000	442,000	50,200	638,000	642,000	82,100
279,000	282,000	27,400	442,000	446,000	50,800	642,000	646,000	82,900
282,000	285,000	27,700	446,000	450,000	51,400	646,000	650,000	83,700
285,000	288,000	28,000	450,000	454,000	52,000	650,000	655,000	84,500
288,000	291,000	28,300	454,000	458,000	52,600	655,000	660,000	85,500
291,000	294,000	28,600	458,000	462,000	53,200	660,000	665,000	86,500
294,000	297,000	28,900	462,000	466,000	53,800	665,000	670,000	87,500
297,000	300,000	29,200	466,000	470,000	54,400	670,000	675,000	88,500
300,000	303,000	29,500	470,000	474,000	55,000	675,000	680,000	89,500
303,000	306,000	29,900	474,000	478,000	55,600	680,000	685,000	90,500
306,000	309,000	30,400	478,000	482,000	56,200	685,000	690,000	91,500
309,000	312,000	30,800	482,000	486,000	56,800	690,000	695,000	92,500
312,000	315,000	31,300	486,000	490,000	57,400	695,000	700,000	93,500
315,000	318,000	31,700	490,000	494,000	58,000	700,000	705,000	94,500
318,000	321,000	32,200	494,000	498,000	58,600	705,000	710,000	95,500
321,000	324,000	32,600	498,000	502,000	59,200	710,000	715,000	96,500
324,000	327,000	33,100	502,000	506,000	59,800	715,000	720,000	97,500
327,000	330,000	33,500	506,000	510,000	60,400	720,000	725,000	98,500
330,000	333,000	34,000	510,000	514,000	61,000	725,000	730,000	99,500
333,000	336,000	34,400	514,000	518,000	61,600	730,000	735,000	100,500
336,000	339,000	34,900	518,000	522,000	62,200	735,000	740,000	101,500
339,000	342,000	35,300	522,000	526,000	62,800	740,000	745,000	102,500
342,000	345,000	35,800	526,000	530,000	63,400	745,000	750,000	103,500
345,000	348,000	36,200	530,000	534,000	64,000	750,000	755,000	104,500
348,000	351,000	36,700	534,000	538,000	64,600	755,000	760,000	105,500
351,000	354,000	37,100	538,000	542,000	65,200	760,000	765,000	106,500
354,000	357,000	37,600	542,000	546,000	65,800	765,000	770,000	107,500
357,000	360,000	38,000	546,000	550,000	66,400	770,000	775,000	108,500
360,000	363,000	38,500	550,000	554,000	67,000	775,000	780,000	109,500
363,000	366,000	38,900	554,000	558,000	67,600	780,000	785,000	110,500
366,000	369,000	39,400	558,000	562,000	68,200	785,000	790,000	111,500
369,000	372,000	39,800	562,000	566,000	68,800	790,000	795,000	112,500
372,000	375,000	40,300	566,000	570,000	69,400	795,000	800,000	113,500
375,000	378,000	40,700	570,000	574,000	70,000	800,000	805,000	114,500
378,000	381,000	41,200	574,000	578,000	70,600	805,000	810,000	115,500
381,000	384,000	41,600	578,000	582,000	71,200	810,000	815,000	116,500
384,000	387,000	42,100	582,000	586,000	71,800	815,000	820,000	117,500
387,000	390,000	42,500	586,000	590,000	72,400	820,000	825,000	118,500
390,000	394,000	43,000	590,000	594,000	73,000	825,000	830,000	119,500
394,000	398,000	43,600	594,000	598,000	73,600	830,000	835,000	120,500
398,000	402,000	44,200	598,000	602,000	74,200	835,000	840,000	121,500
402,000	406,000	44,800	602,000	606,000	74,900	840,000	845,000	122,500
406,000	410,000	45,400	606,000	610,000	75,700	845,000	850,000	123,500
410,000	414,000	46,000	610,000	614,000	76,500	850,000	855,000	124,500

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	125,500	955,000	960,000	145,500	2,200,000	3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から280,500円を控除した金額
860,000	865,000	126,500	960,000	965,000	146,500			
865,000	870,000	127,500	965,000	970,000	147,500			
870,000	875,000	128,500	970,000	975,000	148,500			
875,000	880,000	129,500	975,000	980,000	149,500			
880,000	885,000	130,500	980,000	985,000	150,500	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から490,500円を控除した金額
885,000	890,000	131,500	985,000	990,000	151,500			
890,000	895,000	132,500	990,000	995,000	152,500			
895,000	900,000	133,500	995,000	1,000,000	153,500			
900,000	905,000	134,500						
905,000	910,000	135,500	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から95,500円を控除した金額	4,000,000	4,560,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から630,500円を控除した金額
910,000	915,000	136,500						
915,000	920,000	137,500						
920,000	925,000	138,500						
925,000	930,000	139,500						
930,000	935,000	140,500	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から170,500円を控除した金額	4,560,000	4,560,000円	1,421,500円
935,000	940,000	141,500						
940,000	945,000	142,500						
945,000	950,000	143,500						
950,000	955,000	144,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合は 当該合計額

(ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超える場合は 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額

(ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超える場合は 37,500円

(4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

(イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合は 当該金額の合計額(その合計額が2,000円を超える場合は、2,000円)

(ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合は 当該金額の合計額(その合計額が10,000円を超える場合は、10,000円)

(ハ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合は 当該金額の合計額(その合計額が10,000円を超える場合は、10,000円)

ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円を超えてかつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ（定義）に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに80,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、120,000円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき80,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、120,000円）を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項（扶養控除）の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
(イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
(ア) (イ)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
(イ) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
(ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
302,500	円未満	162,000円未満	390,000	392,000	232,000	480,000	482,000	304,000
302,500	304,000	182,000	392,000	394,000	233,600	482,000	484,000	305,600
304,000	306,000	183,200	394,000	396,000	235,200	484,000	486,000	307,200
306,000	308,000	184,800	396,000	398,000	236,800	486,000	488,000	308,800
308,000	310,000	186,400	398,000	400,000	238,400	488,000	490,000	310,400
310,000	312,000	188,000	400,000	402,000	240,000	490,000	492,000	312,000
312,000	314,000	189,600	402,000	404,000	241,600	492,000	494,000	313,600
314,000	316,000	171,200	404,000	406,000	243,200	494,000	496,000	315,200
316,000	318,000	172,800	406,000	408,000	244,800	496,000	498,000	316,800
318,000	320,000	174,400	408,000	410,000	246,400	498,000	500,000	318,400
320,000	322,000	176,000	410,000	412,000	248,000	500,000	502,000	320,000
322,000	324,000	177,600	412,000	414,000	249,600	502,000	504,000	321,600
324,000	326,000	179,200	414,000	416,000	251,200	504,000	506,000	323,200
326,000	328,000	180,800	416,000	418,000	252,800	506,000	508,000	324,800
328,000	330,000	182,400	418,000	420,000	254,400	508,000	510,000	326,400
330,000	332,000	184,000	420,000	422,000	256,000	510,000	512,000	328,000
332,000	334,000	185,600	422,000	424,000	257,600	512,000	514,000	329,600
334,000	336,000	187,200	424,000	426,000	259,200	514,000	516,000	331,200
336,000	338,000	188,800	426,000	428,000	260,800	516,000	518,000	332,800
338,000	340,000	190,400	428,000	430,000	262,400	518,000	520,000	334,400
340,000	342,000	192,000	430,000	432,000	264,000	520,000	522,000	336,000
342,000	344,000	193,600	432,000	434,000	265,600	522,000	524,000	337,600
344,000	346,000	195,200	434,000	436,000	267,200	524,000	526,000	339,200
346,000	348,000	196,800	436,000	438,000	268,800	526,000	528,000	340,800
348,000	350,000	198,400	438,000	440,000	270,400	528,000	530,000	342,400
350,000	352,000	200,000	440,000	442,000	272,000	530,000	532,000	344,000
352,000	354,000	201,600	442,000	444,000	273,600	532,000	534,000	345,600
354,000	356,000	203,200	444,000	446,000	275,200	534,000	536,000	347,200
356,000	358,000	204,800	446,000	448,000	276,800	536,000	538,000	348,800
358,000	360,000	206,400	448,000	450,000	278,400	538,000	540,000	350,400
360,000	362,000	208,000	450,000	452,000	280,000	540,000	542,000	352,000
362,000	364,000	209,600	452,000	454,000	281,600	542,000	544,000	353,600
364,000	366,000	211,200	454,000	456,000	283,200	544,000	546,000	355,200
366,000	368,000	212,800	456,000	458,000	284,800	546,000	548,000	356,800
368,000	370,000	214,400	458,000	460,000	286,400	548,000	550,000	358,400
370,000	372,000	216,000	460,000	462,000	288,000	550,000	552,000	360,000
372,000	374,000	217,600	462,000	464,000	289,600	552,000	554,000	361,600
374,000	376,000	219,200	464,000	466,000	291,200	554,000	556,000	363,200
376,000	378,000	220,800	466,000	468,000	292,800	556,000	558,000	364,800
378,000	380,000	222,400	468,000	470,000	294,400	558,000	560,000	366,400
380,000	382,000	224,000	470,000	472,000	296,000	560,000	562,000	368,000
382,000	384,000	225,600	472,000	474,000	297,600	562,000	564,000	369,600
384,000	386,000	227,200	474,000	476,000	299,200	564,000	566,000	371,200
386,000	388,000	228,800	476,000	478,000	300,800	566,000	568,000	372,800
388,000	390,000	230,400	478,000	480,000	302,400	568,000	570,000	374,400

(二)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
570,000	572,000	376,000	660,000	662,000	448,000	750,000	752,000	520,000	522,000	520,000	522,000
572,000	574,000	377,600	662,000	664,000	449,600	752,000	754,000	521,600	523,200	521,600	523,200
574,000	576,000	379,200	664,000	666,000	451,200	754,000	756,000	523,200	524,800	523,200	524,800
576,000	578,000	380,800	666,000	668,000	452,800	756,000	758,000	524,800	526,400	524,800	526,400
578,000	580,000	382,400	668,000	670,000	454,400	758,000	760,000	526,400	528,000	526,400	528,000
580,000	582,000	384,000	670,000	672,000	456,000	760,000	762,000	528,000	529,600	528,000	529,600
582,000	584,000	385,600	672,000	674,000	457,600	762,000	764,000	529,600	531,200	529,600	531,200
584,000	586,000	387,200	674,000	676,000	459,200	764,000	766,000	531,200	532,800	531,200	532,800
586,000	588,000	388,800	676,000	678,000	460,800	766,000	768,000	532,800	534,400	532,800	534,400
588,000	590,000	390,400	678,000	680,000	462,400	768,000	770,000	534,400	536,000	534,400	536,000
590,000	592,000	392,000	680,000	682,000	464,000	770,000	772,000	536,000	537,600	536,000	537,600
592,000	594,000	393,600	682,000	684,000	465,600	772,000	774,000	537,600	539,200	537,600	539,200
594,000	596,000	395,200	684,000	686,000	467,200	774,000	776,000	539,200	540,800	539,200	540,800
596,000	598,000	396,800	686,000	688,000	468,800	776,000	778,000	540,800	542,400	540,800	542,400
598,000	600,000	398,400	688,000	690,000	470,400	778,000	780,000	542,400	544,000	542,400	544,000
600,000	602,000	400,000	690,000	692,000	472,000	780,000	782,000	544,000	545,600	544,000	545,600
602,000	604,000	401,600	692,000	694,000	473,600	782,000	784,000	545,600	547,200	545,600	547,200
604,000	606,000	403,200	694,000	696,000	475,200	784,000	786,000	547,200	548,800	547,200	548,800
606,000	608,000	404,800	696,000	698,000	476,800	786,000	788,000	548,800	550,400	548,800	550,400
608,000	610,000	406,400	698,000	700,000	478,400	788,000	790,000	550,400	552,000	550,400	552,000
610,000	612,000	408,000	700,000	702,000	480,000	790,000	792,000	552,000	553,600	552,000	553,600
612,000	614,000	409,600	702,000	704,000	481,600	792,000	794,000	553,600	555,200	553,600	555,200
614,000	616,000	411,200	704,000	706,000	483,200	794,000	796,000	555,200	556,800	555,200	556,800
616,000	618,000	412,800	706,000	708,000	484,800	796,000	798,000	556,800	558,400	556,800	558,400
618,000	620,000	414,400	708,000	710,000	486,400	798,000	800,000	558,400	560,000	558,400	560,000
620,000	622,000	416,000	710,000	712,000	488,000	800,000	802,000	560,000	561,600	560,000	561,600
622,000	624,000	417,600	712,000	714,000	489,600	802,000	804,000	561,600	563,200	561,600	563,200
624,000	626,000	419,200	714,000	716,000	491,200	804,000	806,000	563,200	564,800	563,200	564,800
626,000	628,000	420,800	716,000	718,000	492,800	806,000	808,000	564,800	566,400	564,800	566,400
628,000	630,000	422,400	718,000	720,000	494,400	808,000	810,000	566,400	568,000	566,400	568,000
630,000	632,000	424,000	720,000	722,000	496,000	810,000	812,000	568,000	569,600	568,000	569,600
632,000	634,000	425,600	722,000	724,000	497,600	812,000	814,000	569,600	571,200	569,600	571,200
634,000	636,000	427,200	724,000	726,000	499,200	814,000	816,000	571,200	572,800	571,200	572,800
636,000	638,000	428,800	726,000	728,000	500,800	816,000	818,000	572,800	574,400	572,800	574,400
638,000	640,000	430,400	728,000	730,000	502,400	818,000	820,000	574,400	576,000	574,400	576,000
640,000	642,000	432,000	730,000	732,000	504,000	820,000	822,000	576,000	577,600	576,000	577,600
642,000	644,000	433,600	732,000	734,000	505,600	822,000	824,000	577,600	579,200	577,600	579,200
644,000	646,000	435,200	734,000	736,000	507,200	824,000	826,000	579,200	580,800	579,200	580,800
646,000	648,000	436,800	736,000	738,000	508,800	826,000	828,000	580,800	582,400	580,800	582,400
648,000	650,000	438,400	738,000	740,000	510,400	828,000	830,000	582,400	584,000	582,400	584,000
650,000	652,000	440,000	740,000	742,000	512,000	830,000	832,000	584,000	585,600	584,000	585,600
652,000	654,000	441,600	742,000	744,000	513,600	832,000	834,000	585,600	586,000	585,600	586,000
654,000	656,000	443,200	744,000	746,000	515,200	834,000	836,000	586,000	587,200	586,000	587,200
656,000	658,000	444,800	746,000	748,000	516,800	836,000	838,000	587,200	588,800	587,200	588,800
658,000	660,000	446,400	748,000	750,000	518,400	838,000	840,000	588,800	590,400	588,800	590,400

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
840,000	842,000	592,000	930,000	932,000	667,000	1,020,000	1,022,000	748,000
842,000	844,000	593,600	932,000	934,000	668,800	1,022,000	1,024,000	749,800
844,000	846,000	595,200	934,000	936,000	670,600	1,024,000	1,026,000	751,600
846,000	848,000	596,800	936,000	938,000	672,400	1,026,000	1,028,000	753,400
848,000	850,000	598,400	938,000	940,000	674,200	1,028,000	1,030,000	755,200
850,000	852,000	600,000	940,000	942,000	676,000	1,030,000	1,032,000	757,000
852,000	854,000	601,600	942,000	944,000	677,800	1,032,000	1,034,000	758,800
854,000	856,000	603,200	944,000	946,000	679,600	1,034,000	1,036,000	760,600
856,000	858,000	604,800	946,000	948,000	681,400	1,036,000	1,038,000	762,400
858,000	860,000	606,400	948,000	950,000	683,200	1,038,000	1,040,000	764,200
860,000	862,000	608,000	950,000	952,000	685,000	1,040,000	1,042,000	766,000
862,000	864,000	609,600	952,000	954,000	686,800	1,042,000	1,044,000	767,800
864,000	866,000	611,200	954,000	956,000	688,600	1,044,000	1,046,000	769,600
866,000	868,000	612,800	956,000	958,000	690,400	1,046,000	1,048,000	771,400
868,000	870,000	614,400	958,000	960,000	692,200	1,048,000	1,050,000	773,200
870,000	872,000	616,000	960,000	962,000	694,000	1,050,000	1,052,000	775,000
872,000	874,000	617,600	962,000	964,000	695,800	1,052,000	1,054,000	776,800
874,000	876,000	619,200	964,000	966,000	697,600	1,054,000	1,056,000	778,600
876,000	878,000	620,800	966,000	968,000	699,400	1,056,000	1,058,000	780,400
878,000	880,000	622,400	968,000	970,000	701,200	1,058,000	1,060,000	782,200
880,000	882,000	624,000	970,000	972,000	703,000	1,060,000	1,062,000	784,000
882,000	884,000	625,600	972,000	974,000	704,800	1,062,000	1,064,000	785,800
884,000	886,000	627,200	974,000	976,000	706,600	1,064,000	1,066,000	787,600
886,000	888,000	628,800	976,000	978,000	708,400	1,066,000	1,068,000	789,400
888,000	890,000	630,400	978,000	980,000	710,200	1,068,000	1,070,000	791,200
890,000	892,000	632,000	980,000	982,000	712,000	1,070,000	1,072,000	793,000
892,000	894,000	633,600	982,000	984,000	713,800	1,072,000	1,074,000	794,800
894,000	896,000	635,200	984,000	986,000	715,600	1,074,000	1,076,000	796,600
896,000	898,000	636,800	986,000	988,000	717,400	1,076,000	1,078,000	798,400
898,000	900,000	638,400	988,000	990,000	719,200	1,078,000	1,080,000	800,200
900,000	902,000	640,000	990,000	992,000	721,000	1,080,000	1,082,000	802,000
902,000	904,000	641,800	992,000	994,000	722,800	1,082,000	1,084,000	803,800
904,000	906,000	643,600	994,000	996,000	724,600	1,084,000	1,086,000	805,600
906,000	908,000	645,400	996,000	998,000	726,400	1,086,000	1,088,000	807,400
908,000	910,000	647,200	998,000	1,000,000	728,200	1,088,000	1,090,000	809,200
910,000	912,000	649,000	1,000,000	1,002,000	730,000	1,090,000	1,092,000	811,000
912,000	914,000	650,800	1,002,000	1,004,000	731,800	1,092,000	1,094,000	812,800
914,000	916,000	652,600	1,004,000	1,006,000	733,600	1,094,000	1,096,000	814,600
916,000	918,000	654,400	1,006,000	1,008,000	735,400	1,096,000	1,098,000	816,400
918,000	920,000	656,200	1,008,000	1,010,000	737,200	1,098,000	1,100,000	818,200
920,000	922,000	658,000	1,010,000	1,012,000	739,000	1,100,000円以上		給与等の金額から280,000円を控除した金額
922,000	924,000	659,800	1,012,000	1,014,000	740,800			
924,000	926,000	661,600	1,014,000	1,016,000	742,600			
926,000	928,000	663,400	1,016,000	1,018,000	744,400			
928,000	930,000	665,200	1,018,000	1,020,000	746,200			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		
以上		未満	以上		未満	以上		未満	以上		未満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000円未満	0	102,000	104,000	4,800	274,000	278,000	13,200				
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,900	278,000	282,000	13,400			
6,000	8,000	200	106,000	108,000	5,000	282,000	286,000	13,600			
8,000	10,000	300	108,000	110,000	5,100	286,000	290,000	13,800			
10,000	12,000	400	110,000	112,000	5,200	290,000	294,000	14,000			
12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,300	294,000	298,000	14,200			
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,400	298,000	302,000	14,400			
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,500	302,000	306,000	14,600			
18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,600	306,000	310,000	14,800			
20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,700	310,000	314,000	15,000			
22,000	24,000	1,000	122,000	124,000	5,700	314,000	318,000	15,200			
24,000	26,000	1,100	124,000	126,000	5,800	318,000	322,000	15,400			
26,000	28,000	1,200	126,000	128,000	5,900	322,000	326,000	15,600			
28,000	30,000	1,300	128,000	130,000	6,000	326,000	330,000	15,800			
30,000	32,000	1,400	130,000	134,000	6,100	330,000	334,000	16,000			
32,000	34,000	1,500	134,000	138,000	6,300	334,000	338,000	16,200			
34,000	36,000	1,600	138,000	142,000	6,500	338,000	342,000	16,400			
36,000	38,000	1,700	142,000	146,000	6,700	342,000	346,000	16,600			
38,000	40,000	1,800	146,000	150,000	6,900	346,000	350,000	16,800			
40,000	42,000	1,900	150,000	154,000	7,100	350,000	354,000	17,000			
42,000	44,000	1,900	154,000	158,000	7,300	354,000	358,000	17,200			
44,000	46,000	2,000	158,000	162,000	7,500	358,000	362,000	17,400			
46,000	48,000	2,100	162,000	166,000	7,600	362,000	366,000	17,600			
48,000	50,000	2,200	166,000	170,000	7,800	366,000	370,000	17,800			
50,000	52,000	2,300	170,000	174,000	8,000	370,000	374,000	18,000			
52,000	54,000	2,400	174,000	178,000	8,200	374,000	378,000	18,200			
54,000	56,000	2,500	178,000	182,000	8,400	378,000	382,000	18,400			
56,000	58,000	2,600	182,000	186,000	8,600	382,000	386,000	18,600			
58,000	60,000	2,700	186,000	190,000	8,800	386,000	390,000	18,800			
60,000	62,000	2,800	190,000	194,000	9,000	390,000	396,000	19,000			
62,000	64,000	2,900	194,000	198,000	9,200	396,000	402,000	19,300			
64,000	66,000	3,000	198,000	202,000	9,400	402,000	408,000	19,600			
66,000	68,000	3,100	202,000	206,000	9,600	408,000	414,000	19,900			
68,000	70,000	3,200	206,000	210,000	9,800	414,000	420,000	20,200			
70,000	72,000	3,300	210,000	214,000	10,000	420,000	426,000	20,500			
72,000	74,000	3,400	214,000	218,000	10,200	426,000	432,000	20,800			
74,000	76,000	3,500	218,000	222,000	10,400	432,000	438,000	21,100			
76,000	78,000	3,600	222,000	226,000	10,600	438,000	444,000	21,400			
78,000	80,000	3,700	226,000	230,000	10,800	444,000	450,000	21,700			
80,000	82,000	3,800	230,000	234,000	11,000	450,000	456,000	22,000			
82,000	84,000	3,800	234,000	238,000	11,200	456,000	462,000	22,300			
84,000	86,000	3,900	238,000	242,000	11,400	462,000	468,000	22,600			
86,000	88,000	4,000	242,000	246,000	11,600	468,000	474,000	22,900			
88,000	90,000	4,100	246,000	250,000	11,800	474,000	480,000	23,200			
90,000	92,000	4,200	250,000	254,000	12,000	480,000	486,000	23,500			
92,000	94,000	4,300	254,000	258,000	12,200	486,000	492,000	23,800			
94,000	96,000	4,400	258,000	262,000	12,400	492,000	498,000	24,100			
96,000	98,000	4,500	262,000	266,000	12,600	498,000	504,000	24,400			
98,000	100,000	4,600	266,000	270,000	12,800	504,000	510,000	24,700			
100,000	102,000	4,700	270,000	274,000	13,000	510,000	516,000	25,000			

昭和四十三年三月七日

【參議院】

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額	税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,300	828,000	836,000	46,600	1,228,000	1,236,000	77,300	78,100	78,900	79,700
522,000	528,000	25,600	836,000	844,000	47,200	1,236,000	1,244,000	78,100	78,900	79,700	80,500
528,000	534,000	25,900	844,000	852,000	47,800	1,244,000	1,252,000	79,700	80,500	81,300	82,100
534,000	540,000	26,200	852,000	860,000	48,400	1,252,000	1,260,000	80,500	81,300	82,100	82,900
540,000	546,000	26,500	860,000	868,000	49,000	1,260,000	1,268,000	81,300	82,100	82,900	83,700
546,000	552,000	26,800	868,000	876,000	49,600	1,268,000	1,276,000	82,100	82,900	83,700	84,500
552,000	558,000	27,100	876,000	884,000	50,200	1,276,000	1,284,000	82,900	83,700	84,500	85,300
558,000	564,000	27,400	884,000	892,000	50,800	1,284,000	1,292,000	83,700	84,500	85,300	86,100
564,000	570,000	27,700	892,000	900,000	51,400	1,292,000	1,300,000	84,500	85,300	86,100	86,900
570,000	576,000	28,000	900,000	908,000	52,000	1,300,000	1,310,000	85,300	86,100	86,900	87,700
576,000	582,000	28,300	908,000	916,000	52,600	1,310,000	1,320,000	86,100	86,900	87,700	88,500
582,000	588,000	28,600	916,000	924,000	53,200	1,320,000	1,330,000	86,900	87,700	88,500	89,300
588,000	594,000	28,900	924,000	932,000	53,800	1,330,000	1,340,000	87,500	88,300	89,100	89,900
594,000	600,000	29,200	932,000	940,000	54,400	1,340,000	1,350,000	88,500	89,300	89,100	89,900
600,000	606,000	29,500	940,000	948,000	55,000	1,350,000	1,360,000	89,500	89,300	89,100	89,900
606,000	612,000	29,900	948,000	956,000	55,600	1,360,000	1,370,000	90,500	91,300	92,100	92,900
612,000	618,000	30,400	956,000	964,000	56,200	1,370,000	1,380,000	91,500	92,300	93,100	93,900
618,000	624,000	30,800	964,000	972,000	56,800	1,380,000	1,390,000	92,500	93,300	94,100	94,900
624,000	630,000	31,300	972,000	980,000	57,400	1,390,000	1,400,000	93,500	94,300	95,100	95,900
630,000	636,000	31,700	980,000	988,000	58,000	1,400,000	1,410,000	94,500	95,300	96,100	96,900
636,000	642,000	32,200	988,000	996,000	58,600	1,410,000	1,420,000	95,500	96,300	97,100	97,900
642,000	648,000	32,600	996,000	1,004,000	59,200	1,420,000	1,430,000	96,500	97,300	98,100	98,900
648,000	654,000	33,100	1,004,000	1,012,000	59,800	1,430,000	1,440,000	97,500	98,300	99,100	99,900
654,000	660,000	33,500	1,012,000	1,020,000	60,400	1,440,000	1,450,000	98,500	99,300	100,100	100,900
660,000	666,000	34,000	1,020,000	1,028,000	61,000	1,450,000	1,460,000	99,500	100,300	101,100	101,900
666,000	672,000	34,400	1,028,000	1,036,000	61,600	1,460,000	1,470,000	100,500	101,300	102,100	102,900
672,000	678,000	34,900	1,036,000	1,044,000	62,200	1,470,000	1,480,000	101,500	102,300	103,100	103,900
678,000	684,000	35,300	1,044,000	1,052,000	62,800	1,480,000	1,490,000	102,500	103,300	104,100	104,900
684,000	690,000	35,800	1,052,000	1,060,000	63,400	1,490,000	1,500,000	103,500	104,300	105,100	105,900
690,000	696,000	36,200	1,060,000	1,068,000	64,000	1,500,000	1,510,000	104,500	105,300	106,100	106,900
696,000	702,000	36,700	1,068,000	1,076,000	64,600	1,510,000	1,520,000	105,500	106,300	107,100	107,900
702,000	708,000	37,100	1,076,000	1,084,000	65,200	1,520,000	1,530,000	106,500	107,300	108,100	108,900
708,000	714,000	37,600	1,084,000	1,092,000	65,800	1,530,000	1,540,000	107,500	108,300	109,100	109,900
714,000	720,000	38,000	1,092,000	1,100,000	66,400	1,540,000	1,550,000	108,500	109,300	110,100	110,900
720,000	726,000	38,500	1,100,000	1,108,000	67,000	1,550,000	1,560,000	109,500	110,300	111,100	111,900
726,000	732,000	38,900	1,108,000	1,116,000	67,600	1,560,000	1,570,000	110,500	111,300	112,100	112,900
732,000	738,000	39,400	1,116,000	1,124,000	68,200	1,570,000	1,580,000	111,500	112,300	113,100	113,900
738,000	744,000	39,800	1,124,000	1,132,000	68,800	1,580,000	1,590,000	112,500	113,300	114,100	114,900
744,000	750,000	40,300	1,132,000	1,140,000	69,400	1,590,000	1,600,000	113,500	114,300	115,100	115,900
750,000	756,000	40,700	1,140,000	1,148,000	70,000	1,600,000	1,610,000	114,500	115,300	116,100	116,900
756,000	762,000	41,200	1,148,000	1,156,000	70,600	1,610,000	1,620,000	115,500	116,300	117,100	117,900
762,000	768,000	41,600	1,156,000	1,164,000	71,200	1,620,000	1,630,000	116,500	117,300	118,100	118,900
768,000	774,000	42,100	1,164,000	1,172,000	71,800	1,630,000	1,640,000	117,500	118,300	119,100	119,900
774,000	780,000	42,500	1,172,000	1,180,000	72,400	1,640,000	1,650,000	118,500	119,300	120,100	120,900
780,000	788,000	43,000	1,180,000	1,188,000	73,000	1,650,000	1,660,000	119,500	120,300	121,100	121,900
788,000	796,000	43,600	1,188,000	1,196,000	73,600	1,660,000	1,670,000	120,500	121,300	122,100	122,900
796,000	804,000	44,200	1,196,000	1,204,000	74,200	1,670,000	1,680,000	121,500	122,300	123,100	123,900
804,000	812,000	44,800	1,204,000	1,212,000	74,900	1,680,000	1,690,000	122,500	123,300	124,100	124,900
812,000	820,000	45,400	1,212,000	1,220,000	75,700	1,690,000	1,700,000	123,500	124,300	125,100	125,900
820,000	828,000	46,000	1,220,000	1,228,000	76,500	1,700,000	1,710,000	124,500	125,300	126,100	126,900

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 125,500	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から95,500円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,480,500円を控除した金額						
1,720,000	1,730,000	126,500												
1,730,000	1,740,000	127,500												
1,740,000	1,750,000	128,500												
1,750,000	1,760,000	129,500												
1,760,000	1,770,000	130,500	3,000,000	4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から170,500円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,430,500円を控除した金額						
1,770,000	1,780,000	131,500												
1,780,000	1,790,000	132,500												
1,790,000	1,800,000	133,500												
1,800,000	1,810,000	134,500												
1,810,000	1,820,000	135,500	4,400,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から280,500円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,880,500円を控除した金額						
1,820,000	1,830,000	136,500												
1,830,000	1,840,000	137,500												
1,840,000	1,850,000	138,500												
1,850,000	1,860,000	139,500												
1,860,000	1,870,000	140,500	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から430,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,180,500円を控除した金額						
1,870,000	1,880,000	141,500												
1,880,000	1,890,000	142,500												
1,890,000	1,900,000	143,500												
1,900,000	1,910,000	144,500												
1,910,000	1,920,000	145,500	8,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から630,500円を控除した金額	120,000,000	120,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,180,500円を控除した金額						
1,920,000	1,930,000	146,500												
1,930,000	1,940,000	147,500												
1,940,000	1,950,000	148,500												
1,950,000	1,960,000	149,500												
1,960,000	1,970,000	150,500	12,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から980,500円を控除した金額									
1,970,000	1,980,000	151,500												
1,980,000	1,990,000	152,500												
1,990,000	2,000,000	153,500												

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の附表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	千円 200	千円 700	23年 24年 25年	千円 2,100 2,300 2,500	千円 2,600 2,800 3,000
5年	250	750	26年	2,700	3,200
6年	300	800	27年	2,900	3,400
7年	350	850	28年	3,100	3,600
8年	400	900	29年	3,300	3,800
9年	450	950	30年	3,500	4,000
10年	500	1,000	31年	3,800	4,300
11年	600	1,100	32年	4,100	4,600
12年	700	1,200	33年	4,400	4,900
13年	800	1,300	34年	4,700	5,200
14年	900	1,400	35年	5,000	5,500
15年	1,000	1,500	36年	5,300	5,800
16年	1,100	1,600	37年	5,600	6,100
17年	1,200	1,700	38年	5,900	6,400
18年	1,300	1,800	39年	6,200	6,700
19年	1,400	1,900	40年	6,500	7,000
20年	1,500	2,000	41年以上	6,500千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに300千円を加算した金額	7,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに300千円を加算した金額
21年	1,700	2,200			
22年	1,900	2,400			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(イ) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(ロ) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(ハ) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるも

のとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額

が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則において別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」といふ。)の規定は、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十三年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条第三項
(給与所得控除)

一 前項に規定する収入金額が九十万円以下である場合	十万円	一 前項に規定する収入金額が六十五万五千円以下である場合	九万五千円
と当該収入金額から十万円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額		五千円と当該収入金額から九万五千円を控除した金額の十分の二に相当する金額との合計額	
二 前項に規定する収入金額が九十万円をこえ百十万円未満である場合	二十六万円と当該収入金額から九十万円を控除した金額の十分の一に相当する金額との合計額	二 前項に規定する収入金額が六十五万五千円をこえ八十九万五千円以下である場合	二十一万五千円と当該収入金額から六十九万五千円を控除した金額の十分の一・七五に相当する金額との合計額
三 前項に規定する収入金額が百十万元以上である場合	二十八万円	三 前項に規定する収入金額が八十九万五千円をこえ百九万五千円未満である場合	二十五万円と当該収入金額から八十九万五千円を控除した金額の十分の一・七五に相当する金額との合計額
四 前項に規定する収入金額が百九		四 前項に規定する収入金額が百九	

万五千円以上である場合 二十六
万五千円

七万七千五百円

十万七千五百円

七万七千五百円

八万円

十二万円

八万円

八万円

七万七千五百円

七万七千五百円

八万円

八万円

八万円

八万円

八万円

八万円

八万円

七万七千五百円

第七十九条第一項 (配偶者控除)	八万円	万五千円
第八十条第一項 (老年者控除)	十二万円	七万七千五百円
第八十二条第一項 (寡婦控除)	八万円	七万七千五百円
第八十三条第一項 (配偶者控除)	十六万円	十五万七千五百円
第八十四条第一項 (扶養控除)	八万円	七万七千五百円
第八十四条第二項 (扶養親族)	八万円	七万七千五百円
二 配偶者を有しない居住者の扶養親族のうちの一人 九万五千円	前項の場合において、居住者に配偶者がないときは、その扶養親族のうち一人についての同項の控除の額は、十万円とする。	前項の場合において、次の各号に掲げる扶養親族についての同項の控除の額は、当該各号に掲げる金額とする。
一 配偶者を有する二以上の居住者が生計を一にしている場合(これらの居住者のうちに控除対象配偶者を有する者がいない場合に限		

第八十六条第一項 (基礎控除)	十六万円	十五万七千五百円	うちの一人 八万円
第九十条第二項 (変動所得及び臨時所得の平均課税)	百万円以下	百万円未満	
第一百九十条第二号	別表第七の附表	所得稅法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第 号。以下「改正法」という。)附則別表第一	改正法附則別表第五の附表
(年末調整)	別表第七	改正法附則別表第五	改正法附則別表第六
第一百九十四条第一項第六号(給与所得者の扶養控除等申告書)	第八十四条第二項	改正法附則第三条第一項(昭和四十年分の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた第八十四条第二項	同項第一号又は第二号の規定の適用を受ける旨
第二百一一条第一項 (退職所得に係る源泉徴収税類)	別表第八	改正法附則別表第六	

2 昭和四十三年分の課税総所得金額、課税退職所得金額若しくは課税山林所得金額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税退職所

得金額に応じ附則別表第一に定める税額
二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定める税額
三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額 同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表第一に定める税額

(純損失の繰越控除及び繰戻しによる還付に関する経過規定)

第四条 新法第七十条第一項、第二項及び第四項(純損失の繰越控除)並びに第百四十条第五項(純損失の繰戻しによる還付の請求)及び第百四十二条第四項(相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求)(これらの規定を新法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお從前の例による。

昭和四十三年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十二条第一項(これらの規定を新法第百六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第二十号)附則第三条第二項(昭和四十二年分の所得税の所得控除及び税額の計算の特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

3 昭和四十四年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十二条第一項の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、前条第二項の規定(同条第一項の規定により読み替えられた新法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

(昭和四十三年分及び昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)
第五条 居住者の昭和四十三年分の所得税については、新法第百四十二条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十二年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第百四一条第一項第一号(予定納税額の納付)の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算したところにより、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算したところによる。)から、当該各種所得につき源泉徴収された又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額を除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十二年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額が

あつた場合には、旧法第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」といふ。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれら者の数に応じ別表第三により求めた率。

昭和四十二年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から一万三千円を控除した金額によるものとする。

二 施行日前に自己が障害者に該当する旨又は控除対象配偶者若しくは扶養親族のうちに障害者がある旨の記載をした給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者でその障害者が特別障害者に該当するもの

附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条退職所得に係る源泉徴収税額の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の附表は、昭和四十三年中に支払うべき新法第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき該退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

3
4 昭和四十二年分の所得税につきは、政令で定める。
の適用があつた場合における昭和四十三年分の予定納稅基準額の計算については、政令で定める。
非居住者の昭和四十三年分の所得税に係る予定納稅基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 第一項から前項までの規定は、居住者又は非居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納稅基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十一年分」とあるのは「昭

和四十三年分」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。)」とあるのは「新法」と、同項第一号中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と「附則別表第三」と「附則別表第四」の二種類の別表が付属する。

（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過規定）
あるのは「附則別表第四」と第一項中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と二千円とあるのは「五百万円」と、「一万三千円」とあるのは「二千円」と、第三項中「昭和四十二年分」とあるのは「昭和四十三年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

第六条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徵収税額)の規定及び新法別表第一四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に支払うべき新法第百八

十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十条(年末調整)の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十

三年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日以後である場合には、して適用しの最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第百九十四条第一項及び第二項（給与所得者の扶養控除等申告書）の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適

用する。

第一百九十四条第一項の規定による給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合を除き、同項第二

号、第三号又は第六号に掲げる事項につき同日において同条第二項に規定する異動が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「最初に」とあるのは、「その年最後二二二三。

施行日前に控除対象配偶者に関する事項の記載がなく、かつ、扶養親族に関する事項の記載がある給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項第一号(扶養控除額の特例)の規定の適用を受けることとなるもの

附則別表第一 昭和43年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)	(2)の(1)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
2,000円未満	0	51,000	9.3%	52,000	4,700	137,000	9.3%	139,000	13,000	139,000	9.3%
2,000	3,000	100	9.3	52,000	4,800	139,000	9.3	141,000	13,200	141,000	9.3
3,000	4,000	200	9.3	53,000	4,900	141,000	9.3	143,000	13,400	143,000	9.3
4,000	5,000	300	9.3	54,000	5,000	143,000	9.3	145,000	13,600	145,000	9.3
5,000	6,000	400	9.3	55,000	5,100	145,000	9.3	147,000	13,800	147,000	9.3
6,000	7,000	500	9.3	56,000	5,200	147,000	9.3	149,000	14,000	149,000	9.3
7,000	8,000	600	9.3	57,000	5,300	149,000	9.3	151,000	14,200	151,000	9.3
8,000	9,000	700	9.3	58,000	5,300	151,000	9.3	153,000	14,400	153,000	9.3
9,000	10,000	800	9.3	59,000	5,400	153,000	9.3	155,000	14,600	155,000	9.3
10,000	11,000	900	9.3	60,000	5,500	155,000	9.3	157,000	14,800	157,000	9.3
11,000	12,000	1,000	9.3	61,000	5,600	157,000	9.3	159,000	15,000	159,000	9.3
12,000	13,000	1,100	9.3	62,000	5,700	159,000	9.3	161,000	15,200	161,000	9.3
13,000	14,000	1,200	9.3	63,000	5,800	161,000	9.3	163,000	15,400	163,000	9.3
14,000	15,000	1,300	9.3	64,000	5,900	163,000	9.3	165,000	15,600	165,000	9.3
15,000	16,000	1,300	9.3	65,000	6,000	165,000	9.3	167,000	15,800	167,000	9.3
16,000	17,000	1,400	9.3	67,000	6,200	167,000	9.3	169,000	16,000	169,000	9.3
17,000	18,000	1,500	9.3	69,000	6,400	169,000	9.3	171,000	16,200	171,000	9.3
18,000	19,000	1,600	9.3	71,000	6,600	171,000	9.3	173,000	16,400	173,000	9.3
19,000	20,000	1,700	9.3	73,000	6,700	173,000	9.3	175,000	16,600	175,000	9.3
20,000	21,000	1,800	9.3	75,000	6,900	175,000	9.3	177,000	16,800	177,000	9.3
21,000	22,000	1,900	9.3	77,000	7,100	177,000	9.3	179,000	17,000	179,000	9.3
22,000	23,000	2,000	9.3	79,000	7,300	179,000	9.3	181,000	17,200	181,000	9.3
23,000	24,000	2,100	9.3	81,000	7,500	181,000	9.3	183,000	17,400	183,000	9.3
24,000	25,000	2,200	9.3	83,000	7,700	183,000	9.3	185,000	17,600	185,000	9.3
25,000	26,000	2,300	9.3	85,000	7,900	185,000	9.3	187,000	17,800	187,000	9.3
26,000	27,000	2,400	9.3	87,000	8,000	187,000	9.3	189,000	18,000	189,000	9.3
27,000	28,000	2,500	9.3	89,000	8,200	189,000	9.3	191,000	18,200	191,000	9.3
28,000	29,000	2,600	9.3	91,000	8,400	191,000	9.3	193,000	18,400	193,000	9.3
29,000	30,000	2,600	9.3	93,000	8,600	193,000	9.3	195,000	18,600	195,000	9.3
30,000	31,000	2,700	9.3	95,000	8,800	195,000	9.3	198,000	18,800	198,000	9.3
31,000	32,000	2,800	9.3	97,000	9,000	198,000	9.3	201,000	19,100	201,000	9.3
32,000	33,000	2,900	9.3	99,000	9,200	201,000	9.3	204,000	19,400	204,000	9.3
33,000	34,000	3,000	9.3	101,000	9,400	204,000	9.3	207,000	19,700	207,000	9.3
34,000	35,000	3,100	9.3	103,000	9,600	207,000	9.3	210,000	20,000	210,000	9.3
35,000	36,000	3,200	9.3	105,000	9,800	210,000	9.3	213,000	20,300	213,000	9.3
36,000	37,000	3,300	9.3	107,000	10,000	213,000	9.3	216,000	20,600	216,000	9.3
37,000	38,000	3,400	9.3	109,000	10,200	216,000	9.3	219,000	20,900	219,000	9.3
38,000	39,000	3,500	9.3	111,000	10,400	219,000	9.3	222,000	21,200	222,000	9.3
39,000	40,000	3,600	9.3	113,000	10,600	222,000	9.3	225,000	21,500	225,000	9.3
40,000	41,000	3,700	9.3	115,000	10,800	225,000	9.3	228,000	21,800	228,000	9.3
41,000	42,000	3,800	9.3	117,000	11,000	228,000	9.3	231,000	22,100	231,000	9.3
42,000	43,000	3,900	9.3	119,000	11,200	231,000	9.3	234,000	22,400	234,000	9.3
43,000	44,000	3,900	9.3	121,000	11,400	234,000	9.3	237,000	22,700	237,000	9.3
44,000	45,000	4,000	9.3	123,000	11,600	237,000	9.3	240,000	23,000	240,000	9.3
45,000	46,000	4,100	9.3	125,000	11,800	240,000	9.3	243,000	23,300	243,000	9.3
46,000	47,000	4,200	9.3	127,000	12,000	243,000	9.3	246,000	23,600	246,000	9.3
47,000	48,000	4,300	9.3	129,000	12,200	246,000	9.3	249,000	23,900	249,000	9.3
48,000	49,000	4,400	9.3	131,000	12,400	249,000	9.3	252,000	24,200	252,000	9.3
49,000	50,000	4,500	9.3	133,000	12,600	252,000	9.3	255,000	24,500	255,000	9.3
50,000	51,000	4,600	9.3	135,000	12,800	255,000	9.3	258,000	24,800	258,000	9.3

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
258,000	261,000	25,100	9.3	414,000	418,000	46,400	11	614,000	618,000	77,100	12
261,000	264,000	25,400	9.3	418,000	422,000	47,000	11	618,000	622,000	77,900	12
264,000	267,000	25,700	9.3	422,000	426,000	47,600	11	622,000	626,000	78,700	12
267,000	270,000	26,000	9.3	426,000	430,000	48,200	11	626,000	630,000	79,500	12
270,000	273,000	26,300	9.3	430,000	434,000	48,800	11	630,000	634,000	80,300	12
273,000	276,000	26,600	9.3	434,000	438,000	49,400	11	634,000	638,000	81,100	12
276,000	279,000	26,900	9.3	438,000	442,000	50,000	11	638,000	642,000	81,900	12
279,000	282,000	27,200	9.3	442,000	446,000	50,600	11	642,000	646,000	82,700	12
282,000	285,000	27,500	9.3	446,000	450,000	51,200	11	646,000	650,000	83,500	12
285,000	288,000	27,800	9.3	450,000	454,000	51,800	11	650,000	655,000	84,300	12
288,000	291,000	28,100	9.3	454,000	458,000	52,400	11	655,000	660,000	85,300	13
291,000	294,000	28,400	9.3	458,000	462,000	53,000	11	660,000	665,000	86,300	13
294,000	297,000	28,700	9.3	462,000	466,000	53,600	11	665,000	670,000	87,300	13
297,000	300,000	29,000	9.3	466,000	470,000	54,200	11	670,000	675,000	88,300	13
300,000	303,000	29,300	9.3	470,000	474,000	54,800	11	675,000	680,000	89,300	13
303,000	306,000	29,700	9.3	474,000	478,000	55,400	11	680,000	685,000	90,300	13
306,000	309,000	30,200	9.3	478,000	482,000	56,000	11	685,000	690,000	91,300	13
309,000	312,000	30,600	9.3	482,000	486,000	56,600	11	690,000	695,000	92,300	13
312,000	315,000	31,100	9.3	486,000	490,000	57,200	11	695,000	700,000	93,300	13
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	57,800	11	700,000	705,000	94,300	13
318,000	321,000	32,000	10	494,000	498,000	58,400	11	705,000	710,000	95,300	13
321,000	324,000	32,400	10	498,000	502,000	59,000	11	710,000	715,000	96,300	13
324,000	327,000	32,900	10	502,000	506,000	59,600	11	715,000	720,000	97,300	13
327,000	330,000	33,300	10	506,000	510,000	60,200	11	720,000	725,000	98,300	13
330,000	333,000	33,800	10	510,000	514,000	60,800	11	725,000	730,000	99,300	13
333,000	336,000	34,200	10	514,000	518,000	61,400	11	730,000	735,000	100,300	13
336,000	339,000	34,700	10	518,000	522,000	62,000	11	735,000	740,000	101,300	13
339,000	342,000	35,100	10	522,000	526,000	62,600	11	740,000	745,000	102,300	13
342,000	345,000	35,600	10	526,000	530,000	63,200	12	745,000	750,000	103,300	13
345,000	348,000	36,000	10	530,000	534,000	63,800	12	750,000	755,000	104,300	13
348,000	351,000	36,500	10	534,000	538,000	64,400	12	755,000	760,000	105,300	13
351,000	354,000	36,900	10	538,000	542,000	65,000	12	760,000	765,000	106,300	13
354,000	357,000	37,400	10	542,000	546,000	65,600	12	765,000	770,000	107,300	14
357,000	360,000	37,800	10	546,000	550,000	66,200	12	770,000	775,000	108,300	14
360,000	363,000	38,300	10	550,000	554,000	66,800	12	775,000	780,000	109,300	14
363,000	366,000	38,700	10	554,000	558,000	67,400	12	780,000	785,000	110,300	14
366,000	369,000	39,200	10	558,000	562,000	68,000	12	785,000	790,000	111,300	14
369,000	372,000	39,600	10	562,000	566,000	68,600	12	790,000	795,000	112,300	14
372,000	375,000	40,100	10	566,000	570,000	69,200	12	795,000	800,000	113,300	14
375,000	378,000	40,500	10	570,000	574,000	69,800	12	800,000	805,000	114,300	14
378,000	381,000	41,000	10	574,000	578,000	70,400	12	805,000	810,000	115,300	14
381,000	384,000	41,400	10	578,000	582,000	71,000	12	810,000	815,000	116,300	14
384,000	387,000	41,900	10	582,000	586,000	71,600	12	815,000	820,000	117,300	14
387,000	390,000	42,300	10	586,000	590,000	72,200	12	820,000	825,000	118,300	14
390,000	394,000	42,800	10	590,000	594,000	72,800	12	825,000	830,000	119,300	14
394,000	398,000	43,400	11	594,000	598,000	73,400	12	830,000	835,000	120,300	14
398,000	402,000	44,000	11	598,000	602,000	74,000	12	835,000	840,000	121,300	14
402,000	406,000	44,600	11	602,000	606,000	74,700	12	840,000	845,000	122,300	14
406,000	410,000	45,200	11	606,000	610,000	75,500	12	845,000	850,000	123,300	14
410,000	414,000	45,800	11	610,000	614,000	76,300	12	850,000	855,000	124,300	14

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 125,300	% 14	円 1,000,000	円 1,500,000	% 10,000,000	円 20,000,000	% 10,000,000
860,000	865,000	126,300	14		(1)の金額に25%を乗じて算出した金額から95,700円を控除した金額			(1)の金額に55%を乗じて算出した金額から1,430,700円を控除した金額
865,000	870,000	127,300	14					
870,000	875,000	128,300	14					
875,000	880,000	129,300	14					
880,000	885,000	130,300	14	1,500,000	2,200,000	20,000,000	30,000,000	
885,000	890,000	131,300	14		(1)の金額に30%を乗じて算出した金額から170,700円を控除した金額			(1)の金額に60%を乗じて算出した金額から2,430,700円を控除した金額
890,000	895,000	132,300	14					
895,000	900,000	133,300	14					
900,000	905,000	134,300	14					
905,000	910,000	135,300	14	2,200,000	3,000,000	30,000,000	45,000,000	
910,000	915,000	136,300	14		(1)の金額に35%を乗じて算出した金額から280,700円を控除した金額			(1)の金額に55%を乗じて算出した金額から3,430,700円を控除した金額
915,000	920,000	137,300	15					
920,000	925,000	138,300	15					
925,000	930,000	139,300	15					
930,000	935,000	140,300	15	3,000,000	4,000,000	45,000,000	60,000,000	
935,000	940,000	141,300	15		(1)の金額に40%を乗じて算出した金額から430,700円を控除した金額			(1)の金額に70%を乗じて算出した金額から6,180,700円を控除した金額
940,000	945,000	142,300	15					
945,000	950,000	143,300	15					
950,000	955,000	144,300	15					
955,000	960,000	145,300	15	4,000,000	6,000,000	60,000,000	円以上	
960,000	965,000	146,300	15		(1)の金額に45%を乗じて算出した金額から630,700円を控除した金額			(1)の金額に75%を乗じて算出した金額から9,180,700円を控除した金額
965,000	970,000	147,300	15					
970,000	975,000	148,300	15					
975,000	980,000	149,300	15					
980,000	985,000	150,300	15	6,000,000	10,000,000			
985,000	990,000	151,300	15		(1)の金額に50%を乗じて算出した金額から930,700円を控除した金額			
990,000	995,000	152,300	15					
995,000	1,000,000	153,300	15					

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(2)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(1)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和43年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額	税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,700	137,000	139,000	12,700
2,000	3,000	100	52,000	4,800	139,000	141,000	12,900
3,000	4,000	200	53,000	4,900	141,000	143,000	13,100
4,000	5,000	300	54,000	5,000	143,000	145,000	13,200
5,000	6,000	400	55,000	5,100	145,000	147,000	13,400
6,000	7,000	500	56,000	5,200	147,000	149,000	13,600
7,000	8,000	600	57,000	5,300	149,000	151,000	13,800
8,000	9,000	700	58,000	5,300	151,000	153,000	14,000
9,000	10,000	800	59,000	5,400	153,000	155,000	14,200
10,000	11,000	900	60,000	5,500	155,000	157,000	14,400
11,000	12,000	1,000	61,000	5,600	157,000	159,000	14,600
12,000	13,000	1,100	62,000	5,700	159,000	161,000	14,700
13,000	14,000	1,200	63,000	5,800	161,000	163,000	14,900
14,000	15,000	1,300	64,000	5,900	163,000	165,000	15,100
15,000	16,000	1,300	65,000	6,000	165,000	167,000	15,300
16,000	17,000	1,400	67,000	6,200	167,000	169,000	15,500
17,000	18,000	1,500	69,000	6,400	169,000	171,000	15,700
18,000	19,000	1,600	71,000	6,600	171,000	173,000	15,900
19,000	20,000	1,700	73,000	6,700	173,000	175,000	16,000
20,000	21,000	1,800	75,000	6,900	175,000	177,000	16,200
21,000	22,000	1,900	77,000	7,100	177,000	179,000	16,400
22,000	23,000	2,000	79,000	7,300	179,000	181,000	16,600
23,000	24,000	2,100	81,000	7,500	181,000	183,000	16,800
24,000	25,000	2,200	83,000	7,700	183,000	185,000	17,000
25,000	26,000	2,300	85,000	7,900	185,000	187,000	17,200
26,000	27,000	2,400	87,000	8,000	187,000	189,000	17,300
27,000	28,000	2,500	89,000	8,200	189,000	191,000	17,500
28,000	29,000	2,600	91,000	8,400	191,000	193,000	17,700
29,000	30,000	2,600	93,000	8,600	193,000	195,000	17,900
30,000	31,000	2,700	95,000	8,800	195,000	198,000	18,100
31,000	32,000	2,800	97,000	9,000	198,000	201,000	18,400
32,000	33,000	2,900	99,000	9,200	201,000	204,000	18,600
33,000	34,000	3,000	101,000	9,300	204,000	207,000	18,900
34,000	35,000	3,100	103,000	9,500	207,000	210,000	19,200
35,000	36,000	3,200	105,000	9,700	210,000	213,000	19,500
36,000	37,000	3,300	107,000	9,900	213,000	216,000	19,800
37,000	38,000	3,400	109,000	10,100	216,000	219,000	20,000
38,000	39,000	3,500	111,000	10,300	219,000	222,000	20,300
39,000	40,000	3,600	113,000	10,500	222,000	225,000	20,600
40,000	41,000	3,700	115,000	10,600	225,000	228,000	20,900
41,000	42,000	3,800	117,000	10,800	228,000	231,000	21,200
42,000	43,000	3,900	119,000	11,000	231,000	234,000	21,400
43,000	44,000	3,900	121,000	11,200	234,000	237,000	21,700
44,000	45,000	4,000	123,000	11,400	237,000	240,000	22,000
45,000	46,000	4,100	125,000	11,600	240,000	243,000	22,300
46,000	47,000	4,200	127,000	11,800	243,000	246,000	22,500
47,000	48,000	4,300	129,000	11,900	246,000	249,000	22,800
48,000	49,000	4,400	131,000	12,100	249,000	252,000	23,100
49,000	50,000	4,500	133,000	12,300	252,000	255,000	23,400
50,000	51,000	4,600	135,000	12,500	255,000	258,000	23,700

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	23,900	414,000	418,000	38,500	614,000	618,000	57,900
261,000	264,000	24,200	418,000	422,000	38,800	618,000	622,000	58,300
264,000	267,000	24,500	422,000	426,000	39,200	622,000	626,000	58,700
267,000	270,000	24,800	426,000	430,000	39,600	626,000	630,000	59,100
270,000	273,000	25,100	430,000	434,000	39,900	630,000	634,000	59,500
273,000	276,000	25,300	434,000	438,000	40,300	634,000	638,000	59,900
276,000	279,000	25,600	438,000	442,000	40,700	638,000	642,000	60,300
279,000	282,000	25,900	442,000	446,000	41,100	642,000	646,000	60,700
282,000	285,000	26,200	446,000	450,000	41,400	646,000	650,000	61,100
285,000	288,000	26,500	450,000	454,000	41,800	650,000	655,000	61,500
288,000	291,000	26,700	454,000	458,000	42,200	655,000	660,000	62,000
291,000	294,000	27,000	458,000	462,000	42,500	660,000	665,000	62,500
294,000	297,000	27,300	462,000	466,000	42,900	665,000	670,000	63,000
297,000	300,000	27,600	466,000	470,000	43,300	670,000	675,000	63,500
300,000	303,000	27,900	470,000	474,000	43,700	675,000	680,000	64,000
303,000	306,000	28,100	474,000	478,000	44,000	680,000	685,000	64,500
306,000	309,000	28,400	478,000	482,000	44,400	685,000	690,000	65,000
309,000	312,000	28,700	482,000	486,000	44,800	690,000	695,000	65,500
312,000	315,000	29,000	486,000	490,000	45,100	695,000	700,000	66,000
315,000	318,000	29,200	490,000	494,000	45,500	700,000	705,000	66,500
318,000	321,000	29,500	494,000	498,000	45,900	705,000	710,000	67,000
321,000	324,000	29,800	498,000	502,000	46,300	710,000	715,000	67,500
324,000	327,000	30,100	502,000	506,000	46,700	715,000	720,000	68,000
327,000	330,000	30,400	506,000	510,000	47,100	720,000	725,000	68,500
330,000	333,000	30,600	510,000	514,000	47,500	725,000	730,000	69,000
333,000	336,000	30,900	514,000	518,000	47,900	730,000	735,000	69,500
336,000	339,000	31,200	518,000	522,000	48,300	735,000	740,000	70,000
339,000	342,000	31,500	522,000	526,000	48,700	740,000	745,000	70,500
342,000	345,000	31,800	526,000	530,000	49,100	745,000	750,000	71,000
345,000	348,000	32,000	530,000	534,000	49,500	750,000	755,000	71,500
348,000	351,000	32,300	534,000	538,000	49,900	755,000	760,000	72,000
351,000	354,000	32,600	538,000	542,000	50,300	760,000	765,000	72,500
354,000	357,000	32,900	542,000	546,000	50,700	765,000	770,000	73,000
357,000	360,000	33,200	546,000	550,000	51,100	770,000	775,000	73,500
360,000	363,000	33,400	550,000	554,000	51,500	775,000	780,000	74,000
363,000	366,000	33,700	554,000	558,000	51,900	780,000	785,000	74,500
366,000	369,000	34,000	558,000	562,000	52,300	785,000	790,000	75,000
369,000	372,000	34,300	562,000	566,000	52,700	790,000	795,000	75,500
372,000	375,000	34,500	566,000	570,000	53,100	795,000	800,000	76,000
375,000	378,000	34,800	570,000	574,000	53,500	800,000	805,000	76,500
378,000	381,000	35,100	574,000	578,000	53,900	805,000	810,000	77,000
381,000	384,000	35,400	578,000	582,000	54,300	810,000	815,000	77,500
384,000	387,000	35,700	582,000	586,000	54,700	815,000	820,000	78,000
387,000	390,000	35,900	586,000	590,000	55,100	820,000	825,000	78,500
390,000	394,000	36,200	590,000	594,000	55,500	825,000	830,000	79,000
394,000	398,000	36,600	594,000	598,000	55,900	830,000	835,000	79,500
398,000	402,000	37,000	598,000	602,000	56,300	835,000	840,000	80,000
402,000	406,000	37,300	602,000	606,000	56,700	840,000	845,000	80,500
406,000	410,000	37,700	606,000	610,000	57,100	845,000	850,000	81,000
410,000	414,000	38,100	610,000	614,000	57,500	850,000	855,000	81,500

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	円 82,000	円 1,500,000	円 3,000,000	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から78,500円を控除した金額	円 30,000,000	円 50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から4,858,500円を控除した金額
860,000	865,000	82,500						
865,000	870,000	83,000						
870,000	875,000	83,500						
875,000	880,000	84,000						
880,000	885,000	84,500	3,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に20%を乗じて算出した金額から228,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,153,500円を控除した金額
885,000	890,000	85,000						
890,000	895,000	85,500						
895,000	900,000	86,000						
900,000	905,000	86,500						
905,000	910,000	87,000	5,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に25%を乗じて算出した金額から478,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,153,500円を控除した金額
910,000	915,000	87,500						
915,000	920,000	88,000						
920,000	925,000	88,500						
925,000	930,000	89,000						
930,000	935,000	89,500	7,500,000	11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から383,500円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から19,653,500円を控除した金額
935,000	940,000	90,000						
940,000	945,000	90,500						
945,000	950,000	91,000						
950,000	955,000	91,500						
955,000	960,000	92,000	11,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に35%を乗じて算出した金額から1,408,500円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から30,908,500円を控除した金額
960,000	965,000	92,500						
965,000	970,000	93,000						
970,000	975,000	93,500						
975,000	980,000	94,000						
980,000	985,000	94,500	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から2,153,500円を控除した金額	300,000,000	450,000,000	課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から45,908,500円を控除した金額
985,000	990,000	95,000						
990,000	995,000	95,500						
995,000	1,000,000	96,000						
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から8,500円を控除した金額	20,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から3,153,500円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族等の数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税総所得金額等									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210	360	250	410	390	460	430	510	470	560
360	440	410	510	460	700	510	770	560	840
440	740	510	840	700	1,090	770	1,190	840	1,290
740	1,590	840	1,790	1,090	1,990	1,190	2,430	1,290	2,630
1,590	7,020	1,790	8,020	1,990	9,020	2,430	10,770	2,630	11,770
7,020	20,000	8,020	20,000	9,020	20,000	10,770	20,000	11,770	20,000

の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から1万3千円を控除した金額が昭和43年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和43年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和42年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率 %	扶養親							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和42年分の課税							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
0	千円 167千円未満	千円 180千円未満	千円 190千円未満	千円 200千円未満				
60								
65								
70								
75								
80						200	370	
85					190	400	370	500
90			180	640	400	840	500	1,200
95	167	1,190	640	3,210	840	4,550	1,200	5,550
99	1,190	20,000	3,210	20,000	4,550	20,000	5,550	20,000

(注)

- (一) この表は、昭和42年分の課税総所得金額等が2,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和42年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十三年分及び昭和四十四年分)
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和42年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受け
 - (3) 昭和42年分の課税総所得金額等が2,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第

族等の数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税総所得金額等									
以上未満	千円 168千円未満	以上未満	千円 170千円未満	以上未満	千円 173千円未満	以上未満	千円 175千円未満	以上未満	千円 178千円未満
168	330	170	380	173	430	175	480	178	220
330	1,760	380	2,250	430	2,500	480	3,030	660	3,280
1,760	5,000	2,250	5,000	2,500	5,000	3,030	5,000	3,280	5,000

税に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
 控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

項において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から2千円を控除した金額が昭和44年分の所得税に係る予定納税

附則別表第四 昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和43年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	%	扶養親族							
		0人		1人		2人		3人	
		昭和43年分の課							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0	千円 158千円未満	千円 160千円未満	千円 163千円未満	千円 165千円未満					
85									
90									
95		160	630	163	1,060	165	1,310		
99	158	5,000	630	5,000	1,060	5,000	1,310	5,000	

(注)

- (一) この表は、昭和43年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和43年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項(昭和四十三年分及び昭和四十四年分の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適用
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和43年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の適用
 - (三) 昭和43年分の課税総所得金額等が500万円以上ある者については、この表によらず、附則第五条第五基準額である。

附則別表第五 昭和43年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000	52,000	4,700	137,000	139,000	13,000	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	4,800	139,000	141,000	13,200
3,000	4,000	200	53,000	54,000	4,900	141,000	143,000	13,400
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,000	143,000	145,000	13,600
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,100	145,000	147,000	13,800
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,200	147,000	149,000	14,000
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,300	149,000	151,000	14,200
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,300	151,000	153,000	14,400
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,400	153,000	155,000	14,600
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,500	155,000	157,000	14,800
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,600	157,000	159,000	15,000
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	5,700	159,000	161,000	15,200
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	5,800	161,000	163,000	15,400
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	5,900	163,000	165,000	15,600
15,000	16,000	1,300	65,000	67,000	6,000	165,000	167,000	15,800
16,000	17,000	1,400	67,000	69,000	6,200	167,000	169,000	16,000
17,000	18,000	1,500	69,000	71,000	6,400	169,000	171,000	16,200
18,000	19,000	1,600	71,000	73,000	6,600	171,000	173,000	16,400
19,000	20,000	1,700	73,000	75,000	6,700	173,000	175,000	16,600
20,000	21,000	1,800	75,000	77,000	6,900	175,000	177,000	16,800
21,000	22,000	1,900	77,000	79,000	7,100	177,000	179,000	17,000
22,000	23,000	2,000	79,000	81,000	7,300	179,000	181,000	17,200
23,000	24,000	2,100	81,000	83,000	7,500	181,000	183,000	17,400
24,000	25,000	2,200	83,000	85,000	7,700	183,000	185,000	17,600
25,000	26,000	2,300	85,000	87,000	7,900	185,000	187,000	17,800
26,000	27,000	2,400	87,000	89,000	8,000	187,000	189,000	18,000
27,000	28,000	2,500	89,000	91,000	8,200	189,000	191,000	18,200
28,000	29,000	2,600	91,000	93,000	8,400	191,000	193,000	18,400
29,000	30,000	2,600	93,000	95,000	8,600	193,000	195,000	18,600
30,000	31,000	2,700	95,000	97,000	8,800	195,000	198,000	18,800
31,000	32,000	2,800	97,000	99,000	9,000	198,000	201,000	19,100
32,000	33,000	2,900	99,000	101,000	9,200	201,000	204,000	19,400
33,000	34,000	3,000	101,000	103,000	9,400	204,000	207,000	19,700
34,000	35,000	3,100	103,000	105,000	9,600	207,000	210,000	20,000
35,000	36,000	3,200	105,000	107,000	9,800	210,000	213,000	20,300
36,000	37,000	3,300	107,000	109,000	10,000	213,000	216,000	20,600
37,000	38,000	3,400	109,000	111,000	10,200	216,000	219,000	20,900
38,000	39,000	3,500	111,000	113,000	10,400	219,000	222,000	21,200
39,000	40,000	3,600	113,000	115,000	10,600	222,000	225,000	21,500
40,000	41,000	3,700	115,000	117,000	10,800	225,000	228,000	21,800
41,000	42,000	3,800	117,000	119,000	11,000	228,000	231,000	22,100
42,000	43,000	3,900	119,000	121,000	11,200	231,000	234,000	22,400
43,000	44,000	3,900	121,000	123,000	11,400	234,000	237,000	22,700
44,000	45,000	4,000	123,000	125,000	11,600	237,000	240,000	23,000
45,000	46,000	4,100	125,000	127,000	11,800	240,000	243,000	23,300
46,000	47,000	4,200	127,000	129,000	12,000	243,000	246,000	23,600
47,000	48,000	4,300	129,000	131,000	12,200	246,000	249,000	23,900
48,000	49,000	4,400	131,000	133,000	12,400	249,000	252,000	24,200
49,000	50,000	4,500	133,000	135,000	12,600	252,000	255,000	24,500
50,000	51,000	4,600	135,000	137,000	12,800	255,000	258,000	24,800

(二)

課税給与所得金額			課税給与所得金額			課税給与所得金額		
税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,100	414,000	418,000	46,400	614,000	618,000	77,100
261,000	264,000	25,400	418,000	422,000	47,000	618,000	622,000	77,900
264,000	267,000	25,700	422,000	426,000	47,600	622,000	626,000	78,700
267,000	270,000	26,000	426,000	430,000	48,200	626,000	630,000	79,500
270,000	273,000	26,300	430,000	434,000	48,800	630,000	634,000	80,300
273,000	276,000	26,600	434,000	438,000	49,400	634,000	638,000	81,100
276,000	279,000	26,900	438,000	442,000	50,000	638,000	642,000	81,900
279,000	282,000	27,200	442,000	446,000	50,600	642,000	646,000	82,700
282,000	285,000	27,500	446,000	450,000	51,200	646,000	650,000	83,500
285,000	288,000	27,800	450,000	454,000	51,800	650,000	655,000	84,300
288,000	291,000	28,100	454,000	458,000	52,400	655,000	660,000	85,300
291,000	294,000	28,400	458,000	462,000	53,000	660,000	665,000	86,300
294,000	297,000	28,700	462,000	466,000	53,600	665,000	670,000	87,300
297,000	300,000	29,000	466,000	470,000	54,200	670,000	675,000	88,300
300,000	303,000	29,300	470,000	474,000	54,800	675,000	680,000	89,300
303,000	306,000	29,700	474,000	478,000	55,400	680,000	685,000	90,300
306,000	309,000	30,200	478,000	482,000	56,000	685,000	690,000	91,300
309,000	312,000	30,600	482,000	486,000	56,600	690,000	695,000	92,300
312,000	315,000	31,100	486,000	490,000	57,200	695,000	700,000	93,300
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	57,800	700,000	705,000	94,300
318,000	321,000	32,000	494,000	498,000	58,400	705,000	710,000	95,300
321,000	324,000	32,400	498,000	502,000	59,000	710,000	715,000	96,300
324,000	327,000	32,900	502,000	506,000	59,600	715,000	720,000	97,300
327,000	330,000	33,300	506,000	510,000	60,200	720,000	725,000	98,300
330,000	333,000	33,800	510,000	514,000	60,800	725,000	730,000	99,300
333,000	336,000	34,200	514,000	518,000	61,400	730,000	735,000	100,300
336,000	339,000	34,700	518,000	522,000	62,000	735,000	740,000	101,300
339,000	342,000	35,100	522,000	526,000	62,600	740,000	745,000	102,300
342,000	345,000	35,600	526,000	530,000	63,200	745,000	750,000	103,300
345,000	348,000	36,000	530,000	534,000	63,800	750,000	755,000	104,300
348,000	351,000	36,500	534,000	538,000	64,400	755,000	760,000	105,300
351,000	354,000	36,900	538,000	542,000	65,000	760,000	765,000	106,300
354,000	357,000	37,400	542,000	546,000	65,600	765,000	770,000	107,300
357,000	360,000	37,800	546,000	550,000	66,200	770,000	775,000	108,300
360,000	363,000	38,300	550,000	554,000	66,800	775,000	780,000	109,300
363,000	366,000	38,700	554,000	558,000	67,400	780,000	785,000	110,300
366,000	369,000	39,200	558,000	562,000	68,000	785,000	790,000	111,300
369,000	372,000	39,600	562,000	566,000	68,600	790,000	795,000	112,300
372,000	375,000	40,100	566,000	570,000	69,200	795,000	800,000	113,300
375,000	378,000	40,500	570,000	574,000	69,800	800,000	805,000	114,300
378,000	381,000	41,000	574,000	578,000	70,400	805,000	810,000	115,300
381,000	384,000	41,400	578,000	582,000	71,000	810,000	815,000	116,300
384,000	387,000	41,900	582,000	586,000	71,600	815,000	820,000	117,300
387,000	390,000	42,300	586,000	590,000	72,200	820,000	825,000	118,300
390,000	394,000	42,800	590,000	594,000	72,800	825,000	830,000	119,300
394,000	398,000	43,400	594,000	598,000	73,400	830,000	835,000	120,300
398,000	402,000	44,000	598,000	602,000	74,000	835,000	840,000	121,300
402,000	406,000	44,600	602,000	606,000	74,700	840,000	845,000	122,300
406,000	410,000	45,200	606,000	610,000	75,500	845,000	850,000	123,300
410,000	414,000	45,800	610,000	614,000	76,300	850,000	855,000	124,300

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 125,300	円 955,000	円 960,000	円 145,300	円 2,200,000	円 3,000,000	課税給与所得金額に35%を乗じて算出した金額から280,700円を控除した金額
860,000	865,000	126,300	960,000	965,000	146,300			
865,000	870,000	127,300	965,000	970,000	147,300			
870,000	875,000	128,300	970,000	975,000	148,300			
875,000	880,000	129,300	975,000	980,000	149,300			
880,000	885,000	130,300	980,000	985,000	150,300	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に40%を乗じて算出した金額から430,700円を控除した金額
885,000	890,000	131,300	985,000	990,000	151,300			
890,000	895,000	132,300	990,000	995,000	152,300			
895,000	900,000	133,300	995,000	1,000,000	153,300			
900,000	905,000	134,300						
905,000	910,000	135,300	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に25%を乗じて算出した金額から95,700円を控除した金額	4,000,000	4,577,000	課税給与所得金額に45%を乗じて算出した金額から630,700円を控除した金額
910,000	915,000	136,300						
915,000	920,000	137,300						
920,000	925,000	138,300						
925,000	930,000	139,300						
930,000	935,000	140,300	1,500,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から170,700円を控除した金額	4,577,000円	1,428,900円	
935,000	940,000	141,300						
940,000	945,000	142,300						
945,000	950,000	143,300						
950,000	955,000	144,300						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (2) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (3) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (2) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (3) その損害保険料の金額のうち新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものとがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらのーに該当するごとに77,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、107,500円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき77,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、107,500円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (1) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (1) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (a) (b)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (b) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載がないときは、同条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
- それぞれその残額を求める。
- (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与	給与等の金額		給与所得控除後の給与
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
294,375	円未満	159,500円未満	382,000	384,000	229,600	472,000	474,000	301,600
294,375	296,000	159,500	384,000	386,000	231,200	474,000	476,000	303,200
296,000	298,000	160,800	386,000	388,000	232,800	476,000	478,000	304,800
298,000	300,000	162,400	388,000	390,000	234,400	478,000	480,000	306,400
300,000	302,000	164,000	390,000	392,000	236,000	480,000	482,000	308,000
302,000	304,000	165,600	392,000	394,000	237,600	482,000	484,000	309,600
304,000	306,000	167,200	394,000	396,000	239,200	484,000	486,000	311,200
306,000	308,000	168,800	396,000	398,000	240,800	486,000	488,000	312,800
308,000	310,000	170,400	398,000	400,000	242,400	488,000	490,000	314,400
310,000	312,000	172,000	400,000	402,000	244,000	490,000	492,000	316,000
312,000	314,000	173,600	402,000	404,000	245,600	492,000	494,000	317,600
314,000	316,000	175,200	404,000	406,000	247,200	494,000	496,000	319,200
316,000	318,000	176,800	406,000	408,000	248,800	496,000	498,000	320,800
318,000	320,000	178,400	408,000	410,000	250,400	498,000	500,000	322,400
320,000	322,000	180,000	410,000	412,000	252,000	500,000	502,000	324,000
322,000	324,000	181,600	412,000	414,000	253,600	502,000	504,000	325,600
324,000	326,000	183,200	414,000	416,000	255,200	504,000	506,000	327,200
326,000	328,000	184,800	416,000	418,000	256,800	506,000	508,000	328,800
328,000	330,000	186,400	418,000	420,000	258,400	508,000	510,000	330,400
330,000	332,000	188,000	420,000	422,000	260,000	510,000	512,000	332,000
332,000	334,000	189,600	422,000	424,000	261,600	512,000	514,000	333,600
334,000	336,000	191,200	424,000	426,000	263,200	514,000	516,000	335,200
336,000	338,000	192,800	426,000	428,000	264,800	516,000	518,000	336,800
338,000	340,000	194,400	428,000	430,000	266,400	518,000	520,000	338,400
340,000	342,000	196,000	430,000	432,000	268,000	520,000	522,000	340,000
342,000	344,000	197,600	432,000	434,000	269,600	522,000	524,000	341,600
344,000	346,000	199,200	434,000	436,000	271,200	524,000	526,000	343,200
346,000	348,000	200,800	436,000	438,000	272,800	526,000	528,000	344,800
348,000	350,000	202,400	438,000	440,000	274,400	528,000	530,000	346,400
350,000	352,000	204,000	440,000	442,000	276,000	530,000	532,000	348,000
352,000	354,000	205,600	442,000	444,000	277,600	532,000	534,000	349,600
354,000	356,000	207,200	444,000	446,000	279,200	534,000	536,000	351,200
356,000	358,000	208,800	446,000	448,000	280,800	536,000	538,000	352,800
358,000	360,000	210,400	448,000	450,000	282,400	538,000	540,000	354,400
360,000	362,000	212,000	450,000	452,000	284,000	540,000	542,000	356,000
362,000	364,000	213,600	452,000	454,000	285,600	542,000	544,000	357,600
364,000	366,000	215,200	454,000	456,000	287,200	544,000	546,000	359,200
366,000	368,000	216,800	456,000	458,000	288,800	546,000	548,000	360,800
368,000	370,000	218,400	458,000	460,000	290,400	548,000	550,000	362,400
370,000	372,000	220,000	460,000	462,000	292,000	550,000	552,000	364,000
372,000	374,000	221,600	462,000	464,000	293,600	552,000	554,000	365,600
374,000	376,000	223,200	464,000	466,000	295,200	554,000	556,000	367,200
376,000	378,000	224,800	466,000	468,000	296,800	556,000	558,000	368,800
378,000	380,000	226,400	468,000	470,000	298,400	558,000	560,000	370,400
380,000	382,000	228,000	470,000	472,000	300,000	560,000	562,000	372,000

(二)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	以上	未満	等の金額	以上	未満	以上	未満	等の金額	以上	未満
562,000	564,000	373,600	652,000	654,000	445,600	742,000	744,000	518,750	518,750	562,000	564,000	375,200	654,000	656,000
564,000	566,000	375,200	654,000	656,000	447,200	744,000	746,000	520,400	520,400	564,000	566,000	376,800	656,000	658,000
566,000	568,000	376,800	656,000	658,000	448,800	746,000	748,000	522,050	522,050	566,000	568,000	378,400	658,000	660,000
568,000	570,000	378,400	658,000	660,000	450,400	748,000	750,000	523,700	523,700	568,000	570,000	380,000	660,000	662,000
570,000	572,000	380,000	660,000	662,000	452,000	750,000	752,000	525,350	525,350	570,000	572,000	381,600	662,000	664,000
572,000	574,000	381,600	662,000	664,000	453,600	752,000	754,000	527,000	527,000	572,000	574,000	383,200	664,000	666,000
574,000	576,000	383,200	664,000	666,000	455,200	754,000	756,000	528,650	528,650	574,000	576,000	384,800	666,000	668,000
576,000	578,000	384,800	666,000	668,000	456,800	756,000	758,000	530,300	530,300	576,000	578,000	386,400	668,000	670,000
578,000	580,000	386,400	668,000	670,000	458,400	758,000	760,000	531,950	531,950	578,000	580,000	388,000	670,000	672,000
580,000	582,000	388,000	670,000	672,000	460,000	760,000	762,000	533,600	533,600	580,000	582,000	389,600	672,000	674,000
582,000	584,000	389,600	672,000	674,000	461,600	762,000	764,000	535,250	535,250	582,000	584,000	391,200	674,000	676,000
584,000	586,000	391,200	674,000	676,000	463,200	764,000	766,000	536,900	536,900	584,000	586,000	392,800	676,000	678,000
586,000	588,000	392,800	676,000	678,000	464,800	766,000	768,000	538,550	538,550	586,000	588,000	394,400	678,000	680,000
588,000	590,000	394,400	678,000	680,000	466,400	768,000	770,000	540,200	540,200	588,000	590,000	396,000	680,000	682,000
590,000	592,000	396,000	680,000	682,000	468,000	770,000	772,000	541,850	541,850	590,000	592,000	397,600	682,000	684,000
592,000	594,000	397,600	682,000	684,000	469,600	772,000	774,000	543,500	543,500	592,000	594,000	399,200	684,000	686,000
594,000	596,000	399,200	684,000	686,000	471,200	774,000	776,000	545,150	545,150	594,000	596,000	400,800	686,000	688,000
596,000	598,000	400,800	686,000	688,000	472,800	776,000	778,000	546,800	546,800	596,000	598,000	402,400	688,000	690,000
598,000	600,000	402,400	688,000	690,000	474,400	778,000	780,000	548,450	548,450	598,000	600,000	404,000	690,000	692,000
600,000	602,000	404,000	690,000	692,000	476,000	780,000	782,000	550,100	550,100	600,000	602,000	405,600	692,000	694,000
602,000	604,000	405,600	692,000	694,000	477,600	782,000	784,000	551,750	551,750	602,000	604,000	407,200	694,000	696,000
604,000	606,000	407,200	694,000	696,000	479,200	784,000	786,000	553,400	553,400	604,000	606,000	408,800	696,000	698,000
606,000	608,000	408,800	696,000	698,000	480,800	786,000	788,000	555,050	555,050	606,000	608,000	410,400	698,000	700,000
608,000	610,000	410,400	698,000	700,000	482,450	788,000	790,000	556,700	556,700	608,000	610,000	412,000	700,000	702,000
610,000	612,000	412,000	700,000	702,000	484,100	790,000	792,000	558,350	558,350	610,000	612,000	413,600	702,000	704,000
612,000	614,000	413,600	702,000	704,000	485,750	792,000	794,000	560,000	560,000	612,000	614,000	415,200	704,000	706,000
614,000	616,000	415,200	704,000	706,000	487,400	794,000	796,000	561,650	561,650	614,000	616,000	416,800	706,000	708,000
616,000	618,000	416,800	706,000	708,000	489,050	796,000	798,000	563,300	563,300	616,000	618,000	418,400	708,000	710,000
618,000	620,000	418,400	708,000	710,000	490,700	798,000	800,000	564,950	564,950	618,000	620,000	420,000	710,000	712,000
620,000	622,000	420,000	710,000	712,000	492,350	800,000	802,000	566,600	566,600	620,000	622,000	421,600	712,000	714,000
622,000	624,000	421,600	712,000	714,000	494,000	802,000	804,000	568,250	568,250	622,000	624,000	423,200	714,000	716,000
624,000	626,000	423,200	714,000	716,000	495,650	804,000	806,000	569,900	569,900	624,000	626,000	424,800	716,000	718,000
626,000	628,000	424,800	716,000	718,000	497,300	806,000	808,000	571,550	571,550	626,000	628,000	426,400	718,000	720,000
628,000	630,000	426,400	718,000	720,000	498,950	808,000	810,000	573,200	573,200	628,000	630,000	428,000	720,000	722,000
630,000	632,000	428,000	720,000	722,000	500,600	810,000	812,000	574,850	574,850	630,000	632,000	429,600	722,000	724,000
632,000	634,000	429,600	722,000	724,000	502,250	812,000	814,000	576,500	576,500	632,000	634,000	431,200	724,000	726,000
634,000	636,000	431,200	724,000	726,000	503,900	814,000	816,000	578,150	578,150	634,000	636,000	432,800	726,000	728,000
636,000	638,000	432,800	726,000	728,000	505,550	816,000	818,000	579,800	579,800	636,000	638,000	434,400	728,000	730,000
638,000	640,000	434,400	728,000	730,000	507,200	818,000	820,000	581,450	581,450	638,000	640,000	436,000	730,000	732,000
640,000	642,000	436,000	730,000	732,000	508,850	820,000	822,000	583,100	583,100	640,000	642,000	437,600	732,000	734,000
642,000	644,000	437,600	732,000	734,000	510,500	822,000	824,000	584,750	584,750	642,000	644,000	439,200	734,000	736,000
644,000	646,000	439,200	734,000	736,000	512,150	824,000	826,000	586,400	586,400	644,000	646,000	440,800	736,000	738,000
646,000	648,000	440,800	736,000	738,000	513,800	826,000	828,000	588,050	588,050	646,000	648,000	442,400	738,000	740,000
648,000	650,000	442,400	738,000	740,000	515,450	828,000	830,000	589,700	589,700	648,000	650,000	444,000	740,000	742,000
650,000	652,000	444,000	740,000	742,000	517,100	830,000	832,000	591,350	591,350	650,000	652,000	446,000	740,000	742,000

(三)

給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与		給与等の金額			給与所得控除後の給与	
以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額	以上	未満	等の金額
832,000	834,000	593,000	922,000	924,000	669,950	1,012,000	1,014,000	753,200						
834,000	836,000	594,650	924,000	926,000	671,800	1,014,000	1,016,000	755,050						
836,000	838,000	596,300	926,000	928,000	673,650	1,016,000	1,018,000	756,900						
838,000	840,000	597,950	928,000	930,000	675,500	1,018,000	1,020,000	758,750						
840,000	842,000	599,600	930,000	932,000	677,350	1,020,000	1,022,000	760,600						
842,000	844,000	601,250	932,000	934,000	679,200	1,022,000	1,024,000	762,450						
844,000	846,000	602,900	934,000	936,000	681,050	1,024,000	1,026,000	764,300						
846,000	848,000	604,550	936,000	938,000	682,900	1,026,000	1,028,000	766,150						
848,000	850,000	606,200	938,000	940,000	684,750	1,028,000	1,030,000	768,000						
850,000	852,000	607,850	940,000	942,000	686,600	1,030,000	1,032,000	769,850						
852,000	854,000	609,500	942,000	944,000	688,450	1,032,000	1,034,000	771,700						
854,000	856,000	611,150	944,000	946,000	690,300	1,034,000	1,036,000	773,550						
856,000	858,000	612,800	946,000	948,000	692,150	1,036,000	1,038,000	775,400						
858,000	860,000	614,450	948,000	950,000	694,000	1,038,000	1,040,000	777,250						
860,000	862,000	616,100	950,000	952,000	695,850	1,040,000	1,042,000	779,100						
862,000	864,000	617,750	952,000	954,000	697,700	1,042,000	1,044,000	780,950						
864,000	866,000	619,400	954,000	956,000	699,550	1,044,000	1,046,000	782,800						
866,000	868,000	621,050	956,000	958,000	701,400	1,046,000	1,048,000	784,650						
868,000	870,000	622,700	958,000	960,000	703,250	1,048,000	1,050,000	786,500						
870,000	872,000	624,350	960,000	962,000	705,100	1,050,000	1,052,000	788,350						
872,000	874,000	626,000	962,000	964,000	706,950	1,052,000	1,054,000	790,200						
874,000	876,000	627,650	964,000	966,000	708,800	1,054,000	1,056,000	792,050						
876,000	878,000	629,300	966,000	968,000	710,650	1,056,000	1,058,000	793,900						
878,000	880,000	630,950	968,000	970,000	712,500	1,058,000	1,060,000	795,750						
880,000	882,000	632,600	970,000	972,000	714,350	1,060,000	1,062,000	797,600						
882,000	884,000	634,250	972,000	974,000	716,200	1,062,000	1,064,000	799,450						
884,000	886,000	635,900	974,000	976,000	718,050	1,064,000	1,066,000	801,300						
886,000	888,000	637,550	976,000	978,000	719,900	1,066,000	1,068,000	803,150						
888,000	890,000	639,200	978,000	980,000	721,750	1,068,000	1,070,000	805,000						
890,000	892,000	640,850	980,000	982,000	723,600	1,070,000	1,072,000	806,850						
892,000	894,000	642,500	982,000	984,000	725,450	1,072,000	1,074,000	808,700						
894,000	896,000	644,150	984,000	986,000	727,300	1,074,000	1,076,000	810,550						
896,000	898,000	645,900	986,000	988,000	729,150	1,076,000	1,078,000	812,400						
898,000	900,000	647,750	988,000	990,000	731,000	1,078,000	1,080,000	814,250						
900,000	902,000	649,600	990,000	992,000	732,850	1,080,000	1,082,000	816,100						
902,000	904,000	651,450	992,000	994,000	734,700	1,082,000	1,084,000	817,950						
904,000	906,000	653,300	994,000	996,000	736,550	1,084,000	1,086,000	819,800						
906,000	908,000	655,150	996,000	998,000	738,400	1,086,000	1,088,000	821,650						
908,000	910,000	657,000	998,000	1,000,000	740,250	1,088,000	1,090,000	823,500						
910,000	912,000	658,850	1,000,000	1,002,000	742,100	1,090,000	1,092,000	825,350						
912,000	914,000	660,700	1,002,000	1,004,000	743,950	1,092,000	1,094,000	827,200						
914,000	916,000	662,550	1,004,000	1,006,000	745,800	1,094,000	1,095,000	829,050						
916,000	918,000	664,400	1,006,000	1,008,000	747,650	1,095,000	円以上	給与等の金額から265,000円を控除した金額						
918,000	920,000	666,250	1,008,000	1,010,000	749,500	1,095,000								
920,000	922,000	668,100	1,010,000	1,012,000	751,350									

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。

附則別表第六 昭和43年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以	上	未	税	額	以	上	未	税	額	以	上	未	税	額
昭	和	四	三	年	三	月	七	日	【	参	議	院	】	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000円未満	4,000	6,000	100	102,000	104,000	4,700	274,000	278,000	13,000	13,200	13,400	13,600	13,800	14,000
6,000	8,000	10,000	200	106,000	108,000	4,900	282,000	286,000	13,200	13,400	13,600	13,800	14,000	14,200
8,000	10,000	12,000	300	108,000	110,000	5,000	286,000	290,000	13,400	13,600	13,800	14,000	14,200	14,400
10,000	12,000	14,000	400	110,000	112,000	5,100	290,000	294,000	13,600	13,800	14,000	14,200	14,400	14,600
12,000	14,000	16,000	500	112,000	114,000	5,200	294,000	298,000	14,000	14,200	14,400	14,600	14,800	15,000
14,000	16,000	18,000	600	114,000	116,000	5,300	298,000	302,000	14,200	14,400	14,600	14,800	15,000	15,200
16,000	18,000	20,000	700	116,000	118,000	5,300	302,000	306,000	14,400	14,600	14,800	15,000	15,200	15,400
18,000	20,000	22,000	800	118,000	120,000	5,400	306,000	310,000	14,600	14,800	15,000	15,200	15,400	15,600
20,000	22,000	24,000	900	120,000	122,000	5,500	310,000	314,000	14,800	15,000	15,200	15,400	15,600	15,800
22,000	24,000	26,000	1,000	122,000	124,000	5,600	314,000	318,000	15,000	15,200	15,400	15,600	15,800	16,000
24,000	26,000	28,000	1,100	124,000	126,000	5,700	318,000	322,000	15,200	15,400	15,600	15,800	16,000	16,200
26,000	28,000	30,000	1,200	126,000	128,000	5,800	322,000	326,000	15,400	15,600	15,800	16,000	16,200	16,400
28,000	30,000	32,000	1,300	128,000	130,000	5,900	326,000	330,000	15,600	15,800	16,000	16,200	16,400	16,600
30,000	32,000	34,000	1,400	130,000	134,000	6,000	330,000	334,000	15,800	16,000	16,200	16,400	16,600	16,800
32,000	34,000	36,000	1,500	134,000	138,000	6,200	334,000	338,000	16,000	16,200	16,400	16,600	16,800	17,000
34,000	36,000	38,000	1,600	138,000	142,000	6,400	338,000	342,000	16,200	16,400	16,600	16,800	17,000	17,200
36,000	38,000	40,000	1,700	142,000	146,000	6,600	342,000	346,000	16,400	16,600	16,800	17,000	17,200	17,400
38,000	40,000	42,000	1,800	146,000	150,000	6,700	346,000	350,000	16,600	16,800	17,000	17,200	17,400	17,600
40,000	42,000	44,000	1,900	150,000	154,000	6,900	350,000	354,000	16,800	17,000	17,200	17,400	17,600	17,800
42,000	44,000	46,000	2,000	154,000	158,000	7,100	354,000	358,000	17,000	17,200	17,400	17,600	17,800	18,000
44,000	46,000	48,000	2,100	158,000	162,000	7,300	358,000	362,000	17,200	17,400	17,600	17,800	18,000	18,200
46,000	48,000	50,000	2,200	162,000	166,000	7,500	362,000	366,000	17,400	17,600	17,800	18,000	18,200	18,400
48,000	50,000	52,000	2,300	166,000	170,000	7,700	366,000	370,000	17,600	17,800	18,000	18,200	18,400	18,600
50,000	52,000	54,000	2,400	170,000	174,000	8,000	370,000	374,000	17,800	18,000	18,200	18,400	18,600	18,800
52,000	54,000	56,000	2,500	174,000	178,000	8,200	374,000	378,000	18,000	18,200	18,400	18,600	18,800	19,000
54,000	56,000	58,000	2,600	178,000	182,000	8,400	378,000	382,000	18,200	18,400	18,600	18,800	19,000	19,200
56,000	58,000	60,000	2,700	182,000	186,000	8,600	382,000	386,000	18,400	18,600	18,800	19,000	19,200	19,400
58,000	60,000	62,000	2,800	186,000	190,000	8,800	386,000	390,000	18,600	18,800	19,000	19,200	19,400	19,600
60,000	62,000	64,000	2,900	190,000	194,000	9,000	390,000	396,000	18,800	19,000	19,200	19,400	19,600	19,800
62,000	64,000	66,000	3,000	194,000	198,000	9,200	396,000	402,000	19,000	19,200	19,400	19,600	19,800	20,000
64,000	66,000	68,000	3,100	198,000	202,000	9,400	402,000	408,000	19,200	19,400	19,600	19,800	20,000	20,200
66,000	68,000	70,000	3,200	202,000	206,000	9,600	408,000	414,000	19,400	19,600	19,800	20,000	20,200	20,400
68,000	70,000	72,000	3,300	206,000	210,000	9,800	414,000	420,000	19,600	19,800	20,000	20,200	20,400	20,600
70,000	72,000	74,000	3,400	210,000	214,000	10,000	420,000	426,000	19,800	20,000	20,200	20,400	20,600	20,800
72,000	74,000	76,000	3,500	214,000	218,000	10,200	426,000	432,000	20,000	20,200	20,400	20,600	20,800	21,000
74,000	76,000	78,000	3,600	218,000	222,000	10,400	432,000	438,000	20,200	20,400	20,600	20,800	21,000	21,200
76,000	78,000	80,000	3,700	222,000	226,000	10,600	438,000	444,000	20,400	20,600	20,800	21,000	21,200	21,400
78,000	80,000	82,000	3,800	226,000	230,000	10,800	444,000	450,000	20,600	20,800	21,000	21,200	21,400	21,600
80,000	82,000	84,000	3,900	230,000	234,000	11,000	450,000	456,000	20,800	21,000	21,200	21,400	21,600	21,800
82,000	84,000	86,000	3,900	234,000	238,000	11,200	456,000	462,000	21,000	21,200	21,400	21,600	21,800	22,000
84,000	86,000	88,000	3,900	238,000	242,000	11,400	462,000	468,000	21,200	21,400	21,600	21,800	22,000	22,400
86,000	88,000	90,000	4,000	242,000	246,000	11,600	468,000	474,000	21,400	21,600	21,800	22,000	22,400	22,700
88,000	90,000	92,000	4,100	246,000	250,000	11,800	474,000	480,000	21,600	21,800	22,000	22,400	22,700	23,000
90,000	92,000	94,000	4,200	250,000	254,000	12,000	480,000	486,000	21,800	22,000	22,400	22,700	23,000	23,300
92,000	94,000	96,000	4,300	254,000	258,000	12,200	486,000	492,000	22,000	22,400	22,700	23,000	23,300	23,600
94,000	96,000	98,000	4,400	258,000	262,000	12,400	492,000	498,000	22,200	22,400	22,700	23,000	23,300	23,900
96,000	98,000	100,000	4,500	262,000	266,000	12,600	498,000	504,000	22,400	22,700	23,000	23,300	23,600	24,200
98,000	100,000	102,000	4,600	266,000	270,000	12,800	504,000	510,000	22,600	22,700	23,000	23,300	23,600	24,500
100,000	102,000													24,800

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額		
以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額	以上	未満	税額
516,000	522,000	25,100	828,000	836,000	46,400	1,228,000	1,236,000	77,100			
522,000	528,000	25,400	836,000	844,000	47,000	1,236,000	1,244,000	77,900			
528,000	534,000	25,700	844,000	852,000	47,600	1,244,000	1,252,000	78,700			
534,000	540,000	26,000	852,000	860,000	48,200	1,252,000	1,260,000	79,500			
540,000	548,000	26,300	860,000	868,000	48,800	1,260,000	1,268,000	80,300			
546,000	552,000	26,600	868,000	876,000	49,400	1,268,000	1,276,000	81,100			
552,000	558,000	26,900	876,000	884,000	50,000	1,276,000	1,284,000	81,900			
558,000	564,000	27,200	884,000	892,000	50,600	1,284,000	1,292,000	82,700			
564,000	570,000	27,500	892,000	900,000	51,200	1,292,000	1,300,000	83,500			
570,000	576,000	27,800	900,000	908,000	51,800	1,300,000	1,310,000	84,300			
576,000	582,000	28,100	908,000	916,000	52,400	1,310,000	1,320,000	85,300			
582,000	588,000	28,400	916,000	924,000	53,000	1,320,000	1,330,000	86,300			
588,000	594,000	28,700	924,000	932,000	53,600	1,330,000	1,340,000	87,300			
594,000	600,000	29,000	932,000	940,000	54,200	1,340,000	1,350,000	88,300			
600,000	606,000	29,300	940,000	948,000	54,800	1,350,000	1,360,000	89,300			
606,000	612,000	29,700	948,000	956,000	55,400	1,360,000	1,370,000	90,300			
612,000	618,000	30,200	956,000	964,000	56,000	1,370,000	1,380,000	91,300			
618,000	624,000	30,600	964,000	972,000	56,600	1,380,000	1,390,000	92,300			
624,000	630,000	31,100	972,000	980,000	57,200	1,390,000	1,400,000	93,300			
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	57,800	1,400,000	1,410,000	94,300			
636,000	642,000	32,000	988,000	996,000	58,400	1,410,000	1,420,000	95,300			
642,000	648,000	32,400	996,000	1,004,000	59,000	1,420,000	1,430,000	96,300			
648,000	654,000	32,900	1,004,000	1,012,000	59,600	1,430,000	1,440,000	97,300			
654,000	660,000	33,300	1,012,000	1,020,000	60,200	1,440,000	1,450,000	98,300			
660,000	666,000	33,800	1,020,000	1,028,000	60,800	1,450,000	1,460,000	99,300			
666,000	672,000	34,200	1,028,000	1,036,000	61,400	1,460,000	1,470,000	100,300			
672,000	678,000	34,700	1,036,000	1,044,000	62,000	1,470,000	1,480,000	101,300			
678,000	684,000	35,100	1,044,000	1,052,000	62,600	1,480,000	1,490,000	102,300			
684,000	690,000	35,600	1,052,000	1,060,000	63,200	1,490,000	1,500,000	103,300			
690,000	696,000	36,000	1,060,000	1,068,000	63,800	1,500,000	1,510,000	104,300			
696,000	702,000	36,500	1,068,000	1,076,000	64,400	1,510,000	1,520,000	105,300			
702,000	708,000	36,900	1,076,000	1,084,000	65,000	1,520,000	1,530,000	106,300			
708,000	714,000	37,400	1,084,000	1,092,000	65,600	1,530,000	1,540,000	107,300			
714,000	720,000	37,800	1,092,000	1,100,000	66,200	1,540,000	1,550,000	108,300			
720,000	726,000	38,300	1,100,000	1,108,000	66,800	1,550,000	1,560,000	109,300			
726,000	732,000	38,700	1,108,000	1,116,000	67,400	1,560,000	1,570,000	110,300			
732,000	738,000	39,200	1,116,000	1,124,000	68,000	1,570,000	1,580,000	111,300			
738,000	744,000	39,600	1,124,000	1,132,000	68,600	1,580,000	1,590,000	112,300			
744,000	750,000	40,100	1,132,000	1,140,000	69,200	1,590,000	1,600,000	113,300			
750,000	756,000	40,500	1,140,000	1,148,000	69,800	1,600,000	1,610,000	114,300			
756,000	762,000	41,000	1,148,000	1,156,000	70,400	1,610,000	1,620,000	115,300			
762,000	768,000	41,400	1,156,000	1,164,000	71,000	1,620,000	1,630,000	116,300			
768,000	774,000	41,900	1,164,000	1,172,000	71,600	1,630,000	1,640,000	117,300			
774,000	780,000	42,300	1,172,000	1,180,000	72,200	1,640,000	1,650,000	118,300			
780,000	788,000	42,800	1,180,000	1,188,000	72,800	1,650,000	1,660,000	119,300			
788,000	796,000	43,400	1,188,000	1,196,000	73,400	1,660,000	1,670,000	120,300			
796,000	804,000	44,000	1,196,000	1,204,000	74,000	1,670,000	1,680,000	121,300			
804,000	812,000	44,600	1,204,000	1,212,000	74,700	1,680,000	1,690,000	122,300			
812,000	820,000	45,200	1,212,000	1,220,000	75,500	1,690,000	1,700,000	123,300			
820,000	828,000	45,800	1,220,000	1,228,000	76,300	1,700,000	1,710,000	124,300			

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額						
以	上	未	税	額	以	上	未	税	額	以	上	未	税	額	
昭和四十三年三月七日	円	1,710,000	円	1,720,000	円	125,300	円	2,000,000	円	3,000,000	円	20,000,000	円	40,000,000	
		1,720,000		1,730,000		126,300									退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,490,700円を控除した金額
		1,730,000		1,740,000		127,300									
		1,740,000		1,750,000		128,300									
		1,750,000		1,760,000		129,300									
		1,760,000		1,770,000		130,300		3,000,000		4,400,000		40,000,000		60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,430,700円を控除した金額
		1,770,000		1,780,000		131,300									
		1,780,000		1,790,000		132,300									
		1,790,000		1,800,000		133,300									
		1,800,000		1,810,000		134,300									
		1,810,000		1,820,000		135,300		4,400,000		6,000,000		60,000,000		90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,930,700円を控除した金額
		1,820,000		1,830,000		136,300									
		1,830,000		1,840,000		137,300									
		1,840,000		1,850,000		138,300									
		1,850,000		1,860,000		139,300									
		1,860,000		1,870,000		140,300		6,000,000		8,000,000		90,000,000		120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,180,700円を控除した金額
		1,870,000		1,880,000		141,300									
		1,880,000		1,890,000		142,300									
		1,890,000		1,900,000		143,300									
		1,900,000		1,910,000		144,300									
		1,910,000		1,920,000		145,300		8,000,000		12,000,000		120,000,000	円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,180,700円を控除した金額
		1,920,000		1,930,000		146,300									
		1,930,000		1,940,000		147,300									
		1,940,000		1,950,000		148,300									
		1,950,000		1,960,000		149,300									
		1,960,000		1,970,000		150,300		12,000,000		20,000,000					退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から930,700円を控除した金額
		1,970,000		1,980,000		151,300									
		1,980,000		1,990,000		152,300									
		1,990,000		2,000,000		153,300									

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額みなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法の一部を改正する法律案
製造たばこ定価法（昭和四十年法律第二百二十二号）の一部を次のよう改正する。

第一条第一項の表価格の欄中「五〇円」を「六十五円」に、「三五円」を「四〇円」に、「二十五円」を「三〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に、「三〇円」を「四〇円」に、「一八〇円」を「一四〇円」に改め、同条第二項中「七十五円」を「百円」に改める。

附 則
この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

酒税法の一部を改正する法律案
酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「該当する酒類」の下に「（水以外の物品を加えたものを除く。）」を、「（水以外の物品を加えたものを除く。）」と改め、同条第五号中「水を加えたもの」の下に「及び政令で定めるところにより砂糖（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第二条第一項第一号の第二種又は第三種の砂糖に限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）」を加え、同号ハ中「（昭和三十年法律第三十八号）」を削り、同条第八号ニ中「第九号ホからリまで」を「次号ニからトまで」に、「アルコール若しくは」を「アルコール、スピリット（次条第一項に規定するスピリットをいい、政令で定めるものに

限る。）若しくは」に、「以下ホ」を「ホ」に改め、同条第九号中「ホ、又はチ」を「ニ、ホ又はト」に改め、同号ロ中「百分の十五未満のもの」を「百分の二十未満のもの（当該アルコール含有物の蒸留際の留出時のアルコール分が九十四度未満のもの）」に改め、同号ハ中「（次条第一項に規定するスピリットをいう。）」を削り、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「ホ」を「ニ」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「ホ又はヘ」を「ニ又はホ」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同号リを削る。

第四条第一項の表ウイスキー類の項定義の欄中「ニ」を「ハ」に改め、同表スピリット類の項定義の欄中「酒類」の下に「（水以外の物品を加えたものを除く。）」を加える。

第六条の三第六項中「酒類製造者又は酒類販売業者」を「酒類製造者（第七条第一項に規定する酒類製造者をい。以下この項において同じ。）又は酒類販売業者（第十条第二号に規定する酒類販売業者をい。）」に改める。

第二十二条第一項第一号イ中「二十五万二千百円」を「十八万五千四百円」に、「一万五千七百六十円」を「一万七千八百四十円」に、「十八万九千六十五万一千百円」を「十七万四千三百円」に、「九千八百二十円」を「一万一千二百五十円」に、「十一万二千八百二十円」を「十二万九千三百円」に改め、同号ロ中「十九万五千円」を「十万六千円」に改め、同項第七号イ中「八十四万五千円」を「九十二万九千六百円」に改め、同号ハ中「三十九万六百円」を「三十九万六千円」に改め、同号ヘ中「三十九万六千円」を「三十九万六千五百円」に改め、同号チを「金額」を「金額をい。次項において同じ。」に改め、同条の表中ウイスキー類及びスピリット類の項を次のように改める。

ウイスキー類	ウ	イ	ス	キ	一	特	級	百分の百五十
	ウ	イ	ス	キ	一	一	級	百分の百
スピリット類	ウ	イ	ス	キ	一	二	級	百分の六十五
	ブ	ラ	ン	デ	一	特	級	百分の百二十
	ブ	ラ	ン	デ	一	一	級	百分の八十五
	ブ	ラ	ン	デ	一	二	級	百分の六十
								百分の百

スピリット類	スピリット（香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するもの）

第二十二条の二に次の二項を加える。

2 従価税率適用酒類のうち次の各号に掲げる酒類で、その移出価格又は引取価格がそれぞれ政令で定める金額をこえるものに係る酒税の税率は、前項の表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

八 スピリット類
イ 香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するもの

- (1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円
(2) アルコール分が三十八度以上四十度未満のもの 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ことに一万八千をえた金額
(3) アルコール分が四十度以上四十一度未満のもの 四十二万九千六百円
(4) アルコール分が四十一度以上四十三度未満のもの 四十二万九千六百円にアルコール分が四十度をこえる一度ことに一万九千円をえた金額
(5) アルコール分が四十三度以上四十四度未満のもの 九十二万九千六百円
(6) アルコール分が四十四度以上のもの 九十二万九千六百円にアルコール分が四十三度をこえる一度ことに二万円をえた金額

一 ウイスキー特級 百分の二百二十

二 ブランデー特級 百分の百五十又は百分の二百二十

第三条の三第二項中「販売価格」の下に「に該当する金額」を加える。

第二十二条の四第二項中「第二十二条の二」の下に「第一項」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第二十二条の五第一項中「金額を控除した金額」の下に「。次項において同じ。」を加え、「第二十二条の二に規定する」を「第二十二条の二第一項に規定する」に、「第二十二条の二の規定による」を「同項の規定による」に、「同条を「同項」と改め、同条第二項中「又は前項」及び前二項に改め、同項を同条第三項」とし、同項の前に次の二項を加える。

2 従価税率適用酒類のうち、販売価格が同一税率の適用を受ける移出価格の最高額（第二十二条の二の規定を適用する場合において、移出価格に対する税率区分が異なることとなる限界の金額とし、その同条第二項に規定する政令で定める金額をいう。）と当該最高額に対する酒税額との合計額をこえ、当該最高額とこれに移出価格が当該最高額をこえる場合における直近の税率を乗じて計算した金額との合計額以下である場合における当該酒類に係る同項の規定による酒税の税率は、同項の規定にかかわらず、当該酒類の販売価格から当該最高額を控除した金額とする。

第二十八条第一項第一号及び第二号中「（政令で定めるものを除く。）」を削る。

第五十条第一項第一号中「若しくはハに規定する清酒又は同条第八号ロからニまでに規定する果実酒類（果実酒に限る。）」を「の規定に該当する清酒」に改める。

第五十条の二中「酒類製造者」の下に「又は酒類販売業者」を加え、「その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定める物品を混和しよ

うとする場合その他酒類に係る政令で定める行為を「酒類に関し次に掲げる行為」に、「その製造場」を「当該行為をしようとする場所」に改め、同条に次の各号を加える。

一 酒類製造者が、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類（政令で定める種類又は品目の酒類に限る。）に糖類その他の政令で定める物品を混和する行為

二 酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所で第二十二条の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類を詰め替え又は改装する行為

三 前二号のほか、酒税の取締り又は保全上必要があるものとして政令で定める行為

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。
(一般的経過規定)

第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。
(税率の特例)
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十六年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる酒類のうち、改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）に規定するウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で同法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるものについては、同項の規定にかかわらず、同法第二十二条の規定を適用する。

(酒類の種類等に係る経過規定)
第四条 この法律の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、改正前の酒税法（以下「旧酒税

法」という。）第三条第九号ロの規定に該当する酒類でその原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の百分の十五以上百分の二十未満のもの（酒類の原料とするものに限る。）その他当該酒類の種類がこの法律の施行により旧酒税法の規定による種類と異なる種類とするもので政令で定めたもの（酒類の原料とするものに限る。）に係る当該酒類の種類については、昭和四十六年二月三十

一日までの間、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧酒税法の規定によるウイスキー、ブランデー又はスピリットのうちこの法律の施行により従前の種類と異なる種類となるもので政令で定めるものにつき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒類の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。

(届出に係る経過規定)

第五条 施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所でウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類を詰め替え又は改装する場合には、新酒税法第五十条の二の規定による届出を要しない。

2 酒類製造者又は酒類販売業者が、新酒税法第二十二条の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類（前項に規定する酒類を除く。）について施行日以後十日以内に同法第五十条の二第二号に掲げる行為をする場合には、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から十日以内に、当該場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、施行日に新酒税法第五十条の二の規定による届出をしたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過規定)

第六条 次の各号に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。）について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

一 清酒特級（当該清酒について新酒税法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

二 清酒一級

三 ピール

四 ウイスキー類（新酒税法第三条第九号に規定するウイスキー類をいい、当該ウイスキー類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

五 スピリット（新酒税法第四条第一項に規定するスピリットをいい、当該スピリットについて同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。）

六 発泡酒（新酒税法第二十二条第一項第十号イ(1)又は(2)に該当するものに限る。）

ウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で新酒税法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるもの（以下「従価税率適用ウイスキー一級等

という。)のうち、昭和四十六年四月一日前に酒類の製造場から移出されたもので、同法第二十八条

第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同年四月一日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、同法第二十二条の二第一項の税率とする。

(未納税引取等に係る経過規定)

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けた後に保稅地域から引き取られた前条第一項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
酒税法第二十八条の二第一項	同法第二十八条の二第六項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十三条第一項	同法第十二条第三項
日本とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七条(日本国における国際連合軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所定の実施第十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十一条第三項、第十六条第二項又は第十七条

規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、なお従前の例による。

第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて昭和四十六年四月一日前に保稅地域から引き取られた従価税率適用ウイスキー一級等について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法第二十二条の二第一項の税率とする。

(手持品課税)

第八条 次の表の上欄に掲げる酒類を同表の中欄に掲げる日に酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量の合計がそれを同表の下欄に掲げる数量以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをその日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

上 欄	中 欄	下 欄
附則第六条第一項各号に掲げる酒類	新酒税法施行の日	九百リットル

従価税率適用ウイスキー一級等

当該従価税率適用ウイスキー一級等に新酒税法第二十二条第一項の規定が適用される日

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる酒類の区分に応じ、当該各号に掲げる金額をその税率とする。

- 1 附則第六条第一項各号に掲げる酒類 新酒税法の税率により算出した金額と旧酒税法の税率により算出した金額との差額に相当する金額
- 2 従価税率適用ウイスキー一級等で新酒税法第二十二条の二第一項の規定が適用されることとなる日に前項の規定に該当することとなるもの 同条第一項の税率により算出した金額と同法第二十二条の税率により算出した金額との差額に相当する金額
- 3 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類(同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。)に係る酒税額の合計額が、同一人につき、三万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、三万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保稅地域から引き取られた新酒税法第三条第五号、第九号又は第十号に規定するしょうちゅう、ウイスキー類又はスピリッツ類(これらの酒類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額に満たないものに限る。)について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の

- 二 その税額が十万円をこえるとき。 二月

三 その税額が三十万円をこえ五十万円以下のとき。 三月

四 その税額が五十万円をこえるとき。 四月

五 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる酒類製造者が、政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類のもどし入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合は、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）にあわせて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合 同項の規定の適用がないものとした場合における当該酒類の酒類製造者

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定により酒税額を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場からさらに移出した場合 当該酒類製造者

（罰則に係る経過規定）

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（物品税法等の一部を改正する法律案
物品税法等の一部を改正する法律
（物品税法の一部改正）

第二十五条 削除

第二十五条を次のように改める。

第二十九条第一項第一号中「、第二十五条」を削る

第三十六条及び第四十一条中「第一十五条规定第一項若しくは」を削る。

別表第一〇号を次のように改める

(物品税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 物品税法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正す

る。

附則第四条第二項中「昭和四十三年九月三十日」の下に「(第一号に掲げる物品があつては、昭和四十五年九月三十日までの間に当該製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものがあつては、百分の十五)」を加え、同項に次の二項を加える。

3 昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる前条第一号に掲げる物品に課されるべき物品税の税率は、新別表の定めにかかわらず、その価格の百分の五とする。

附則第六条の表の下欄中「第一条第一項」を「第二条」に改める。

附則第七条第一項中「及び第二十二条第二項」を「第二十二条第三項及び第二十六条第三項」に、

「第八十八条の二第三項の」を「第八十八条の二第三項(同法第八十八条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に、「承認」を「届出又は承認」に改め、「日以後」の下に

「(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同項の表中附則第四条第二項第二号に掲げる物品の項を次のよろに改める。

附則第四条第二項第二号に掲げる物品	昭和三七年一〇月一日から昭和四五年九月三〇日まで	昭和四三年一〇月一日から昭和四五五年九月三〇日まで	一五%
附則第四条第三項に規定する物品	昭和三七年一〇月一日から昭和四五五年三月三一日まで	昭和四五年一〇月一日	一〇%
			一五%

附則第七条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第一項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第三十九号)による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定により物品税の免除を受けて同表の期間欄に掲げる期間の末日までに保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に同法第十二条第三項又は第十三条第三項において準用する方法により購入された課税物品について、同表に「の規定の適用がある場合又は」を「若しくは

る。附則第八条中「課税物品若しくは」を「課税物品」、又は「課税物品」について、同表を「課税物品若しくは」は当該期間内に同法第八十八条の三第一項に規定する参加国若しくは出品者によつて同項に規定項、第十六条第二項若しくは第十七条第三項の規定に該当することとなつた場合について準用する。

附則第八条中「課税物品若しくは」を「課税物品」、又は「課税物品」について、同表を「課税物品若しくは」は当該期間内に同法第八十八条の三第一項に規定する参加国若しくは出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品について、同表に「の規定の適用がある場合又は」を「若しくは」を増幅するための増幅器 その価格の百分の五

「第四十六条第三号」を「第四十六条第二号」に、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。同条第六項中

附則第十一条第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
四月一日	昭和四五年	一〇〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

附則第十一條第一項の表中	昭和四三年	七〇個	一五%
昭和四五年	一〇月一日	一〇個	一〇%

いう。)第二種第一〇号9に掲げる拡声用増幅器及び拡声器(次号に掲げるものを除く。)に該当するものの、その価格の百分の十。

四 新別表第二種第一〇号5に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号9に掲げる拡声器に該当するもので、スピーカーケースの幅又は高さが三十分チメートル未満のもの、その価格の百分の五。

(課税標準の暫定的特例)

第五条 新別表第二種第一〇号1及び2に掲げる物品のうち、九十メガサイクルから百八メガサイクルまで、百七十メガサイクルから二百二十二メガサイクルまで及び四百七十メガサイクルから七百七十メガサイクルまでの周波数のテレビジョン放送電波の全部を受信することができるテレビジョン受像機で、施行日から昭和四十五年三月三十一日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、周波数三百メガサイクルをこえるテレビジョン放送電波を受信することができる回路を附するため通常要する費用として政令で定める金額を控除した金額とする。

(軽減税率適用物品等の免税移出に係る経過規定)

第六条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の二第三項(同法第八十八条の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同表の期日欄に掲げる日以後(同欄に期間を掲げている場合には、当該期間内。次項及び次条において同じ。)に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれららの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	期 日	税 率
附則第四条第一号に掲げる物	施行日から昭和四五年三月三一日まで	昭和四五年四月一日	一五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	施行日から昭和四三年三月三一日まで	昭和四三年四月一日	一五%
附則第四条第三号に掲げる物	施行日前から昭和四五年三月三一日まで	昭和四五年四月一日	一〇%
施行日前から昭和四五年三月三一日まで	昭和四五年三月三一日まで	昭和四五年四月一日から昭和四五年三月三一日まで	一五%
昭和四五四年四月一日			

2 前項の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同項の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同項の表の税率欄に掲げる税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条规定第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条规定第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項	同法第十一条规定第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二條第一項	同法第十二条规定第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条规定第一項	同法第十三条规定第三項において準用する関税率
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	同法第十三条规定第三項において準用する関税率

<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条</p>
<p>（輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過規定）</p> <p>第七条 前条第一項の表の物品名欄に掲げるるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、同表の期日欄に掲げる日以後に当該各号に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれ同表の税率欄に掲げる税率とする。</p> <p>一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出物品販売場において同条第一項に規定する非居住者により同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文</p> <p>二 物品税法第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第二十四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二条第六項（同法第二十三条第四項及び第二十四条第四項において準用する場合を含む。）</p> <p>三 税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文</p> <p>四 税特別措置法第八十八条の三第一項に規定する参加国又は出品者によつて同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項本文</p> <p>（もどし入れに係る経過規定）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条</p>

（営業開発申告に係る経過規定）

- 第九条 施行日前から引き続いて附則第四条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる物品又は新別表第二種第一〇号に掲げる拡声用増幅器のうち他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器で、課税物品に該当するものの製造をする者は、同日から一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。
- 2 昭和四十五年四月一日前から引き続いて附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するもの製造をする者は、同日から一月以内に前項に規定する事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。
- 3 施行日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により第一項に規定する物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。
- 4 昭和四十五年四月一日前から引き続いて物品税法第七条第一項の委託又は指示をすることにより、同項の規定により附則第三条各号に掲げる物品で課税物品に該当するものの製造とみなされる行為をする者は、同日から一月以内に、前項に規定する事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。
- 5 第一項若しくは第三項の規定による申告をした者は又は第二項若しくは前項の規定による申告をした者は、それぞれ、施行日又は昭和四十五年四月一日において物品税法第三十五条第二項前段又は第四項の規定による申告をした者とみなす。
- 6 第一項又は第三項及び物品税法第四十六条第二号の規定は、第一項又は第三項に規定する者で施行日から一月以内に第一項の製造を廃止し、又は第三項の行為をしないこととなるものについて、第二項又は第四項及び同条第二号の規定は、第二項又は第四項に規定する者で昭和四十五年四月一日から一月以内に第二項の製造を廃止し、又は第四項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ、適用しない。
- （手持品課税）
- 第十条 次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所で販売するため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、この数量（二以上の場合で所持する場合には、その合計数量）がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれは当該物品を製造した者とみなし、その日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第一〇号2に掲げる物品のうち、カラーテレビジョン受像機（カラー放送電波を受信し、その映像の各部に適した色彩を現出させ、かつ、変化させることにより放送電波による色彩映像を再現する受像機をいい、附則第三条第一号に掲げるものを除く。）	昭和四十三年四月一日	一〇〇個	二%
附則第四条第一号に掲げる物品	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号3に掲げるアンサンブル式レコード演奏装置	昭和四五年四月一日	一〇〇個	一〇%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号7に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号5に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号6に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号7に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号9の課税物品に該当するもの	昭和四三年四月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四五年四月一日	一〇〇個	五%
附則第三条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第一〇号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四五五年四月一日	一一〇個	一〇%
附則第三条第二号に掲げる物品	昭和四五五年四月一日	一一〇個	一五%

- 2 前項の規定による物品税額について、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品（同一の日に同項の規定に該当することとなつたものに限る。）に係る物品税額が、同一につき、十万円以下のときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月末日限り、十万円をこえるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該翌月の一日から当該各号に掲げる期間内の各月にその税額を等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

- 3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯蔵場所とに当該物品の品名並びに品名との数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合において、当該物品の製造者（同項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、物品税法第二十八条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。
- 5 第一項に規定する者が同項の期日欄に掲げる日において所持する物品のうち、同一の日に、同項の規定に該当することとなつたものと物品税法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十四号）附則第十一条第一項の規定に該当することとなつたものがある場合には、税務署長は、第一項又は同条第二項の規定にかかるわらず、第一項及び同条第一項の規定により課されるべき物品税に相当する金額の合計額について第二項の規定に準じ、その物品税を徴収する。（罰則に係る経過規定）
- 第六十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

関税定率法等の一部を改正する法律案

(関税定率法等の一部を改正する法律)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

(不当廉売関税)

第九条 不当廉売された貨物の輸入(輸入された貨物の不当廉売を含む。次項において同じ。)が本邦の産業に損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を妨げる場合において、当該産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者又は輸出国及び期間を指定し、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正当価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税(以下この条において「不当廉売関税」という。)を課することができる。

2 前項の不当廉売に係る産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入が当該産業に損害を与える、若しくは与えるおそれがあり、又は当該産業の確立を妨げる事実(次項において「不当廉売等の事実」といふ。)を証する証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課すべきことを求めることができる。

3 政府は、前項の求めがあつた場合その他特に必要があると認めた場合には、不当廉売等の事実の有無につきその調査を行なうものとする。この場合において、その調査を行なつた貨物につき不当廉売等の事実があると推定するに十分な証拠があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、その調査の完了前においても、政令で定めるところにより、貨物、その輸出者又は輸出国及び期間(六月以内に限る。)を指定して次の措置をとることができる。

一 当該貨物の正当価格と認められる価格と不当廉売価格との差額に相当する額の附加税を課すること。

二 次項の規定による不当廉売関税を保全するため、前号の附加税の額に相当する担保を提供させること。

4 第一項の規定により指定された貨物で既に輸入の申告がされたもの(輸入の許可を受けたものと含む。)のうち、次に掲げる貨物については、政令で定めるところにより、不当廉売関税を当該貨物の輸入者から徴収することができる。この場合において、前項第一号の規定により附加税を課された貨物について徴収する不当廉売関税の額は、当該附加税の額を限度とし、同号の附加税を

の納付があつた貨物については、不当廉売関税の徴収があつたものとみなす。

一 前項の措置(次号において「暫定措置」という。)が適用された貨物で、その輸入が本邦の産業に損害を与えることが確認されたもの(同項第一号の附加税が課されていた貨物で、これが課されなかつたとしたならばその輸入により本邦の産業に損害を与えていたと認められるものを含む。)

二 前号に掲げる貨物を除き、当該貨物の輸入が、暫定措置が適用された日の前九十日から第一項の期間の初日の前日までの期間内において短期間に多量に行なわれることにより、本邦の産業に損害を与えることが確認された貨物のうち、次に掲げる貨物のいずれかに該当し、かつ、不当廉売の再発を防止するため不当廉売関税を徴収する必要があると認められるものイ 不当廉売により本邦の産業に損害を与えた事実が過去に存在する貨物ロ 当該貨物の輸入が本邦の産業に損害を与えることをその輸入者が知っていたと認められる貨物

三 第二項の求めが最初にあつた日(前項の調査が第二項の求めによらないで開始されたときは、その開始の日)の前百二十日から第一項の期間の初日の前日までの期間内に、不当廉売以外の事情により当該貨物の課税價格を決定することができないため、その引取りにつき關稅法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定による稅關長の承認を受けた貨物で輸入の許可を受けていないもの

5 第二項の規定による附加税又は担保は、同項の調査が終了したときは、前項の規定により關稅法が徵收される場合を除き、すみやかに還付し、又は解除しなければならない。附加税又は担保の額が同項の規定により徵收される關稅の額をこえる場合において、そのこえ部分の附加税又は担保についても、同様とする。

6 第三項の調査に係る証拠の提出の方法、利害関係人に対する通知その他同項の調査に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十二条第三項中「大蔵大臣及び」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 委員の互選により關稅率審議会の会長として定められた者は、会務を總理する。

別表第〇一・〇六号の税率の欄中「一〇%」を「無税」に改める。

別表第〇五・一五号中「五 その他のもの

〔五 アルテミアサリナの卵

六 その他のもの

五% 無税 五% を

改める。

別表第〇九・〇一號及び第〇九・〇二號の税率の欄中「5%」を「無税」に改め、同表第〇九・〇三號の税率の欄中「三五%」を「10%」に改め、同表第〇九・〇四號を次のとおり改める。

〇九・〇四
こしょう属のペッパー及びとうがらし属又はピメント属の

ピメント

一 小売容器入りのもの

二 その他のもの

ト 粉碎し又は混合したもの

一 その他もの

ト プラントガブシリウムの種

一 その他もの

ト メキシカンファイバー

一 ピアッサバ、メキシカン

ト ファイバーに改め、同号の税率の欄中「5%」を「20・5%」に改める。

二 落花生油

三 菜種油及びからし種油

四 えんま油

五 綿寒油

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

一五% を

一キログラムにつき一八円

一五% を

一キログラムにつき一五円

一五% を

一キログラムにつき一〇円

一〇% を

一四 その他のもの

一四 その他のもの

改める。

別表第二五・一三号中 「 二 ガーネット

二 ガーネット

ト 課税価格が一キログラムにつき一〇〇円とするもの

二 その他もの

一 希ガス

一 希ガス

一 ヘリウム

二 その他もの

改め、同表第一八・二八号の税率の欄中「5%」を「無税」に改める。

別表第二九・二五号中 「 五 その他もの

五 一・三ジメチル一・六・ジオキソ一四・アミノ一五・ホルミルアミノ

ビリミジン

六 その他もの

改め、同表第二九・四二号中 「 四 その他もの

四 テオフィリンカルシウム

五 その他もの

改め、同表第三一・〇三号及び第三八・〇五号の税率の欄中「5%」を「無税」に改める。

別表第三八・〇七号中 「 一 テレビン油

一 テレビン油

改め
る。9

別表第三九・〇一号中	
〔1〕 ポリビネンのもの	〔1〕 その他のも
〔2〕 その他のもの	〔2〕 その他のも
〔3〕 その他のもの	〔3〕 その他のも
〔4〕 ポリビネンのもの	〔4〕 その他のも
〔5〕 その他のもの	〔5〕 その他のも

別表第四一・〇三号及び第四一・〇四号の税率の欄中「一五%」を「七・五%」に改め、同表第

卷之三

税」に改める。

別表第五六・〇二号を次のように改める。

五六〇三
人造繊維の長繊維又は短繊維のくず(ぼろ)を反毛したるもの及び糸くずを含むものとし、カーデし、コームし又はその他紡績準備の処理をしたものと除く。)

別表第五七・〇七号の税率の欄中「七・五%」を「一・七五%」に改める。

五八・〇一
じゅうたん、じゅうたん地その他織物類の敷物（結びペイ
ルのものを除くとともに）ケレムラグ、シユマックラグ、
カラマニラグその他これらに類するものを含むものとし、
製品にしたものであるかどうかを問わない。)
一 コイヤ製のもの
二 その他のもの
一一〇% 一五%

別表第七五・〇三号中

		別表第七五・〇三号中
(一) ニッケル(合金を除く。)のもの	A 真空管用ダクター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの	(一) ニッケル(合金を除く。)のもの 一キログラムにつき一〇〇円
B その他のもの		
		無税
	一キログラムにつき二〇〇円	

改める。
別表第八五・〇六号中
一 真空掃除機、床みがき機、食物用グライン
ダー、食物用ミキサー、果汁しづり機、
を

一 真空掃除機、床みがき機、食物用グライソーダー、食物用ミキサー、
果汁しぼり機、ファン及びこれらの部分品

(二) ファン
（三）その他のもの

改める。

別表第九六・〇一号の税率の欄中「一〇%」を「五%」に改める。

「四〇%」、「四〇%」を「三五%」に改め、同表第四号の税率の欄中「六五%」を「五五%」に、「四

次のように改める。

七
獵銃
六五%
第九三・〇四号の一

別表の附表第七号の次に次のように加える。

七の二	ゴルフ用具（ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバッグに限る。）	六〇%
の三	第四二・〇一号の二 又は第九七・〇六号	

別表の附表第八号の税率の欄中「六五%」を「五五%」に、「四〇%」を「三〇%」に改め、同表第九号

一 大豆のうち関税及び貿易に関する一般協定

のジュネーヴ議定書(一千九百六十七年)の規

定による税率の引下げをわが国が最初に実

施する日(以下「実施日」という。)から昭和

四四年三月三一日までに輸入されるもの

四四年三月三一日までに輸入されるもの

二 落花生

一キログラムにつき三円八四銭	一〇%	昭和四四年三月三一日
----------------	-----	------------

別表第一四・〇一号及び第一四・〇五号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

一五・〇七号を次のとおりに改める。

一 大豆油

一キログラムにつき二円	昭和四四年三月三一日

二 落花生油

一キログラムにつき二円	昭和四四年三月三一日

三 菜種油及びからし種油

一キログラムにつき二円	昭和四四年三月三一日

四 ひまわり油

一キログラムにつき二円	昭和四四年三月三一日

五 綿寒油

一キログラムにつき二円	昭和四四年三月三一日

一四 その他のもの

一キログラムにつき二円	昭和四四年三月三一日

別表第一五・一六号、第一八・〇一号及び第一〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表第二五・〇四号の品名の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、「政令で定める期間内に輸入されるものを除く。」を削り、同表第二五・〇五号の品名の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第二五・一三号を削り、同表第二五・一九号及び第一六・〇一号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表第一五・一六号、第一八・〇一号及び第一〇・〇六号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、「政令で定める期間内に輸入されるものを除く。」を削り、同表第二五・〇五号の品名の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、「政令で定める期間内に輸入されるものを除く。」を削り、同表第二五・一三号を削り、同表第二五・一九号及び第一六・〇一号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

(+) 撥発油

B その他のもの

(b) その他のもの

政令で定める石油

化学製品の製造に

使用するもの又は

アンモニアの製造

に使用するもの

一キロリットルにつき二五〇円

昭和四三年三月三一日

三月三一日

昭和四四年三月三一日

無税

昭和四四年三月三一日

を

に

改め、同号の一の他の適用期限の欄中「昭和四十三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、
同表第二七・一一号を次のように改める。

**二七・一
石油ガスその他のガス状炭化水素**

(1) 液化メタンガス

無税 昭和四四年
三月三一日

(2) 液化石油ガス(ブタンを主成分とするもの)

一トントキ(三五〇円) 昭和四四年
三月三一日

き(三五〇円) 昭和四四年
三月三一日

別表第二七・一四号、第二八・〇五号、第二八・一八号及び第一八・一一号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第二八・一一号を削り、同表第二八・二九号、第二八・四〇号、第二八・四二号及び第二八・五一号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表第二九・〇一号を次のように改める。

**二九・〇
炭化水素**

二 不飽和非環式炭化水素

(1) その他のもののうちイソプレン

無税 昭和四四年
三月三一日

三 芳香族炭化水素

(1) キシレンのうちオルトーキシレン

無税 昭和四四年
三月三一日

(4) その他のもののうちジイソプロピルベンゼン

無税 昭和四四年
三月三一日

別表第二九・一一号を削り、同表第二九・一二号を次のように改める。

**二九・一
ケトン及びアルコール**

ケトン及びキノン並びにケトンアルコール、ケト

ンフェノール、ケトンアルデヒド、キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の单一又は混成の酸素官能のケトン及びキノ

ノイド

一 精油

(1) その他のもののうちしょう腦原油(温度

一度における比重が〇・九四をこえる

もので、かつ、しょう脳の含有量が水分

を除いた全重量の四〇%をこえるものに

限る。)

無税

昭和四四年
三月三一日

別表第三二・一〇三号を削り、同表第三二・一〇五号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第二九・二五号を削り、同表第二九・二五号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第二九・四二号を削る。

別表第三二・一〇五号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第三二・一〇三号を削り、同表第三二・一〇五号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

別表第三二・一〇一 精油(コンクリートのものを含むものとし、テル

ベンを除いてあるかどうかを問わない)及びレジ

ノイド

ピレン

無税 昭和四四年
三月三一日

別表第三八・〇五号及び第三八・〇七号を削り、同表第三八・一四号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第三八・一九号を次のように改める。

別表第三八・一九 化学品及び化学工業(類似の工業を含む)による調製品(天然物のみの混合物を含む)並びに当該

工業において生ずる残留物(他の号に該当するものを除く。)

一 低重合度の混合アルキレンのうちトリプロ

ピレン

ン並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

一 ケトン官能化合物

(4) その他のもののうちしょう脳

一五% 昭和四四年
三月三一日

一〇 その他のもののうち金屬黒鉛質の電気機

器用プラス素材（塊、板、棒その他これらに類する形状のもので、焼成したものに限る。）

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの

一〇%
昭和四四年
三月三一日

(2) その他のもの

別表第三九・〇一号を削る。

別表第四四・〇三号及び第四四・〇四号を削り、同表第四四・〇五号を次のよう改める。

四四・〇五

木材（長さの方向にひいたもの又は平削りし若しくは丸はぎしたもので、さらに加工してないもののうち、厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。）

三 松属、もみ属（カリホルニアレッドファー、

グランドファー、ノーブルファー及びパシ

フィックシルバーファーを除く。）とくひ

属（シトカスプルースを除く。）又はからまつ属のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のみに限る。）のうち歐州とうひのもの

無税
昭和四四年
三月三一日

別表第四四・一二号を削る。

別表第四八・〇九号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表第五六・〇三号を削る。

別表第五八・〇九号の品名の欄中「のうちレース」を「のうち織製レース」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第五八・一〇号を次のよう改める。

五八・一〇 ししゅう布（セチーフを含む。）

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの
(2) その他のもの

一一一・一二%
昭和四四年
三月三一日

別表第六七・〇二号を次のよう改める。

六七・〇二 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品及び

製品のうち人造プラスチック製のもの

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの

三五%
昭和四四年
三月三一日

(2) その他のもの

別表第六七・〇二号の次に次のよう加える。

七三・〇一 鋼鐵及びスピーゲル（なまこ形のもの、ブロック

ク、ラソブその他これらに類する形状のものに限る。）

一 鋼鐵のうち実施日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの

八%
昭和四四年
三月三一日

別表第七三・〇二号及び第七四・〇二号を次のよう改める。

七三・〇二 フェロアロイ

二 フェロニッケル

四 フェロニッケル

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの

(2) その他のもの

五 その他のもののうちフェロモリブデン（政

令で定める日以後に輸入されるものに限る。）

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの

(2) その他のもの

一五%
昭和四四年
三月三一日

七四・〇一 銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず

一 塊（一に掲げるものを除く。）

(1) 製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九

九・八%以下のものに限る。）

無税
昭和四四年
三月三一日

- (1) その他もの
 くずを溶解して鋳造したもの（亜鉛の含有量が全重量の二五%以上のものに限る。）
- (i) 昭和四四年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日（ii）において「指定日」といふ。）までに輸入されるもの
- (ii) 指定日の翌日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの
- (2) その他もの
 昭和四四年三月三一日（同日前の日を政令で定めたときは、その日（ii）において「指定日」といふ。）までに輸入されるもの
- (iii) 指定日の翌日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの
- 1 課税価格が一キログラムにつき三一〇円から三六〇円までの間で政令で定める金額（2）において「指定額」といふ。）をこえるもの
- 2 課税価格が指定額以下で、指定額から一キログラムにつき一七円を控除した金額をこえるもの

	三月三一日 (同日前の日を政令で定めたときは、その日)	三月三一日 (同日前の日を政令で定めたとき)
無税	五%	五%以下のみに限る。
無税	五%	一一〇%
無税	一一〇%	昭和四四年三月三一日

別表第七五・〇一号中

一 マット、スペイスその他
ニッケル製錬の中間生産物

(1) 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・

削り、同号の品名の欄中「第七五・〇三号の一の(1)に掲げる」を「第七五・〇三号の一の(1)のBに該当する」に改め、「(真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるものを除く。)」を削り、「第七五・〇三号の一の(1)に掲げる」を「第七五・〇三号の一の(1)に該当する」に改め、同号の税率の欄中「一四〇円」を「一一〇円」に、「三六%」を「三二%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第七五・〇一号から第七五・〇四号までを次のように改める。

七五・〇一 ニッケルの棒、形材及び線

一 棒及び形材

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの

一一四%

昭和四四年三月三一日

二 線

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの

一一四%

昭和四四年三月三一日

七五・〇三II

ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク
一 はく(浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたもの)を含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さを除く。)が〇・一五ミリメート

	無税	無税
	五%	五%以下のみに限る。

一キログラムにつき、

課税価格との課

税額

と課

税額

との課

税額

B その他のもののうち粉及びフレーク

で、ニッケル合金の塊等について政令
で定める数量以内のもの

(1) ニッケル合金のもの
はく

(2) 粉及びフレーク

(1) ニッケル合金の塊等について政令で
定める数量以内のもの

(ii) その他のもの

(1) ニッケル(合金を除く。)のもの

無税	昭和四四年	三月三一日
無税	昭和四四年	三月三一日
無税	昭和四四年	三月三一日

七六・〇一 アルミニウムの塊及びくず

一塊

(1) アルミニウム(合金を除く。)のもの
実施日の前日までに輸入されるもの

(2) その他のもの
実施日の前日までに輸入されるもの

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

七六・〇二 アルミニウムの棒、形材及び線

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの
棒及び形材

(2) その他のもの
実施日の前日までに輸入されるもの

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

七六・〇三 二線

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの
アルミニウムの板及び帯

(2) その他のもの
アルミニウムのはく

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

七六・〇四 アルミニウムのはく

(1) 実施日の前日までに輸入されるもの
アルミニウムのはく(浮出し模様を付けたもの、
切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、
印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りした
ものを含むものとし、はくの厚さ(補強材の厚さ
を除く)が〇・一ミリメートル以下のものに限
る。)

(2) その他のもの
アルミニウムのはく

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

一一・四%

昭和四四年
三月三一日

七六・〇五 別表第七五・〇五号の税率の欄中「一四〇円」を「一一〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和
四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表第七六・〇一号から第七六・〇四号まで、第七六・〇六号及び第七六・一二号を次のように
改める。
別表第七六・〇一号から第七六・〇四号まで、第七六・〇六号及び第七六・一二号を次のように
改める。

七六・〇六 アルミニウムの管、素管及び中空棒
 (1) 実施日の前日までに輸入されるもの
 (2) その他のもの

より線、ケーブル、ロープ、組みもその他これらに類する物品（アルミニウム製の線を用いて製造したものに限るものとし、電気絶縁をしたものと除く。）のうち、より線

- (1) 実施日の前日までに輸入されるもの
 (2) その他のもの

一一一・一%	昭和四四年 三月三一日
--------	----------------

別表第七八・〇一号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改め、同表第七八・〇二号を削る。

別表第七九・〇一号、第八〇・〇一号及び第八一・〇三号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表第八一・〇四号及び第八四・四五号を次のよう改める。

八一・〇四 その他の半金属及びその製品並びにサーメット及びその製品

- 二 塊、粉、フレーク及びくず（一に掲げるものを除く。）
 三 その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク

- (1) 実施日の前日までに輸入されるもの
 (2) その他のもの

一キログラムにつき四〇円 一キログラムにつき三〇円	昭和四四年 三月三一日
------------------------------	----------------

八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

- 一 工作機械
 一 旋盤

B 自動ならい旋盤（ペッダ上の振りが六〇〇ミリメートルに満たないものに限る。）のうち同一往復台上にない切削を行なうことができる二個の横送り台を有するもの

一五%	昭和四四年 三月三一日
-----	----------------

B 治具中ぐり盤（立型のものに限る。）のうち直徑が一〇〇ミリメートル以上水平中ぐり軸を有するもの

一五%	昭和四四年 三月三一日
-----	----------------

四 研削盤

A 内面研削盤

（研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限るものとし、センターレス式のものを除く。）のうち、砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなたの内面とその孔軸に直角な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができるもの及び砥石軸を一本有するもので、被加工物のあなたの両端部の内面を同時に、かつ、自動的に研削することができるもの

- (1) その他のもの
 (2) その他のもの

一五%	昭和四四年 三月三一日
-----	----------------

八四・四五 金属又は金属炭化物の加工機械（第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。）

- 一 旋盤

満たないものに限る。)のうち、連続して送入される被加工物を連續的に加工することができるもので引張力が一〇重量トンをこえるもの

一五% 昭和四四年三月三一日

別表第八四・五二号から第八四・五四号まで及び第八五・一二号の適用期限の欄中「昭和四三年三月三一日」を「昭和四四年三月三一日」に改める。

別表に次のとおりに加える。

九一・〇一 懐中時計、腕時計その他の携帯時計(ストップウォッチを含む)

一 課税価格が一個につき六〇〇〇円以下のもののうち、ストップウォッチ以外のもので実施日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの

一四%

九一・〇七

ウォッチムーブメント(ストップウォッチムーブメントを含むものとし、組み立てたものに限る。)

一 課税価格が一個につき五〇〇〇円以下のもののうち、ストップウォッチムーブメント以外のもので実施日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの

一四%

九一・一一

その他の時計部分品

一〇%

三 ウォッチムーブメントセット(部分品の一

部を取りそろえ又は組み立てたものを含むものとし、地板を有するものに限る。)及びウォッチムーブメント用の地板のうち実施日から昭和四四年三月三一日までに輸入されるもの

一〇%

附 則

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中國税率別表第〇一・〇六号、第〇九・〇一号から第〇九・〇四号まで、第一二・〇四号、第一二・〇七号、第一四・〇三号、第四一・〇三号から第四一・〇五号まで、第五七・〇七号、第五八・〇二号、第八五・〇六号及び第九六・〇一号並びに同表の附表の改正規定、中国税及び貿易に関する一般協定のジュネーヴ議定書(千九百六十七年)の規定による税率の引下げをわが国が最初に実施する日

二 第一条中國税率別表第九条の改正規定並びに第二条中國税率第六条の二、第十二条第七項第三号、第十四条及び第七十二条の改正規定、中国税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定の効力発生の日

2 改正前の関税暫定措置法別表第七五・〇三号の一の(一)の(1)の税率の適用を受けた物品については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

九一・一二

租税特別措置法の一部を改正する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の四」を「第五十二条の五」に、「第九十五条」を「第九十四条」に改める。

第一条中「通行税」及び「通行税法(昭和十五年法律第四十三号)」を削る。

第二条第一項第十号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同項第十一号中「第三十九号」を「第四十号」に改め、同項第十四号中「第四十号」を「第四十一号」に改める。

第四条を次のように改める。

(少額国债の利子の非課税)

第四条 所得税法の施行地に住所を有する個人が、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所(以下この条において「販売機関の営業所等」という。)において、昭和四十年一月一日から昭和四十五年三月三十一日ま

での間に発行される国债(財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行されるものに限る。以下この条において同じ。)をその発行の日から一年を経過する日(その日が昭和四十五年三月三十一日後である場合には、同日)までに購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その国债につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「特別非課税貯蓄申込書」といふ。)を提出したときは、その国债の発行の日から第四期の利子の支払期までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に属する利子の各計算期間ごとにその計算期間を通して(その国债が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間について)、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて(次に各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応す

割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとし、当該割合が百分の五十をこえるときは、「百分の五十とする。」を「に百分の十(当該特定合併が同項に規定する政令で定める特定合併に該当する場合には、百分の二十)を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り上げた割合)」に改め、同条第四項中「同項に規定する特定合併による資本増加割合」を「同項の規定により控除される金額」に改める。

第四十二条の六第一項中「最も多い額」の下に「(以下この項において「比較試験研究費額」といふ。)」を加え、「金額の百分の二十五」を「金額に百分の二十五(当該にかかる部分の金額が比較試験研究費額の百分の一に相当する金額に当該比較試験研究費額に係る事業年度終了日の翌日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額(以下この項において「基準増加額」という。)をこえる場合におけるその基準増加額をこえる部分の金額については、百分の五十)」を乗じて計算した金額」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同表中第四号中「大型であり、かつ」を削り、同表中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

<p>八 法 電気事業 十九年法律 第一百七十九条 地城における送電又は配電の設備の緊急 かつ計画的な整備を促進するため政令で定めるものの施行に伴つて取得し、又は建設され る政令で定める送電又は配電の設備</p>	<p>四分の一</p>
--	-------------

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人が、各事業年度終了の日において、中小企業近代化促進法第二条に規定する中小企業者に該当し、かつ、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十日までの間に政令で定めるところに承認を受けた商工組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの(以下この項において「商工組合等」という。)の組合員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員)で、当該事業年度において中小企業近代化促進法第三条第一項に規定する指定業種に属する事業で当該中小企業構造改善促進計画に係るものをして營むものとして政令で定めるものに該当する場合には、当該事業年度(当該承認のあつた日以後一年以内の日を含む各事業年度に限る。)終了の日において当該法人の有する機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附屬設備(当該事業年度における償却額の計算に係る第五十三条から前条まで、第四十八条から第四十九条まで、第五十条若しくは第五十一条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を除く。)にかかる当該事業年度の償却限度額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の二分の一に相当する金額をいう。)との合計額(第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の二分の一に相当する金額)とする。

第四十六条の二 第一条中「若しくは第五十一条若しくは第五十二条」を「第四十八条、第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十二条若しくは第五十二条」に改め、「機械及び装置」の下に「(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)」を加える。

第四十六条の二第一項中「第五十二条」を「第五十四条の二」に改め、「資産について」の下に「第四十五条の二若しくは」を加え、「前条第一項第一号又は」を「当該法人が次の各号に掲げる場合に該当するときは当該金額に当該各号に掲げる率を乗じて計算した金額とするものとし、第四十五条の二の規定の適用を受ける場合には、これらの計算した金額に同条第一項に規定する二分の一に相当する金額を加算した金額とし、前条第一項第一号又は」に、「当該金額」を「これらの計算した金額に、『加算した金額』を『加算した金額とする。』」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該事業年度について当該法人が甲種輸出貢献企業(その海外取引等による収入金額の合計額、当該合計額の総収入金額のうちにおける割合その他の他これらに準ずるもの)の状況に照らし輸出の伸長に特に貢献した企業として政令で定めるものをいう。に該当するものである場合 百分の百六十

二 当該事業年度について当該法人が乙種輸出貢献企業(その海外取引等による収入金額の合計額に照らし輸出の増加に貢献した企業(前号の甲種輸出貢献企業に該当するものを除く。)として政令で定めるものをいう。)に該当するものである場合 百分の百三十

第四十六条の二第三項第四号中「又は測量」を「農業若しくは漁業に関する技術指導に係る役員等の組合員の機械等の割増償却」

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人が、各事業年度終了の日において、中小企業近代化促進法第二条に規定する中小企業者に該当し、

昭和四十八年九月三十日以前に終了する各事業年度に限る。)終了の日」に、「第四十八条、第四十九条若しくは第五十二条」を「第四十八条、第四十九条まで、第五十一条若しくは第五十二条」に改め、「機械及び装置」の下に「(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)」を加える。

第四十六条の二第一項第一号中「若しくは第五十二条」を「第五十二条」に改め、「資産について」の下に「第四十五条の二」に改め、「機械及び装置」の下に「(これに類するものとして政令で定める構築物を含む。)」を加える。

第四十六条の二第一項第一号又は

第四十六条の二

又は当該原油備蓄施設を建設して、これをその備蓄の用に供した場合には、その備蓄の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該原油備蓄施設の償却限度額は、その備蓄の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該原油備蓄施設の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十一条の次に次の二条を加える。

（事業協同組合等の共同教育施設の割増償却）

第五十一条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの（以下この項において「事業協同組合等」といいう。）のうち青色申告書を提出するものが、昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、もつばら当該事業協同組合等の組合員（当該事業協同組合等が二以上の事業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員）又は当該組合員の従業員に対する職業訓練のため、当該事業の用に供する建物（その附属設備を含む。）又は機械及び装置で政令で定めるもの（当該事業年度における償却額の計算に関する特例）

第五十二条の五 法人の有する国際観光ホテル整備法第八条（同法第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産の耐用年数の数は、法人税法の規定に基づいて定められていて、耐用年数の二分の一を下らず、かつ、当該耐

されたことのないものを取得し、又は当該共同教育施設を建設し、若しくは製作して、これをその教育の用に供した場合には、その教育の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該共同教育施設の償却限度額は、その教育の用に供した日以後五年以内でその用に供して、その用に供した日以後五年以内でその用に供する期間に限り、法人税法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該共同教育施設の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五十一条の二に次の二条を加える。

（事業協同組合等の共同教育施設の割増償却）

第五十一条の二 事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの（以下この項において「事業協同組合等」といいう。）のうち青色申告書を提出するものが、昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、もつばら当該事業協同組合等の組合員（当該事業協同組合等が二以上の事業協同組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の組合員）又は当該組合員の従業員に対する職業訓練のため、当該事業の用に供する建物（その附属設備を含む。）又は機械及び装置で政令で定めるもの（当該事業年度における償却額の計算に関する特例）

第五十二条の五 法人の有する国際観光ホテル整備法第八条（同法第二十八条において準用する場合を含む。）に規定する減価償却資産の耐用年数の数は、法人税法の規定に基づいて定められていて、耐用年数の二分の一を下らず、かつ、当該耐

用年数に満たない範囲内で政令で定める年数による。

よる。

第五十三条第一項中「後入先出法」の下に「若し

くはこれに準する評価方法」を加え、「百分の九

四」を「百分の九十六」に、「百分の九十二」を「百分

の九十四」に、「百分の九十七」を「百分の九十八」

に改める。

第五十六条の五第二項中「前事業年度から繰り

越された」を「その費用又は損失の生じた日におけ

る」に改める。

第五十六条の六第八項中「及び第九項」を「第

九項及び第十項前段」に、「あるのは、」を「あるの

は」に、「読み替える」を「同条第十項前段中「第

二項」とあるのは第五十六条の六第一項、第三項

及び第四項」と読み替えるに改める。

第五十六条の七第七項中「第五十六条の三第三

項」を「第五十六条の八第三項」に改め、同条を第

五十六条の八とし、同条の前に次の二条を加え

る。

（電子計算機買戻準備金）

第五十六条の七 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附属する機器で政令で定めるもの（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むもの

が、昭和四十三年四月一日から昭和四十六年三

月三十日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年

度及び清算中の各事業年度を除く。）において、

電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるた

め、当該事業年度の特定電子計算機買付会社に

対する電子計算機の販売金額で第三項に規定す

る政令で定める特約に係るものとの合計額の百分

の十に相当する金額以下の金額を損金経理の方

法（確定した決算において利益の処分により積

立金として積み立てた方法を含む。）により電子

計算機買戻損失準備金として積み立てたとき

は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所

得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定電子計算機貸付会社と

は、電子計算機の製造又は販売の事業を営む三

以上の法人が共同出資により設立した会社で、

もつばらこれらの法人から購入した電子計算機

の貸付けを業とするものをいう。

3 第二項に規定する特別買戻損失とは、電子計

算機の製造又は販売の事業を営む法人が同項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機をその求めに応じ一定の期間経過後に買い戻す旨の特約その他の政令で定める特約に基づいて買戻しをした場合におけるその買戻価額のうち当該電子計算機の製造原価又は売上原価に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以外の金額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに対応する損失をいう。

は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所
得の金額の計算上、益金の項に算入する。

8 第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十九条第一項中「第九号」を「第十号」に改め

第六十一条第三項中「期限後申告書を含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条中第五項を

たことのない場合に、三歳年金に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

積み立てる者が、その積立する場合に置いて、
用する。この場合において、同条第九項中「者
でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の七
第三項に規定する政令で定める特約を有する者
でないとき」と、同条第十項前段中「第二項」と
あるのは「第五十六条の七第五項」と読み替える

4 税務署長は、前項の記載又は添附がない法人の一項を加える。

第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立ててある法人の各事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機(昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に販売したものなどを除く。)について第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた

二　解散した場合　当該解散の日における電子計算機賃戻損失準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれた

第五十七条の二第一項中「昭和三十九年法律第百七十号」を削る。
第五十七条の七中「青色申告書を提出する」を削り、「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

るとの認めるときは、当該記載をした書類及び前項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第六十二条中「第四十六条第一項第一号」を「第四十五条の二及び第四十六条第一項第一号」に、「同号」を「これらの規定」に改める。

日ににおける電子計算機買戻損失準備金の金額（その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除し

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取りくずした場合、その取りくずした日ににおける電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

第五十八条第一項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第四十六条の二第七項本文」を「第四十六条の二第六項第六号及び第七項本文」に、「及び第六号から第八号まで」を「第七号及び第八号」に改める。

第六十四条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第五十一条」を「第五十二条の二」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

た金額以下この条において同じ)のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算

「の適用を受けるものを除く」を有する法人が、各事業年度に、「前条第一項」を「同条第一項」に、「指定期間内に」を「において」に、「相当する金額と」、「を相当する金額と」に改め、「に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第六項及び第七項に改める。
第六十五条第四項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第六項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に改める。

いては、当該個人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

（個人の準備金に関する経過規定）

第六条 個人の昭和四十三年分の事業所得の金額

を計算する場合において、昭和四十二年十二月三十一日における価格変動準備金の金額と昭和四十三年十二月三十一日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（昭和四十三年分の事業所得に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業所得を昭和四十二年分以前の年分の事業所得とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第四条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定により計算した金額の合計額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第十九条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかるらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一、その年十二月三十一日における価格変動準備金の金額から同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と

前号に掲げる合計額とのいすれか多い金額を

控除した金額

に限るものとする。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第七条 新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過規定）

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過規定）

第八条 新法第四十条の規定は、個人が施行日以後に財産の贈与又は遺贈に係る所得税について適用し、同日前にした財産の贈与又は遺贈に係る所得税については、なお従前の例による。

（個人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定）

第九条 新法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものと除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税の減価償却に関する経過規定）

第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過規定）

第十三条 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十一条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）と改

正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と

のうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所

得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始し

た事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第十二条第二項の規定の適用がある法

人については、同項の規定の例により計算した金額）が、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第二項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規

定にかかるらず、当該合計額にそのこえる金額

を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、

旧法第五十三条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十

2 法人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十日以後に旧法第四十二条の四第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたものうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日ま

での間に、同項に規定する廃棄をした場合に

は、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、「政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一号）附則第十一条第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定によるものとする。

3 法人が、施行日前に開始した事業年度において新法第四十五条の二第一項、第四十八条の二第一項又は第五十一条の二第二項に規定する減

価償却資産についてこれらの規定の適用を受け

る場合には、新法第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十二条の二及び第五十二条の四第一項の規定中新法第四十五条の二、第四

十八条の二又は第五十五条の二に規定する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十三条 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十一条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）と改

正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と

のうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所

得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始し

た事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第十二条第二項の規定の適用がある法

人については、同項の規定の例により計算した金額）が、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第二項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規

定にかかるらず、当該合計額にそのこえる金額

を加算した金額を、同項各号の規定により計算

した金額の合計額とする。この場合において、

旧法第五十三条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十

ては、当該法人の施行日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

3 法人が、施行日前に開始した事業年度において新法第四十五条の二第一項、第四十八条の二第一項又は第五十一条の二第二項に規定する減

価償却資産についてこれらの規定の適用を受け

る場合には、新法第四十六条第一項、第四十六条の二第一項、第五十二条の二及び第五十二条の四第一項の規定中新法第四十五条の二、第四

十八条の二又は第五十五条の二に規定する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

（法人の税額控除に関する経過規定）

第十三条 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十一条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）と改

正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と

のうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所

得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始し

た事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第十二条第二項の規定の適用がある法

人については、同項の規定の例により計算した金額）が、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第二項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規

定にかかるらず、当該合計額にそのこえる金額

を加算した金額を、同項各号の規定により計算

した金額の合計額とする。この場合において、

旧法第五十三条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十

三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了日のにおける価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかるらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十

三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日ににおける価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額と

新法第五十六条の規定は、同条第一項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等を取得した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の第七第一項に規定する特定電子計算機貸付会社との間に同条第三項に規定する政令で定める特約を締結している法人の施行日以後に開始する事業年度については、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十五号)附則第十二条第一項の規定にかかるらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八条の四の規定は、適用しない。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十四条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なほ従前の例による。

(法人の新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過

規定)

第十五条 法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度における旧法第五十八条の規定の適用については、同条第一項中「昭和四十三年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日まで」とする。

(法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定)

第十六条 新法第六十八条の二の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人の申告要件の緩和等に関する経過規定)

第十七条 新法第四十七条、第六十一条、第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十六条まで、第六十六条の十一及び第六十七条の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第十八条 国際観光ホテル整備法の一部を次のように改正する。

第八条 (減価償却資産の耐用年数)

第八条を次のように改める。
(減価償却資産の耐用年数)
第八条 所得税又は法人税の課税標準に関する登録ホテル業の用に供する減価償却資産で政令で定めるものの耐用年数は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところによる。

第二十八条中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

別表第二 削除

(国際観光ホテル整備法の一部改正に伴う経過規定)

第十九条 改正後の国際観光ホテル整備法第八条

(同法第二十八条において適用する場合を含む)の規定は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(企業合理化促進法の一部改正)

第二十条 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第七条 削除

(企業合理化促進法の一部改正に伴う経過規定)

第二十一条 個人又は法人の附則第四条第一項又は第十一条第一項に規定する旧特定設備が附則第四条第二項又は第十一条第二項の規定により旧法第十条又は第四十二条の四の規定の例によることとなつた場合における当該旧特定設備の廃棄については、前条の規定による改正前の企業合理化促進法第七条の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「各年」の下に「(昭和四十二年までの各年に限る。)」を加える。
附則第十二条第二項中「各事業年度」の下に「(昭和四十三年四月一日前に開始する事業年度に限る。)」を加える。

第二号中正誤

一 段 行 誤
二 四 七 当 該 誤
三 六 外 正